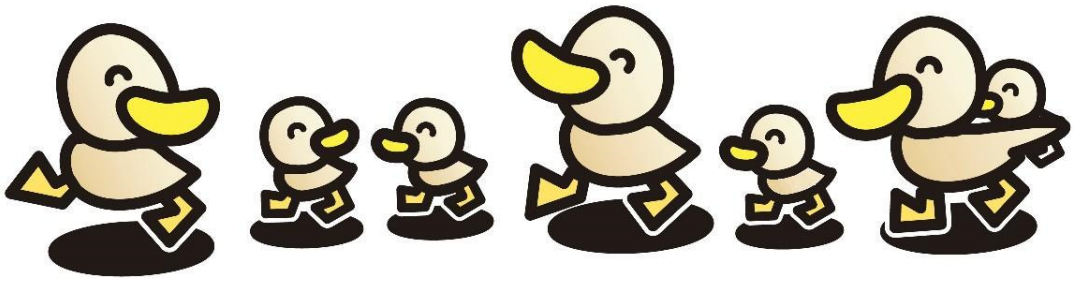
「保育のごあんない」の追加・訂正表の最新版と

「保育のごあんない」を１つのファイルにまとめています。

「保育のごあんない**（追加・訂正表）**」の後に、「保育のごあんない」の本編が続いていますので、追加・訂正表を確認しながら、本編をご覧ください。



「保育のごあんない（令和8年(2026年)9月発行）」　追 加・訂　正　表

令和８年１１月１日現在

●保育園等一覧（P５４～７６）の年齢別定員の最新情報

保育園等一覧（P５４～７６）の年齢別定員（令和９年４月１日予定）の最新情報は区のホームページで公表していますので、下記のホームページでご確認ください。

認可保育園(定員数)　世田谷地域　[区のホームページ ID：１５７８]
認可保育園(定員数)　北沢地域　[区のホームページ ID：１５７９]
認可保育園(定員数)　玉川地域　[区のホームページ ID：１５８０]
認可保育園(定員数)　砧地域　[区のホームページ ID：１５８１]
認可保育園(定員数)　烏山地域　[区のホームページ ID：１５８２]

保育園等一覧（P５４～７６）の地域ごとに掲載している２次元バーコードからも上記のホームページをご覧いただけます。

追加・訂正表は、区ホームページ(ID１４１２)で公開しています。

【追加・訂正表に記載される内容】

- 新規保育施設の情報
- 既存保育園施設の定員の変更
- 既存保育施設の連携園の情報の変更
- その他の追加・訂正情報

●私立保育園の新規整備（保育のごあんない未掲載分）

令和９年４月に、下記のとおり私立保育園を新規開設する予定です。下記施設についても、令和８年９月から入園申込を開始します。

記載の情報は令和８年８月時点の内容となり、工事等の進捗状況などにより、やむを得ず開園時期が遅れる場合があります。最新の情報は世田谷区ホームページ〔ページID：５４６３〕をご参照ください。

コードNo.	名称（仮称） 開設予定地	運営法人及び 開設までの連絡先	年齢別定員				開所時間	延長保育時間 定員
			0	1	2	計		
３５９	赤堤１丁目保育施設 赤堤 1-15-13 ※1	(福)聖愛学舎 090-7105-3847 (開設担当者)	－	10	10	20	午前7時 15 分～ 午後６時 15 分	午後6時１５分～午後 7時１５分 全員受入可
４７３	深沢６丁目保育施設Ⓐ 深沢 6-17 ※2	(福)こころ福祉会 03-6206-4021 (法人本部)	3	3	3	9	午前7時 15 分～ 午後６時 15 分	午後6時１５分～午後 ８時１５分 10 名程度受入可
４７４	深沢６丁目保育施設Ⓑ 深沢 6-17 ※3		3	7	9	19		
４７５	瀬田２丁目保育施設 瀬田 2-10-14 ※1	(株)プロケア 03-6233-7800 (法人本部)	－	12	12	24	午前7時 15 分～ 午後６時 15 分	午後6時１５分～午後 7時１５分 10 名受入可
５６４	船橋３丁目保育施設 船橋 3-12 ※1	(株)ディアローグ 03-5962-7754 (法人本部)	－	15	20	35	午前7時 15 分～ 午後６時 15 分	午後6時１５分～午後 7時１５分 全員受入可
６３５	八幡山２丁目保育施設 八幡山 2-25-5 ※4	(株)スマイルキッズ 03-3467-8587 (法人本部)	－	10	12	22	午前7時 15 分～ 午後６時 15 分	午後6時１５分～午後 7時１５分 ５名程度受入可
６３６	南烏山４丁目保育施設 南烏山 4-14-6 ※5	(特非)子育て支援ひまわり 070-9393-7980 (法人本部)	－	10	10	20	午前7時 15 分～ 午後６時 15 分	午後6時１５分～午後 7時１５分 全員受入可

※1　3歳児以降の利用については、再度入園選考（利用調整）をお申込みいただく必要があります。

※2　3歳児以降は、コード№445　せたがやこころ保育園に進級します。

０歳児の保育開始月齢は、５７日に達した月の翌月からです。

※3　3歳児以降の利用については、再度入園選考（利用調整）をお申込みいただく必要があります。０歳児の保育開始月齢は、５７日に達した月の翌月からです。

※4　スマイルキッズ下北沢保育園の分園です。３歳児以降の利用については、再度入園選考（利用調整）をお申込みいただく必要があります。

※5　えにっくす八幡山保育園の分園です。３歳児以降の利用については、再度入園選考（利用調整）をお申込みいただく必要があります。

【深沢６丁目保育施設Ⓐ、Ⓑについて】

入園申込時に、３歳児以降の進級先を指定してお申し込みいただくことになりますので、入園選考は深沢６丁目保育施設Ⓐ、Ⓑそれぞれで行います。保育所等入園(転園)申込書等に記入するときは、事業所名を正確に「深沢６丁目保育施設Ⓐ」「深沢６丁目保育施設Ⓑ」とご記入ください。

●保育園等一覧（P５６・６１）

いいほいくえん用賀・いいほいくえん用賀分園の「定員」および「進級先」について、令和９年４月より以下の内容に修正します。

（P５６）世田谷地域

	コード No.	地図 No.	保育園名	所在地	電話番号	年齢別定員							０歳保育開始月齢(翌月から)	延長保育定員
						0	1	2	3	4	5	合計		
私立	168	61	いいほいくえん用賀	弦巻4-10-5	6413-0423	6	12	12	12	12	12	66	57日	10名程度１時間延長

~~※１８　玉川地域 57 いいほいくえん用賀分園の１歳児以降の進級先となります。~~

（P６１）玉川地域

	コード No.	地図 No.	保育園名	所在地	電話番号	年齢別定員							０歳保育開始月齢(翌月から)	延長保育定員
						0	1	2	3	4	5	合計		
私立	467	57	いいほいくえん用賀分園 ※１５	用賀3-12-19	3707-4042		10	10				20		５名程度１時間延長

※15　1～2歳児対象の保育園です。３歳児以降の利用については、再度入園選考（利用調整）をお申込みいただく必要がありますのでご注意ください。

●保育園等一覧（P７４）

宇奈根なごやか園の年齢別定員について以下の通り修正します

（P７４）入園申込にあたっての注意事項

地域	地図 No.	保育園名（送迎保育ステーション併設）	運営事業者連絡先	年齢別定員							０歳保育開始月齢(翌月から)	延長保育定員
				0	1	2	3	4	5	合計		
砧	13	宇奈根なごやか園 注2）	（福）嬉泉(鎌田のびやか園) 6411-0351	6	**12**	**11**	17(13)	17(13)	17(13)	80(68)	57日	20名程度２時間延長

●開所時間（P７９）

いいほいくえん用賀分園の「延長保育時間」について以下の内容に修正します。

地域	保育園名	開所時間	延長保育時間
玉川	いいほいくえん用賀分園	午前７：１５ー午後６：１５	午後６：１５ー午後７：１５

●一時保育（P８３～）

【実施】

実施園に以下の園を追加します。

施設名	所在地	電話番号
東北沢ききょう保育園	北沢１－２０－１１	６８０４－８０１５

【休止】

■池尻かもめ保育園は一時保育を休止しています。

■下馬鳩ぽっぽ保育園分園野の花園は一時保育を休止しています。

■空の鳥保育園は一時保育を休止しています。

■ナオミ保育園は一時保育を休止しています。

●保育施設コード表（P１１６）

祖師谷わかば千歳船橋分園あおばBについて、進級先は未設定のため、次のとおり訂正します。

コードNo.	施設名称	区分	延長	開始年齢	備考
１５５	祖師谷わかば千歳船橋分園あおばＢ	私立	有	５７日から２歳	~~大蔵ふたばに進級~~

●保育施設コード表（P１１７）

いいほいくえん用賀分園の「延長」および「備考」について以下の内容に修正します。

コードNo.	施設名称	区分	延長	開始年齢	備考
４６７	いいほいくえん用賀分園	私立	有	１歳	進級先なし

保育のごあんない

令和8年(2026年)9月発行（令和8年10月～令和9年9月入園申込み用）

申込方法

●電子申請　●窓口申込
●郵送申込



窓口、郵送申込は、お住まいの地域の**各総合支所子ども家庭支援課まで**

保育に関する相談・申込窓口

窓口受付時間：土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで
※締切日前は窓口が混み合いますので余裕を持ってご来庁ください。

※担当地域は表紙裏参照

世田谷総合支所子ども家庭支援課	〒154-8504　世田谷区世田谷4－22－33 区役所第2庁舎3階 ※令和8年10月19日以降は、本庁舎西棟3階へ移転予定	☎　5432－2489 FAX　5432－3034
北沢総合支所子ども家庭支援課	〒155-8666　世田谷区北沢2－8－18 北沢タウンホール9階	☎　6804－7525 FAX　6804－9044
玉川総合支所子ども家庭支援課	〒158-8503　世田谷区等々力3－4－1 玉川総合支所3階	☎　3702－1189 FAX　3702－1336
砧総合支所子ども家庭支援課	〒157-8501　世田谷区成城6－2－1 砧総合支所2階	☎　3482－1344 FAX　6277－9721
烏山総合支所子ども家庭支援課	〒157-8555　世田谷区南烏山6－22－14 烏山総合支所3階	☎　3326－6155 FAX　3308－3036

入園・補助金に関するお問い合わせ

認可保育園等の電子申請、入園選考、指数、保育料、入園申込後や在園中に関すること	保育認定・調整課 入園担当	☎　5432－1200 FAX　5432－1506
給付認定・認可外保育施設の保育料補助・無償化に関すること	幼保補助金 事務センター	☎　6453－4990

◆令和9年（2027年）2月入園、3月入園の選考は行いません
育児休業からの復職時期や育児休業給付金の申請については、勤務先やハローワークに必ず事前にお問い合わせください。

◆令和9年（2027年）4月入園について◆

申込締切：郵送・電子申請は、令和8年11月5日（木）厳守、
郵送は消印有効
窓口申込は、令和8年11月10日（火）厳守

電子申請

※4月入園に限り、出生前のお子さんについて仮申込みができます（27ページ参照）。

はじめに
クラス編成・締切日 申込有効期間等
申込みから入園までのながれ
申込方法
必要書類
育児休業
出生前申込み
区外からの申込 区外への申込
指数
申込みの重要事項
延長保育申込み
配慮が必要な子 医療的ケア児
保育料等
入園できなかった方
Q&A
保育園等一覧
開所時間
多様な保育
認可外保育施設
記入例

本冊子の掲載内容に変更（追加・訂正・削除等）が生じた場合には、世田谷区ホームページ等で随時お知らせしますので、最新情報を必ずご確認ください。

保育入園に関係する各種情報やデータは、区ホームページからご覧いただけます。

該当ページの検索のしかた

本冊子の本文中、ホームページ参照の箇所には「ページID」を表記しています。



◆保育入園に関係する情報とりまとめ　〔ページID：33613〕

◆お住まいの地域と担当の総合支所子ども家庭支援課



もくじ

1．はじめに 2

（1）世田谷区の保育について …… 2
（2）保育の必要性の認定（給付認定） …… 4
（3）世田谷区の保育施設・事業の種類 … 8
（4）区に申込む施設および事業 …… 10

2．クラス編成・締切日・申込有効期間等 13

3．申込みから入園までのながれ 14

申込みや空き情報等の
ホームページ番号一覧 …… 15

4．申込方法 16

転園申込 …… 16
電子申請／窓口／郵送 …… 17

5．申込み手続きに必要な書類 18

6．育児休業中の方 24

7．４月入園の出生前申込みについて 27

8．世田谷区外からの申込み、世田谷区外への申込み 28

（1）世田谷区外から区内の
保育園等を希望される方 ……28、29
（2）世田谷区外の
保育園等を希望される方 …… 29

9．指数 30

10. 入園申込みに関する重要事項の確認 33

11. 延長保育申込み 34

12. 配慮が必要なお子さんの申込み
（障害や疾病、発育や発達の遅れ、医療的ケア児） 37

13. 保育料等 42

（1）保育料・延長保育料 …… 42
（2）保育料・延長保育料一覧表 …… 44

14. 入園できなかった方 45

15. Q&A 46

申込みに関すること …… 46
内定に関すること …… 49
在園に関すること …… 51

16. 保育園等一覧 54

17. 開所時間 77

18. 多様な保育 82

（1）緊急保育 …… 82
（2）一時保育 …… 83
（3）認証保育所の一時預かり …… 86
（4）休日・年末保育 …… 86
（5）定期利用保育 …… 88
（6）24時間対応型一時保育 …… 88
（7）病児・病後児保育 …… 88
（8）幼稚園等の預かり保育 …… 90

19. 認可外保育施設（区補助対象） 93

（1）保育室 …… 94
（2）保育ママ …… 95
（3）認証保育所 …… 97
（4）その他の認可外保育施設 ……101
（5）認可外保育施設利用者に対する
保育料補助について ……102

20. 子ども家庭支援課
子育て応援相談員のご案内 104

21. 子ども・子育て情報の配信 105

22. 申込書等記入例・注意事項 106

保育施設コード表 ……116
認可保育園等所在地図 ……118

1．はじめに

(1) 世田谷区の保育について

現在、世田谷区内には以下の保育施設・事業があります。

① 認可保育園・区が運営する**区立の認可保育園**（10ページ参照）
・社会福祉法人や株式会社等が運営する**私立の認可保育園**（10ページ参照）
② 教育施設と保育施設の機能を一体化した**認定こども園（区立・私立）**（10ページ参照）
③ ２～５名の少人数で家庭的な保育を行う**家庭的保育事業**（11ページ参照）
④ ６～19名の少人数で保育を行う**小規模保育事業**（11ページ参照）
⑤ 会社等の事業所が運営し、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する**事業所内保育事業**（11ページ参照）
⑥ 乳幼児を施設において、１対１の保育を行う**居宅訪問型保育事業**（11ページ参照）
⑦ 世田谷区独自基準で運営する**保育室**（94ページ参照）
⑧ 個人が運営する**保育ママ**（95ページ参照）
⑨ 株式会社等が運営する**認証保育所**（97ページ参照）
⑩ ⑦～⑨以外の認可外保育施設〔ベビーホテル、事業所内保育施設、院内保育施設、その他、企業主導型保育施設〕（101ページ参照）

これらの世田谷区の保育の中で、区に入園の申込みを行う施設等について、本冊子では以下のように呼びます。

「区に申込む施設」とは「施設型給付対象施設」のことです

①認可保育園（区立・私立）　②認定こども園（区立・私立）

「区に申込む事業」とは「地域型保育事業」のことです

③家庭的保育事業　④小規模保育事業　⑤事業所内保育事業（地域枠）
⑥居宅訪問型保育事業

上記①～⑥の保育を利用する方は、保護者全員が「保育を必要とする事由」に該当し、利用のための認定（教育・保育給付認定）を受ける必要があります。

上記⑦～⑩の施設を利用する方で、幼児教育・保育の無償化の対象となるためには認定（教育・保育給付認定もしくは施設等利用給付認定）が必要となります。詳しくは、４～７ページをご覧ください。

＊保育を必要とする事由とは…

- 保護者が就労している場合
 （月48時間以上の就労を対象とし、家事や育児の時間は含みません。）
- 保護者の病気や心身に障害がある場合
- 保護者が常時（月48時間以上）、病気の方や心身に障害のある方の介護、看護をしている場合
 （申込児の介護・看護は除く）
- 保護者が出産（出産予定月とその前後各2か月以内が対象、最長5か月間）する場合
- 保護者が現在仕事を探している場合
- 保護者が就学、技能習得（通信講座・趣味の講座・カルチャー講座は除く）をしている場合
- 保護者が災害の復旧にあたっている場合
- その他、保護者が保育にあたることができない特段の事由がある場合

以上のことが常態となっていることが必要です。「集団生活をさせたい」「幼児教育の場として利用したい」等の理由は、利用の対象となりません。

＊幼児教育・保育の無償化について

幼児教育・保育の無償化の対象となるためには、保育の必要性の認定（4～7ページ参照）を受ける必要があります。無償化後の保育料については、9ページを参照ください。

＊障害や疾病、発育や発達など気になることがあるお子さんについて

障害や疾病があるお子さん、発育や発達の遅れなど気になることや不安があるお子さんについて、集団の中で安全にお預かりするために、入園申込みにあたり、お子さんの状況を確認させていただくことがあります。詳しくは、37ページをご参照ください。

＊医療的ケアが必要なお子さんについて

世田谷区では区立指定保育園医療的ケア児枠での受入（38ページ参照）、居宅訪問型保育事業（39ページ参照）で保育の提供を行います。利用の申込みについては、41ページを参照ください。

(2) 保育の必要性の認定（給付認定）〔区ホームページID：1403参照〕

幼児教育・保育施設等を利用するにあたって必要となる、保育の必要性の認定（給付認定）には、「教育・保育給付認定」と「施設等利用給付認定」の２種類があります。

給付認定の申請方法については６ページをご覧ください。

●教育・保育給付認定

１．認定区分　お子さんの年齢や利用する施設等により認定区分は３つに分かれます。

区分	内　　容	
１号認定	対　象	満３歳以上で、教育を希望する子ども
	利用先（※１）	・子ども・子育て支援制度を利用する私立幼稚園 尾山台ナザレン幼稚園、こひつじ幼稚園、代田幼稚園、玉川小羊幼稚園 平安幼稚園、松沢幼稚園、みょうじょう幼稚園 ・認定こども園（幼稚園枠） 多聞幼稚園（区立）、青葉学園野沢こども園、円光院幼稚園、 昭和女子大学付属昭和こども園、日本大学認定こども園、 認定こども園世田谷ベアーズ、羽根木こども園 ・区立幼稚園 三島幼稚園、給田幼稚園、中町幼稚園、松丘幼稚園、砧幼稚園 八幡山幼稚園、桜丘幼稚園
２号認定	対　象	満３歳以上で、保護者の就労などにより、保育を必要とする子ども
	利用先	・保育園（※２） ・認定こども園（保育認定枠）
３号認定	対　象	満３歳未満で、保護者の就労などにより、保育を必要とする子ども
	利用先	・保育園（※２） ・認定こども園（保育認定枠）、地域型保育事業

※１　１号認定の各利用施設の詳細については、区のホームページをご覧ください。
私立幼稚園〔ページID：1655〕区立幼稚園・認定こども園〔ページID：1643〕

※２　２号認定・３号認定には、企業主導型保育施設の地域枠を利用する方、認証保育所や認可外保育施設を利用して補助金を申請する方も該当します。
認可保育園等の入園を希望する方については、入園申込みと兼ねて２号認定または３号認定を受けます。入園を希望せず、教育・保育給付認定のみを受けることも可能です。

２．保育の必要量

２号および３号認定は、保育の必要量に応じて「保育標準時間」、「保育短時間」に分類されます。

区　分	内　　容
保育標準時間	１日11時間の枠の中で必要とする保育を利用
保育短時間	１日８時間の枠の中で必要とする保育を利用

３．支給認定証の交付について

給付認定の申請後、教育・保育給付認定を受けた方には、区から「支給認定証」を交付します。
入園の申込みをされた方には、その結果通知と同時期に交付します。
※４月入園をお申込の方への支給認定証の交付は、３月末頃になります。
※教育・保育給付認定のみの方は、申請から30日以内に交付します。
※支給認定証については、提出書類に不備がある場合は発行されません。
※支給認定証が交付されても、保育園等の入園が決定したわけではありません。

●施設等利用給付認定

「教育・保育給付認定」を受けていない方で、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設等を利用して、幼児教育・保育の無償化や負担軽減補助金などの給付を受けるにあたり必要な認定です。

1．認定区分　お子さんの年齢や利用する施設等により区分は３つに分かれます。

区分		内　　容
１号認定	対　象	満３歳以上で、２号認定・３号認定対象以外の子ども ※一時預かり利用分の補助金を希望する場合は下記の２号認定・３号認定も必要となります。
	利用先	**子ども・子育て支援制度未移行の私立幼稚園、特別支援学校幼稚部等**
２号認定	対　象	満３歳に達する日以後最初の３月31日を経過した子どもで、保護者の就労などにより、保育を必要とする子ども ※教育・保育給付認定の１号認定を受けている子どもが、以下の利用先の利用について無償化の適用を受けるには、２号認定が必要となります。
	利用先	認定こども園（教育標準時間認定枠）及び幼稚園及び特別支援学校幼稚部の**預かり保育事業、認可外保育施設、病児保育事業等**
３号認定	対　象	満３歳に達する日以後最初の３月31日までの間にある子どもで、保護者の就労などにより、保育を必要とし、かつ、**保護者及び同一世帯員が住民税非課税世帯**である子ども
	利用先	認定こども園及び幼稚園及び特別支援学校幼稚部の**預かり保育事業、認可外保育施設、病児保育事業等**

※施設等利用給付認定の申請が不要なお子さん

すでに教育･保育給付認定の２号認定または３号認定を受けているお子さんで、入園選考（利用調整）の結果認可保育園等に入所できず、認可外保育施設等を利用している場合、施設等利用給付認定の申請は不要です（教育・保育給付認定の３号認定を受けているお子さんについては、住民税非課税世帯のみが施設等利用給付認定の対象となります）。

2．施設等利用給付認定の結果通知について

給付認定の申請後､施設等利用給付認定を受けた方には､区から｢施設等利用給付認定通知書｣を交付します。提出書類に不備がある場合は発行されません。

3．幼児教育・保育の無償化等の補助金との関連

無償化等の補助金を受けるにはまず給付認定を取得し、在籍施設に応じた補助金の申請手続きをし、補助金の給付という流れになります。

給付認定の申請について（教育・保育給付認定、施設等利用給付認定共通）

認可保育園等の入園申込みをされた場合、申込みと兼ねて「教育・保育給付認定（2号・3号認定）」の認定も行います。

認可保育園等の入園を希望せず、**給付認定のみ希望の方**は以下の方法でご申請ください。

1．必要書類

（1）給付認定申請書
※様式は区ホームページ〔ページID：1403〕からダウンロード可能

（2）保育を必要とする状況を証明するための書類（保護者の方全員分）
※18ページの2と同じ書類

（3）保育料階層を決定するための税書類（該当者のみ）
※20ページの4と同じ書類

2．申請方法　※窓口での申請は受付しておりません。

いずれかの方法でご申請ください。　※1号認定については各施設へお問い合わせください。

●郵送申請：必要書類をすべてそろえて下記へ送付してください。
送付先：〒154-8504
世田谷区世田谷4-21-27
世田谷区幼保補助金事務センター

●電子申請：「ぴったりサービス（電子申請）」
マイナポータル（政府が運営するオンラインサービス）の世田谷区のページより電子申請を行うことができます。

3．認定結果の送付

教育・保育給付認定を受けた方には「支給認定証」を、施設等利用給付認定を受けた方には「施設等利用給付認定通知書」を交付します。提出書類に不備がある場合は発行されません。

4．重要事項

■**認定開始日は世田谷区に申請書等が過不足なく到着した日以降となります。遡りでの認定はできません。**給付は認定が開始された日からとなりますので、施設をご利用になる前に認定の申請をしてください。

■**保育の必要性の認定は、自治体ごとに申請が必要です。**他自治体で認定を受けている方で世田谷区に転入した場合に、引き続き施設等を利用する方はお早めに認定の申請をしてください。また、世田谷区から転出して引き続き認定を希望する場合は、転出先の自治体でお早めに認定の申請をしてください。

■**認定の終了日は、保護者が保育を必要とする理由によって異なります。**

給付認定についてのよくある質問

問１　**幼稚園と認可保育園を併願することはできますか？　またその場合、どのような手続きをすればよいですか？**

答１　幼稚園と認可保育園を併願することはできます。認可保育園を利用するための入園の申込みをしていただくとともに、幼稚園に申込みを行っていただきます。認可保育園の入園申込みをしていた場合、幼稚園に入園することが決まりましたら、保育認定・調整課入園担当にご連絡ください。なお、同じ月に幼稚園と認可保育園に在籍すること（二重在籍）は出来ません。他の認可保育施設・認可外保育施設も同様です。

問２　**既に支給認定証（３号）の交付を受けているのですが、２号認定を受ける場合は、再度申請は必要ですか？**

答２　３号の支給認定証の有効期間は最長で３歳の誕生日の前々日までですが、３号から２号への切り替えについては、有効期限に合わせて、世田谷区より２号の支給認定証を発行し郵送するので、再度申請は不要です。

ただし、認定事由が求職活動、就学または妊娠・出産などに該当し、入園希望月以前に支給認定証に記載の有効期限が終了している場合や、認定事由に変更がある場合は、再度申請が必要です。

問３　**教育・保育給付認定のみを受けることはできますか？　またその場合、どのような手続きが必要ですか？**

答３　施設の利用を希望せず、教育・保育給付認定のみ受けることは可能です。６ページの書類を郵送もしくはぴったりサービス（電子申請）にて提出してください。認定審査の結果、保育の必要性が認められた場合、支給認定証が交付されます。提出書類に不備がある場合は、発行されません。また、認可外保育施設等ご利用分の補助金は、認定取得後に別途補助金の申請が必要です。詳細は区ホームページ〔ページID：10734〕をご確認ください。

幼児教育・保育の無償化、給付認定に関するお問い合わせ先

■保育の必要性の認定の要件、申請方法および
認可外保育施設や無償化対象事業のみご利用の場合の補助金について
幼保補助金事務センター　☎6453－4990

■子ども・子育て支援制度を利用しない幼稚園をご利用の場合の補助金について
子ども・若者支援課　私学係　☎5432－2066

■子ども・子育て支援制度利用の幼稚園・私立認定こども園をご利用の場合の補助金について
保育課　教育・保育給付担当　☎5432－2966

■区立幼稚園・区立認定こども園をご利用の場合の補助金について
乳幼児教育・保育支援課　☎6453－1531

(3) 世田谷区の保育施設・事業の種類

＊事業内容・申込方法等

令和8年9月1日現在

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">入園申込先</th><th colspan="3" rowspan="2">施設種別</th><th rowspan="2">施設数</th><th rowspan="2">1施設当たりの定員</th><th rowspan="2">対象年齢</th><th colspan="2">保育時間
※開所時間は各施設による</th><th rowspan="2">土曜日開所</th><th rowspan="2">食事の提供</th></tr>
<tr><th>（教育・保育給付認定申込）</th><th>（入園申込）</th><th>保育実施時間</th><th>延長保育の実施</th></tr>
<tr><td rowspan="6">各総合支所　子ども家庭支援課</td><td rowspan="6"></td><td rowspan="6">認可保育施設</td><td rowspan="5">施設型給付対象施設</td><td>区立保育園（10ページ）</td><td></td><td>45</td><td rowspan="2">20～153人</td><td rowspan="2">0～5歳</td><td rowspan="5">11時間</td><td rowspan="2">各施設による</td><td rowspan="4">有り</td><td rowspan="3">給食</td></tr>
<tr><td>私立保育園（10ページ）</td><td></td><td>211</td></tr>
<tr><td>区立認定こども園（10ページ）</td><td>幼稚園型（保育認定枠）</td><td>1</td><td>16人</td><td>4～5歳</td><td>有り</td></tr>
<tr><td rowspan="2">私立認定こども園（10ページ）</td><td>幼保連携型（保育認定枠）</td><td>5</td><td>80～130人</td><td>0～5歳</td><td>有り</td></tr>
<tr><td>幼稚園型（保育認定枠）</td><td>1</td><td>90人</td><td>3～5歳</td><td>無し</td><td>無し</td><td>直接施設にお問い合わせください。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">39ページをご参照ください</td><td rowspan="4">地域型保育事業</td><td colspan="2">家庭的保育事業（11ページ）</td><td>9</td><td>5人</td><td rowspan="3">0～2歳</td><td>8時間</td><td rowspan="3">各施設による</td><td rowspan="3">有り</td><td rowspan="3">各施設による</td></tr>
<tr><td colspan="2">小規模保育事業（11ページ）</td><td>17</td><td>A型：9～19人</td><td>8時間または11時間</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業所内保育事業（11ページ）</td><td>1</td><td>保育所型：14人（地域枠）</td><td>11時間</td></tr>
<tr><td colspan="2">居宅訪問型保育事業（11ページ）</td><td>2</td><td>各事業による</td><td>原則0～2歳</td><td>8時間</td><td>無し</td><td>無し</td><td>直接事業者にお問い合わせください</td></tr>
<tr><td rowspan="5"></td><td rowspan="5">各施設に直接申込み</td><td rowspan="5">認可外保育施設</td><td colspan="2">保育室（94ページ）</td><td>1</td><td>20～29人</td><td rowspan="2">0～2歳</td><td>10.5時間</td><td rowspan="2">有り</td><td rowspan="4">有り</td><td>給食</td></tr>
<tr><td colspan="2">保育ママ（95ページ）</td><td>2</td><td>3～5人</td><td>8時間</td><td>各施設による</td></tr>
<tr><td colspan="2">認証保育所（97ページ）</td><td>30</td><td>A型：20～120人
B型：6～29人</td><td>各施設による</td><td>13時間以上</td><td>各施設による</td><td>給食</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の認可外保育施設（ベビーホテル、事業所内保育施設、院内保育施設、その他）（101ページ）</td><td colspan="6" rowspan="2">各施設による</td></tr>
<tr><td colspan="2">企業主導型保育施設（101ページ）</td></tr>
</table>

＊認定の有無・保育料等

令和８年９月１日現在

<table>
<tr><th colspan="3" rowspan="2">施設種別</th><th rowspan="2">教育・保育給付認定
（保育の必要性認定）</th><th colspan="2">保育料</th><th rowspan="2">保育料補助</th></tr>
<tr><th>金額（月額）</th><th>保育料
納付先</th></tr>
<tr><td rowspan="9">認可保育施設</td><td rowspan="6">施設型給付対象施設</td><td colspan="2">区立保育園</td><td rowspan="9">必要</td><td rowspan="9">全世帯

保育料・給食費の無償化により０円

※１</td><td>延長保育料は区へ納付</td><td rowspan="9">認可保育施設に在籍している期間は、認可外保育施設等の利用料に対する補助は対象外です。</td></tr>
<tr><td colspan="2">私立保育園</td><td rowspan="8">延長保育料は各施設へ納付</td></tr>
<tr><td>区立認定こども園</td><td>幼稚園型（保育認定枠）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">私立認定こども園</td><td>幼保連携型（保育認定枠）</td></tr>
<tr><td>幼稚園型（保育認定枠）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">地域型保育事業</td><td colspan="2">家庭的保育事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">小規模保育事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業所内保育事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">居宅訪問型保育事業</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">認可外保育施設</td><td colspan="3">保育室</td><td rowspan="4">補助金の要件となる場合があります。
※２</td><td>45,000円</td><td rowspan="5">各施設</td><td>月額45,000円
を補助</td></tr>
<tr><td colspan="3">保育ママ</td><td>25,000円</td><td>月額25,000円
を補助</td></tr>
<tr><td colspan="3">認証保育所</td><td rowspan="3">各事業者が設定した料金</td><td>月額80,000円
を上限に補助</td></tr>
<tr><td colspan="3">その他の認可外保育施設
（ベビーホテル、事業所内保育施設、院内保育施設、その他）</td><td>月額80,000円
を上限に補助</td></tr>
<tr><td colspan="3">企業主導型保育施設</td><td>利用施設に確認してください</td><td>３～５歳 月額30,000円
０～２歳 月額38,000円
を上限に補助</td></tr>
</table>

※1　・延長保育料は34～36ページ及び44ページをご確認ください。
・施設により、制服代や教材費等の納付が必要な場合があります。居宅訪問型保育事業は保育者の交通費実費等がかかります。詳細については直接施設へお問合わせください。
・給食費無償化は世田谷区の独自事業です。そのため、区外在住者は居住自治体にご確認ください。

※2　認可外保育施設を利用して幼児教育・保育の無償化や保育料補助金などの給付を受けるにあたり「保育の必要性の認定」が条件となることがあります。詳細は、区のホームページ〔ページ番号：1511〕をご確認ください。また、利用する施設によっては、「支給認定証」の提示を求められる場合があります。

(4) 区に申込む施設および事業

● 区に申込む施設（施設型給付対象施設）

就学前児童（0～5歳）で、1～3号のいずれかの教育または保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）を受けた方が、以下の教育または保育の提供を受けることが出来ます。

■認可保育園とは…

施設の大きさ、園庭の広さ、保育士の数、保育内容、保育時間など、国の定める「児童福祉施設の設備および運営に関する基準」を満たす保育施設で、児童福祉法に基づく施設です。

2号または3号の認定を受けた就学前児童が保育の対象です。

名　称	利用年齢	内　容
区立認可保育園	0 1 2 3 4 5 3号認定 / 2号認定 0歳児は実施していない園があります。	区立保育園は、世田谷区が設置・運営しています。 開所時間は各園共通です。
私立認可保育園	0 1 2 3 4 5 3号認定 / 2号認定 0歳児は実施していない園があります。 保育園によって、0歳児受入れ開始月齢が異なります。 3～5歳児の受け入れを行っていない園があります。	私立保育園は、社会福祉法人や株式会社等が設置・運営しており、それぞれの個性を生かし、特色のある保育を行っています。

■認定こども園とは…

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年10月施行）」に基づいた、保育園と幼稚園の機能を一体化した施設です。

入園の区分が、①主に保育園機能を利用する園児（保育認定枠）と、②主に幼稚園機能を利用する園児（教育標準時間認定枠）に分かれていますが、園児は入園後、同じ保育室で教育･保育を受けます。

3～5歳児については、午前中を中心に幼児教育のカリキュラムが用意されていることが特徴です。

申込みは、保育認定枠は区へ、教育標準時間認定枠は各施設へ直接行ってください。

なお、認定こども園（保育認定枠）の利用条件は、保育日数など認可保育園と異なるところがあります。また、園により制服代や入園手続き時の納入金、教材費等の実費負担がありますので、ご希望される場合は、必ず事前に園に保育内容等をご確認ください。

名　称	利用年齢	内　容
認定こども園	0 1 2 3 4 5 3号認定 / 2号認定 1号認定 受入れ年齢や年齢別定員は、各施設によって異なります。	世田谷区には、以下の２類型の施設があります。 ①幼保連携型…認定こども園としての認可を受け、幼児教育と保育を一体として行う施設 ②幼 稚 園 型…認可幼稚園が、保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えた施設

● 区に申込む事業（地域型保育事業）

19人以下の単位で、保護者が就労などのため、保育を必要とする子どもを、保護者に代わって保育する区の認可事業です。３号認定を受けた乳幼児（０～２歳児）が対象です。

３歳児以降の保育については、卒園後のお子さんの預け先として、「連携施設」が設定されている事業と、未設定の事業があります。連携施設が設定されていない場合、３歳児以降の利用については、再度入園選考（利用調整）をお申込みいただく必要がありますのでご注意ください。

名　称	利用年齢	内　容
家庭的保育事業	0 1 2 3号認定 受入れ年齢や年齢別定員は、各事業によって異なります。	家庭的な雰囲気のもと、運営事業者が借り上げたアパート等で、区が認定した家庭的保育者等が少人数（定員５人以下）を対象にきめ細やかな保育を行います。
小規模保育事業	0 1 2 3号認定 受入れ年齢や年齢別定員は、各事業によって異なります。	少人数（定員６～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、保育士や区が認定した家庭的保育者等がきめ細やかな保育を行います。定員や児童１人当たりの面積等の運営基準により、A型、B型、C型の３類型に分かれ、類型により保育従事者等運営基準が異なります。
事業所内保育事業	0 1 2 3号認定 受入れ年齢や年齢別定員は、各事業によって異なります。	会社等の事業所が設置する保育施設で、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。保育の定員は「従業員枠」と「地域枠」に分けられ、区では、地域枠についての入園申込みを受け付け選考を行います。定員や保育従事者等運営基準により、保育所型、A型、B型の３類型に分かれています。
居宅訪問型保育事業	0 1 2 3号認定 受入れ年齢や年齢別定員は、各事業によって異なります。	医療的ケアが必要な乳幼児を施設において、保育者による１対１のきめ細やかな保育を行います。詳細は39ページをご参照ください。

● 区に申込む事業（地域型保育事業）の運営基準比較表

類型	家庭的保育事業	小規模保育事業			事業所内保育事業
		A型	B型	C型	保育所型・A型・B型
定　員	5人	6～19人	6～19人	6～10人	運営基準などは、保育所、小規模A型、小規模B型とそれぞれ同様です。
1人当たりの面積	0～2歳　3.3㎡	0～1歳　3.3㎡ 2歳 1.98㎡	同左	0～2歳　3.3㎡	
保育従事者	家庭的保育者 家庭的保育補助者	保育士	保育士（6割以上） 保育従事職員	家庭的保育者 家庭的保育補助者	
職員配置基準	0～2歳児　3：1	0歳児　3：1 1・2歳児　6：1 上記に加え+1	0歳児　3：1 1・2歳児　6：1 上記に加え+1	0～2歳児　3：1	
給　食	施設による	同左	同左	同左	同左

2. クラス編成・締切日・申込有効期間等

令和９年度クラス編成

クラス	生　年　月　日
０歳児	令和８（2026）年４月２日～ 園により開始月齢が異なります。（右表参照）
１歳児	令和７（2025）年４月２日～ 令和８（2026）年４月１日
２歳児	令和６（2024）年４月２日～ 令和７（2025）年４月１日
３歳児	令和５（2023）年４月２日～ 令和６（2024）年４月１日
４歳児	令和４（2022）年４月２日～ 令和５（2023）年４月１日
５歳児	令和３（2021）年４月２日～ 令和４（2022）年４月１日

○令和９年４月１日入園の０歳児受入開始月齢表

受入月齢	生　年　月　日
36日以上	令和９（2027）年２月24日以前
42日以上	令和９（2027）年２月18日以前
43日以上	令和９（2027）年２月17日以前
57日以上	令和９（2027）年２月３日以前
５か月以上	令和８（2026）年11月２日以前
６か月以上	令和８（2026）年10月２日以前

保育園ごとの０歳児受入月齢は、54～67ページの一覧表をご覧ください。

〈申込締切日〉

入園希望月 ※入園日は毎月１日	申込締切日	
	電子申請・郵送（消印有効）	窓口申込
令和８年10月	令和８年９月５日	９月10日
令和８年11月	令和８年10月５日	10月９日
令和８年12月	令和８年10月19日	10月23日
令和９年１月	令和８年10月29日	11月４日
令和９年２月	世田谷区は２月選考を行いません	
令和９年３月	世田谷区は３月選考を行いません	
令和９年４月(一次)	令和８年11月５日	11月10日
令和９年４月(二次)	令和９年１月27日	２月１日
令和９年５月	令和９年４月５日	４月９日
令和９年６月	令和９年５月５日	５月10日
令和９年７月	令和９年６月５日	６月10日
令和９年８月	令和９年７月５日	７月９日
令和９年９月	令和９年８月５日	８月10日
令和９年10月	令和９年９月５日	９月10日

〈申込有効期間〉

申込みをした日 ※郵送の場合は到着した日	申込みが有効な入園月
令和８年９月１日～末日	令和９年９月
令和８年10月１日～末日	令和９年10月
令和８年11月１日～末日	令和９年11月
令和８年12月１日～末日	令和９年12月
令和９年１月１日～末日	令和10年１月
令和９年２月１日～末日	※２月・３月選考なし
令和９年３月１日～末日	
令和９年４月１日～末日	令和10年４月
令和９年５月１日～末日	令和10年５月
令和９年６月１日～末日	令和10年６月
令和９年７月１日～末日	令和10年７月
令和９年８月１日～末日	令和10年８月

＊ **太枠内** は締切日が早くなっていますので、ご注意ください。

＊申込書の有効期間は、申込みをした月から**１年間です。**（ただし、出産要件での申込みの場合は、出産要件の期間終了をもって申込みは無効になります）

＊「申込内容変更・取下届」を提出しても、有効期間は延長されません。

＊**有効期間が終了したときの連絡は行いません。**

＊**提出書類等確認票は選考が終了するまで保管してください。**（窓口・郵送申込の場合のみ）

＊入園内定後に転園申込ができない月がありますのでご注意ください。

＊４月入園一次選考申込締切日までに申込書類を提出した方のみ、令和８年11月24日（火）まで不足書類の追加提出を受け付ける場合があります。（郵送・電子申請可。郵送は消印有効。）

3．申込みから入園までのながれ

申込み

＊一度提出された書類は返却できません。控えが必要な場合は、ご自身でコピーをお取りください。

申請内容および申請書類に虚偽が確認された場合には、申込そのものが無効となります。

書類の確認

＊提出された書類を確認し、**不明な点については電話等により調査**を行います。
＊お子さんの状況によっては、集団保育が可能である旨記載の診断書等をいただく場合があります。なお、記載された事項を内定施設および事業者に情報提供させていただく場合があります。

書類審査・選考　※保育認定・調整課入園担当が行います

＊申込書類に基づき選考指数（利用基準指数と調整基準指数の合計）を確定し、指数（保育の必要性）の高い方から内定します。
＊同一指数となった場合は、「同一指数世帯の優先順位」（32ページ）をもとに選考します。

支給認定証の交付（保育の必要性の認定）

＊入園担当から支給認定証が交付されます。
＊提出書類に不備がある場合は発行されません。

入園内定

＊内定した方には入園前月下旬に保育園等から電話でご連絡します。
＊結果公表日は区ホームページ〔ページID：1564〕に掲載しています。
＊選考結果のお問合わせは入園担当がお受けします。

内定しなかった場合（45ページ参照）

＊申込有効期間中は、毎月選考を行います。選考が不要になった場合は必ず「申込内容変更・取下届」を提出してください。
＊**最初の入園希望月に「入園（転園）待機通知書」を送付します。**（4月選考で入園できなかった方については最初の入園希望月でなくても「入園（転園）待機通知書」をお送りします。）
＊入園（転園）待機通知書については、提出書類に不備・不足がある場合は、発行されません。
＊有効期間終了の連絡は行いません。

面接・健康診断

＊内定後、集団保育が可能か保育園等で面接・健康診断を行います。
＊**入園前月末日**までに、面接・健康診断が受けられない場合や、面接・健康診断の結果によっては内定が取消しとなることがあります。

内定を辞退する場合

＊事前に下記までご連絡の上、早急に「申込内容変更・取下届」を提出してください。
＊**内定を辞退する場合「入園（転園）待機通知書」は発行されません。**

【連絡先】
・保育認定・調整課 入園担当　☎5432-1200
・内定した保育園

入園決定

＊集団保育が可能と認められたときは入園を決定します。
＊認可保育施設、認可外保育施設、幼稚園等を同じ月に複数在籍すること（二重在籍）はできません。他の保育施設等を利用している場合は、認可保育施設の入園月の前月末までに必ず退園してください。
＊入園承諾書により保育の利用期間などをお知らせします。

入園

＊毎月１日付です。
＊月途中での入園・転園はできません。

ご注意ください！

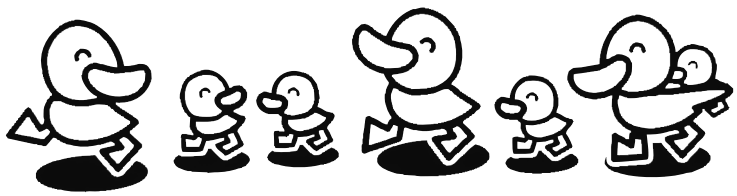
・申込時の申請内容を常態として入園選考を行うため、入園から卒園まで同一の状況が継続していない場合は、入園取消（退園）となる場合があります。
・転園の内定を辞退して、在園している園に戻ることはできません。ただし、在籍園の定員に空きがある場合に限り、継続して在園することが可能です。

申込みに必要な書類は、世田谷区のホームページからダウンロードできます

■入園（転園）の申込み（ファクシミリ不可）　〔ページID：1552〕
■申込み内容の変更　〔ページID：1553〕
■区外にお住まいの方で、区内の保育園等を申込む場合　〔ページID：1559〕
■区内に住んでいて区外の保育園等への申込み　〔ページID：1566〕

認可保育園等の空き情報等は、世田谷区のホームページをご覧ください

■認可保育園等空き数一覧 ⇒ ４月～10月は毎月１日に更新予定　〔ページID：1558〕
※更新後に退園等により変動する可能性があります。
■令和９年４月（一次）入園可能数の掲載　⇒ 10月20日～
■施設ごとの令和９年４月（一次）入園申込者数の掲載　⇒ 12月28日
■令和９年４月（二次）入園可能数の掲載　⇒ １月20日～
〔ページID：1561〕
※左記日程で公開予定。
※４月以降、上記の掲載は終了しますが、バックナンバーから確認できます。
■認可保育園（空き数等）バックナンバー［ページID：1587］
■保育の統計資料［ページID：1624］



4．申込方法

＊入園は毎月１日付です。月途中での入園・転園はできません。
＊各月の申込締切日は、原則入園希望月の前月10日です。
締切日が土･日･祝日にあたる場合や郵送申込･電子申請の場合、および12月入園、１月入園、４月入園の申込締切日は異なります。13ページをご確認ください。
＊申込み時に不備・不足の書類がある場合は、申込締切日までに入園担当に届いていないと（郵送の場合消印有効）選考対象になりません。必ず必要書類（18～21ページ）、記入例（106～115ページ）をご確認ください。締切日当日に申込されて不備・不足があった場合でも提出期限は締切日までです。
＊一度提出された書類は返却できません。控えが必要な場合は、ご自身でコピーをお取りください。
＊申込み後にご家庭の状況等が変わった場合は、「申込内容変更・取下届」をご提出ください。（22ページ）
＊虚偽の申込をしたり、申込有効期間内に変更があったにも関わらず申出がなかった場合は、入園内定や決定を取消します。
＊４月一次選考時、希望園のクラス年齢が対象外となるが、当該希望園に連携施設の設定がある場合は、引き続き連携施設で選考します。
＊申込有効期間内に区外に転出された場合は、自動的に申込みが取下となります（区外からの転入予定の場合を除く）。
＊医療的ケア（たんの吸引、定時の薬液吸入、気管切開部の管理、経管栄養･管理、定時の導尿、酸素管理、血糖値測定およびその後の処置）が必要な場合は、通常の集団保育でのお預かりはできません。区立保育園での医療的ケア児枠での受入および居宅訪問型保育の申込について38～41ページをご確認ください。

＊世田谷区外にお住まいの方は、28～29ページをご確認のうえ、お申込みください。
＊世田谷区外の保育園等を希望される場合は、29ページをご確認ください。
＊転園申込の場合も新規入園と同様ですが、以下もご確認のうえお申込みください。

46～53ページの「Q&A」もご覧ください。

●転園申込について

※ 必要書類がすべて揃っている場合に限り在園中の保育園等でも受付します。
※ 選考は新規入園と同時に行います。
※ 転園は入園申込時より調整基準の指数が低くなる場合があります。保育の調整基準（31ページ）をご確認ください。
※ 下のお子さんの育児休業中であっても転園申込はできますが、区民、在勤者の選考後に希望園に空きがある場合のみ選考対象になります。
※ １月入園で内定した方は、４月一次選考での転園はできません。４月二次選考以降、改めてお申し込みください。

ご注意ください！

＊転園が内定すると、在籍している保育園等は退園になります。
＊転園の内定を辞退して、在籍している保育園等に戻ることはできません。ただし、在籍園の定員に空きがある場合に限り、継続して在園することが可能です。
＊転園申込の有効期間内に空きができれば選考を行いますので、転園の意思がなくなった場合は、速やかに申込みを取り下げてください。
＊転園申込を取り下げる場合は、入園希望月の申込締切日までに「申込内容変更・取下届」が入園担当に届くように提出ください。

●**電子申請・窓口・郵送**のいずれかの方法でお申込みができます。

〔区のホームページID：1564参照〕

電子申請　**区のホームページ〔ページID：1565〕から案内に沿って申請してください。**

※ 世田谷区内の保育園等のみを希望される場合に限ります。
※ 申請内容の確認、審査にはお時間をいただきますので、予めご了承ください。
※ 区立保育園等の延長保育の申込は電子申請できませんので、別途子ども家庭支援課へ郵送または窓口にてお申込みください。
※ 添付ファイル等内容の確認ができない場合は、別途郵送で提出をお願いする場合があります。
※ 取得した申請者IDおよびパスワードは、申請や申請状況の確認のたびに使用しますので、忘れないようにしてください。
※ 電子申請では、マイナンバーの入力・確認を行いませんので、マイナンバーカード（通知カード含む）の添付は不要です。

←こちらの二次元コードからお手続き可能です。

※ 海外からの申込も可能です（28ページ参照）。
※ ４月入園の出生前申込も可能です（27ページ参照）。
※ 電子申請での申込締切日は、窓口申込より早いためご注意ください。

■電子申請の操作等についての問合せ先　保育認定・調整課入園担当　☎5432-1200

窓口申込　**お住まいの地域の総合支所子ども家庭支援課窓口へ提出してください。（※表紙参照）**

締切日前は窓口が混み合いますので、余裕を持ってご来庁ください。

郵送申込　**お住まいの地域の総合支所子ども家庭支援課あてに郵送してください。（※表紙参照）**

※ 世田谷区内の保育園等のみを希望される場合に限ります。
※ 特定記録郵便または簡易書留での送付を推奨いたします。普通郵便での郵便事故等、区で申込書等の到着が確認出来ない場合の責任は負いかねます。
※ 書類到着後、区から「提出書類等確認票」を送付いたしますので入園決定まで大切に保管してください。
※ 記載や添付漏れのないように、必ず提出前に、申込書第５面の裏面にある「入園申込送付書類チェックリスト」にてご確認ください。
※ 郵送での申込締切日（消印有効）は、窓口申込より早いためご注意ください。

5．申込み手続きに必要な書類

〔区のホームページ：ページID1552参照〕

※区外の保育園へ申込みされる方、区外から世田谷区の保育園を申込みされる方は、28 ～ 29ページも確認ください。

1 2 は全員必要です。

3 ～ 6 は該当する方のみ提出してください。

一度提出された書類は、いかなる理由があってもお返しできません。控えが必要な場合は、提出前にコピーをおとりください。
虚偽の記載、鉛筆や消せるボールペンで記入されたもの、修正液や修正テープを使用したものは無効です。

1 **保育所等入園（転園）申込書兼教育・保育給付認定申請書（2号・3号認定用）**（記入例は 106～113 ページ参照）

※２人以上の申込みの場合も申込書は世帯で１通ご用意ください。

※有効期間内に別の兄弟姉妹の申込みをすると、先に申込みをしていた子が選考の対象から外れてしまうことがあります。申込みは世帯ごとに管理しているため、兄弟姉妹の申込みの際は、先に申込みをしているお子さんがいた場合は、入園を希望するお子さん全員での申込みを改めてお願いします。

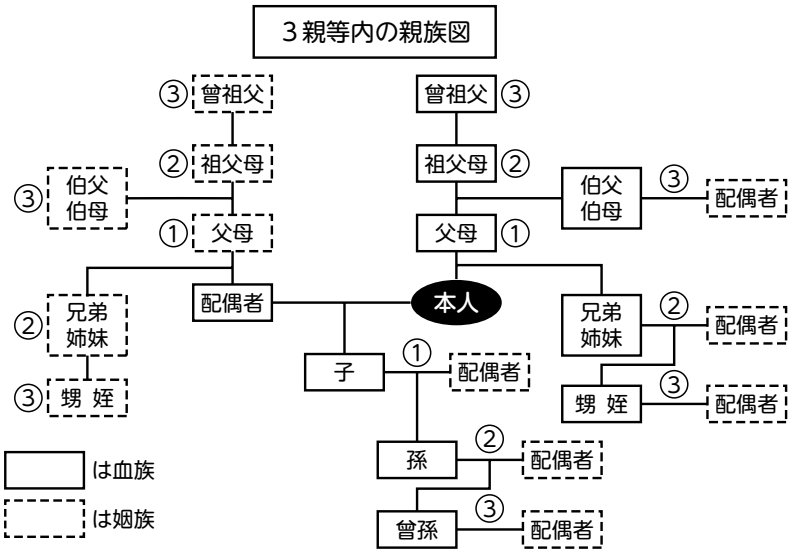
※きょうだい同時申込みの場合は、必要に応じて「兄弟姉妹希望園組み合わせ表」が必要になる場合があります。詳しくは申請書の2面をご確認ください。

※支給認定証のみご希望される場合は、６ページをご確認ください。

※４月入園の出生前申込みについては、27ページをご確認ください。

2 **保育を必要とする状況を証明するための書類** ※保護者それぞれ該当するものを提出ください。

保護者の状況	提出書類	注意事項
就労 外勤（内定含） 自営（予定含）	● 就労証明書（★） ※就労先が複数ある場合は、すべての就労先の就労証明書が必要です。 ※記入例はp114、115参照	・**提出日の直近３か月以内**に証明されたものを提出してください。 ・就労先事業者等に作成してもらってください。 ・ご自身が代表者等（個人事業主や各種法人の代表者）の場合は、ご自身で作成してください。 ・親族が代表者等の場合は、代表者等または別の担当者が作成してください。 ・証明日時点における就労契約内容及び実績が記載された証明書を提出してください。 ・育児休業中の方は24ページをご確認ください。 ・証明日から入園月の間に就労契約内容（週の就労時間等）が変更になることが決まっている場合は、変更予定の就労証明書も併せて提出してください。申込時に「就労内定」の就労証明書を提出した場合は、**就労開始後に再度提出**してください。
	● シフト表やスケジュール	・シフト制や不規則勤務などで週（月）の就労時間が不定期の場合は、シフト表やスケジュールを提出してください。 ※フォーマットは区ホームページ〔ページID：1552〕参照
	● 就労に関する客観的資料	・保護者または保護者の３親等内の親族（19ページ図参照）が代表者等の場合は、自営業扱いとなりますので、営業許可証や登記事項証明書など、事業や法人の実態がわかる資料（屋号や法人名及び代表者等の氏名がわかるもの）いずれか１点を提出してください。
	※客観的資料の例	開業届（収受印があるもの。収受印がない場合は、e-Taxの証明があるもの）、登記事項証明書、営業許可書 「事業の名称（屋号）・代表者氏名・事業内容」がわかるパンフレットやホームページのスクリーンショットなど（URLのみは不可） 業務（委任・請負）契約書、納品書、請求書 ※上記のものがご用意できない場合は、入園担当までお問い合わせください。

		
求職	● 就労確約書（★）	申請後３か月経過して引き続き求職要件での入園申込みを希望する場合は、【就労確約書（★）】の再提出と【求職活動状況報告書（★）】の添付が必要です。
疾病	● 医師の診断書	・保育ができないことの明記が必要です。 ・**提出日の直近３か月以内**の証明日のものを提出してください。
障害	● 身体障害者手帳等の写し	精神障害者保健福祉手帳、療育手帳（愛の手帳）も含む。
介護	● 介護状況申告書（★） ● 介護に関する添付書類 ※	※　介護度のわかる介護保険被保険者証や通所受給者証などです。場合によっては身体障害者手帳の写しや医師の診断書を求めることがあります。
就学 （予定含む）	● 就学（予定）状況証明書（★）	就学先で作成し、**提出日の直近３か月以内**に証明されたものを提出してください。
出産	● 母子健康手帳の写し	**表紙**と**分娩予定日**を記入しているページの写しを提出ください。
不存在	● 保育所等利用に係る ひとり親世帯の申立書（★）	左記の申立書のほか、以下の世帯状況を証明する客観的資料をお持ちの場合は、いずれかをあわせてご提出ください。（31ページの調整基準２の審査資料となります。） 死亡、離婚（未婚）の場合　・児童扶養手当証書 ・ひとり親医療証 ・戸籍謄本 行方不明、拘禁の場合　・行方不明者届出受理証明書 ・拘禁証明書 離婚前提の別居の場合　・事件係属証明書 ・離婚調停に関する書類

◎　★印⇒世田谷区所定の用紙を使用してください。世田谷区ホームページ〔ページID：1552〕からダウンロードできます。
◎　お子さまや同居の親族（祖父母）等の状況により、上記以外にも必要な書類が発生する可能性があります。
◎　未婚・事実婚でも保育に関わるパートナーがいる場合は、不存在とはなりませんので、パートナーの「保育を必要とする各種書類」が必要です。
◎　申込み有効期間中に状況が変わりましたら、「申込内容変更・取下届」と必要書類を追加で提出してください（22ページ参照）。

3 ～ 6 は次ページをご確認ください。

3 区立保育園等延長保育申込書 (34 ページをご覧ください。)

区立保育園等の延長保育 (月ぎめ利用) が必要な方は提出してください。(満 1 歳以上)
※電子申請はできません。

4 保育料階層を決定するための税書類

下記に該当する方はご提出ください。

保護者の住民登録地		◎入園希望月が**令和８年９月～令和９年８月**	
令和８年 (2026年) 1月１日現在 世田谷区外	国内	令和８年度 (2026年度) の「住民税課税証明書 (控除額等が省略されていないもの)」または「住民税決定 (納税) 通知書」(所得割額が記載されているもの)	備考 ●令和８年１月１日現在の住所地発行のもの (コピー可) ●税未申告の場合は申告が必要
	国外	令和７年 (2025年) の年収 令和７年１月～12月までの収入および控除額がわかる書類 (会社発行の給与証明書など)	●外国語のものは和訳も添付 ●社会保険料控除、配偶者控除、扶養控除、医療費控除などの内訳が分かる資料があれば併せて添付
保護者の住民登録地		◎入園希望月が**令和９年９月～令和10年８月**	
令和９年 (2027年) 1月１日現在 世田谷区外	国内	令和９年度 (2027年度) の「住民税課税証明書 (控除額等が省略されていないもの)」または「住民税決定 (納税) 通知書」(所得割額が記載されているもの)	備考 ●令和９年１月１日現在の住所地発行のもの (コピー可) ●税未申告の場合は申告が必要
	国外	令和８年 (2026年) の年収 令和８年１月～12月までの収入および控除額がわかる書類 (会社発行の給与証明書など)	●外国語のものは和訳も添付 ●社会保険料控除、配偶者控除、扶養控除、医療費控除などの内訳が分かる資料があれば併せて添付

※配偶者控除の対象となっている方は、納税者本人の税情報で確認いたしますので、税資料の提出および税の申告は不要です。
※**「確定申告書の控」や「源泉徴収票」は保育料階層を決定するための税書類にはなりません。**

5 受託証明書 ※提出日の直近３か月以内に証明されたもの (保育受託先が作成)

申込児を認可外保育施設等 (保育室、保育ママ、認証保育所、別居親族、幼稚園、ベビーシッター、企業主導型保育施設、祖父母、友人など) に預けている場合に提出してください。
複数の施設等に預けている方は、それぞれの受託証明書を提出してください。
これから預ける方は、預け始めてから提出してください。
※ベビーシッター等在宅保育サービス資格保有者に委託している場合は、「認可外保育施設設置届」の写しを添付してください。

6 世田谷区への転入を証明するための書類

世田谷区に転入予定の方は、以下の書類も併せてご提出ください。
① 申込書第１面の申請者 (保護者) と家庭状況に記載された全員の本人確認書類
② 転入に関する申立書
③ 世田谷区への転入を証明する資料
(28ページ「必要書類⑦」をご覧ください)
入園月の前月までに転入することが確認できる場合に限り、区民と同等の指数で選考します。

※契約期日および引渡日は入園希望月の前月末までの日付であることが必要です。
※各種様式は、区ホームページ〔ページID：1559〕からダウンロードできます。

◆保育園等の入園申込み手続きには、個人番号（マイナンバー）の記載が必要になります。

次の書類を窓口にご持参いただきますようお願いします。
（郵送申請の場合はコピーを同封してください。）

●マイナンバーを記載する申請書と記載が必要な方

マイナンバーを記載する申請書	マイナンバーの記載を必要とする方
保育所等入園（転園）申込書 兼教育・保育給付認定申請書 （2号・3号認定用）	・申請者（保護者）・申請者の配偶者 ・利用を希望する児童（申込児） ・保護者以外の方が家計の主宰者となる場合には、家計の主宰者

●ご持参いただくもの（「番号確認」と「本人確認」の書類）

①**「番号確認」**に必要な書類…申請者（保護者）の方のもの
　申請者（保護者）については、下記①②のいずれかについて「窓口での提示」または「当該書類の写しを提出」。

> ①　マイナンバーカード（個人番号カード）
> ②　個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書※

※　下記の「本人確認」に必要な書類も必須になります。

②「本人確認」に必要な書類…申請者（保護者）または代理で申請される方のもの
　申請者（保護者）または代理で申請される方の書類等で、下記①または②のいずれかについて「窓口での提示」または「当該書類の写しを提出」。

> ①　以下のいずれかの場合には**1点**
> 運転免許証、日本国発行のパスポート、外国籍の方の在留カードまたは特別永住者証明書、マイナンバーカード
> その他の官公署発行で写真付の「氏名」＋「生年月日または住所」が記載されているもの
> ②　以下のいずれかの場合には**2点以上**
> 公的医療保険の被保険者証（資格確認書、介護保険証、後期高齢者医療証等）、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当受給証明書
> その他の官公署発行で「氏名」＋「生年月日または住所」が記載されているもの、公共料金領収証（電気・ガス・水道・電話）、年金手帳、基礎年金番号通知書など
> ※公的医療保険の被保険者証の写しの場合は、記号、番号、保険者番号をマスキング（黒塗り）してご提出ください。

● 申込内容の変更・申込取下 〔ページID：1553〕

申込有効期間内に、以下の変更があった場合は、**「申込内容変更・取下届」**を提出してください。
申込締切後に変更が発生した場合も、選考結果に影響がでる場合があるため必ず提出してください。
提出をされていない場合、入園内定・決定を取消すことがあります。

提出期限　変更を希望する入園月の申込締切日までにご提出ください。
※電子申請・窓口の場合は窓口申込締切日まで、郵送の場合は郵送申込締切日まで（消印有効）。
※それぞれの申込締切日を過ぎて提出があった場合は、次回の選考から反映となります。
※申込内容の変更の申し出があっても、入園選考の有効期間は延長されません。

提出方法
●電子：世田谷区ホームページ〔ページID：1565〕
●窓口：各総合支所子ども家庭支援課窓口へ提出
●郵送：保育認定・調整課　入園担当へ郵送　※郵送申込締切日の消印有効
〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27　保育認定・調整課　入園担当　あて

変更内容		注意事項
1. きょうだい条件の変更		該当する□欄1つ、チェックしてください。
2. 希望園の変更		あらためて第1希望から記入してください。 保育園等の希望は第10希望までです。
3. 申込の取り下げや内定辞退（転園・区立月ぎめ延長含む）		締切日にかかわらず、速やかにご提出ください。
以下の変更は**「4.その他申込内容の変更」に変更内容を記入**してください。		
就労状況	退職、転職、 就労日数や時間の変更	変更後の**「就労証明書」**を添付してください。 ※証明日が採用年月日より前の日付の「就労証明書」は、勤務予定の扱いになり、就労開始後、就労証明書の再提出が必要です。 退職後、求職活動を行う場合は「就労確約書」を添付してください。
	求職中や就労予定から 就労開始した	
	有期雇用	申込有効期間中に雇用期間が終了する場合、更新後の就労証明書の提出が必要となります。
家庭状況	住所や電話番号、氏の変更など	・世田谷区から転出した場合、転出年月日・転出先を記入してください。 転出後も世田谷区の保育園等を希望する場合は、お住まいの自治体にご相談ください。 ・入園内定後に転出した場合、内定取消となります。
	出産（産休・育休取得）予定、 婚姻、離婚、離婚前提の別居開始など	変更日を含めて変更内容を記入してください。
受託状況	申込児を預け始めた場合や、 預ける日数・時間などの変更	預け始めてからの**「受託証明書」**を添付してください。（預け先は認可以外の保育施設、別居親族、幼稚園、ベビーシッター、友人など） 【注意】育児休業から復職された方で、認可外保育施設等へ預け始めた場合、**「受託証明書」**と併せて、**復帰後の「就労証明書」**も添付してください。

子どもの状況	子どもの状況の変化	子どもの健康状態で、疾病、アレルギー、入院、大きな怪我等、変化があった内容をご記入ください。
育児休業	育児休業に対する意思	「●月選考から直ちに復職を希望する」場合、「４その他　申込内容の変更」の□欄をチェックしてください。 ※希望園の変更だけでは、「直ちに復職を希望する」への変更とはなりませんので、必ずご記入ください。

● 保育の利用期間

保育の利用期間は、お子さんが小学校に入学する年齢に達する年の３月末日までのうち保護者が希望する期間としますが、次の場合はそれぞれ別の保育の利用期間が設定されます。

(1) 求　　職……３か月以内

※１　求職要件で保育園等に入園した場合、お子さんの在園期間は３か月です。この間に就職（内定）し、就労証明書を提出した場合は、在園期間が延長されます（最長就学前まで）。

※２　入園決定後、入園月前、入園月中に退職した場合は選考条件と異なるため、求職3か月は適用されず、入園取消（退園）になる場合があります。

(2) 就労内定・開業予定……１か月以内

(3) 妊　娠　・　出　産……出産予定月とその前後各２か月以内（最長５か月間）

(4) 疾病、介護、災害……各事由が終了するまでの期間

(5) 就　　学……在学期間

(6) 休　　園……**最長５か月**（保護者の出張、里帰り出産、お子さんの疾病等により登園が１度もない期間）

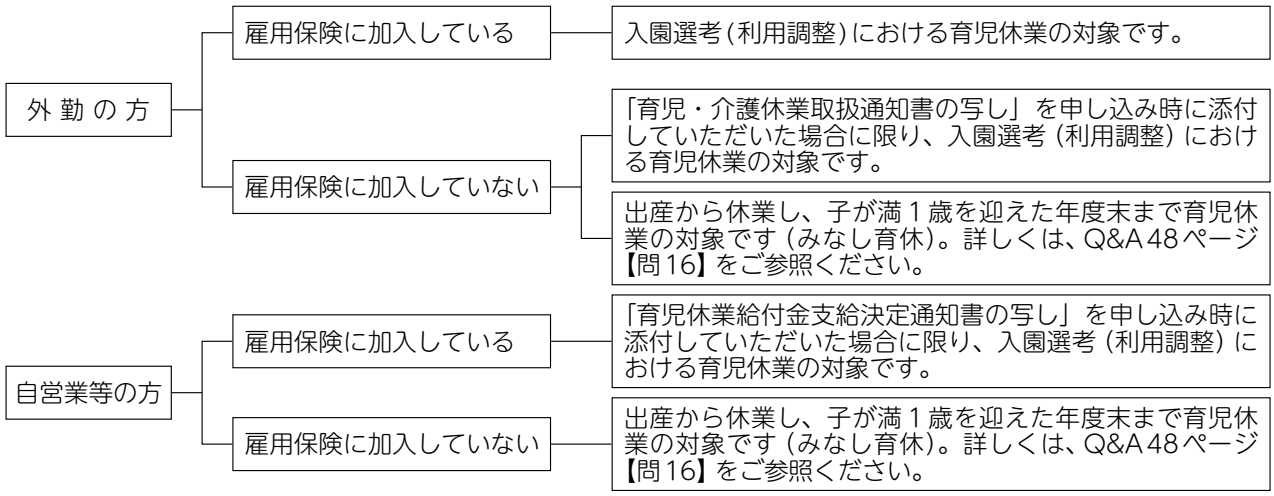
(7) 育　児　休　業……下のお子さん（認可保育園在園中のお子さん以外）の育児休業を取得される場合でも、上のお子さんは継続して在園することが可能です（52ページ問26参照）。

※ただし、在園中のお子さん本人の育児休業の取得は在園期間中において、一切できませんので、ご注意ください。

6．育児休業中の方

～ 育児休業中の方へ ～

入園選考(利用調整)における育児休業とは、原則「育児・介護休業法」に基づくものを指します。



○ **育児休業中は、選考対象になりません**
入園月の月末（最終開園日）時点で育児休業を取得している場合は、選考対象になりません。復職する月から、選考対象になります。入園希望月の締切日にご注意ください。

○ **育児休業を短縮して復職する場合は申込可能です**
保育園等に入園できた場合、育児休業を切り上げて、入園月から復職する場合は申込み可能です。入園決定後に復職したことがわかる **復職証明書** の提出が必要です。

○ **申込期間中に育児休業を切り上げて復職した場合**
認可外保育施設等へ預けている場合は、**受託証明書** と併せて、復職後の **就労証明書** をご提出ください。

○ **兄弟姉妹の育児休業中の場合も、復職が必要です**
申込みのお子さんやその兄弟姉妹の育児休業であることを問わず、入園に際しては復職が条件です。復職しない場合は、入園できません。

○ 育児休業中に疾病等で保育が必要となった場合は入園担当へご相談ください。

必ずご確認ください！

⚠ 世田谷区の入園選考においての『復職』には以下の２点が必要です ⚠

(1) 育児休業の承認を受けた勤務先に職場復帰すること
＊入園月前（入園月中も含む）に転職・退職をして、育児休業を取得した勤務先とは別の勤務先で就労開始することは『復職』に該当しません。
＊雇用形態が変わった場合は再選考し、内定に至らない場合は内定（入園）取消となります。

(2) 入園した月中に勤務を開始すること
＊入園した保育園等が開園している日に復職してください。
＊入園月の翌月に復職されると、入園取消または月末で退園となります。

※どちらか一方でも該当しなかった場合は『復職』にはなりませんのでご注意ください。

～ 復職証明書について ～

※ **復職証明書** は、入園決定後、保育園等での面接時にお渡ししますので、**復職後２週間以内に入園担当または保育園へ**提出してください。期限までに提出できない場合は、事前に保育認定・調整課入園担当にご連絡ください。提出が確認できない場合は入園取消または月末で退園となる場合があります。 **復職証明書** は、区ホームページ〔ページID：1557〕からダウンロードできます。

～ 派遣労働の方で育児休業を取得している方へ ～

派遣元の変更は転職とみなし、内定取消（退園）となります。また、育児休業前の勤務時間・日数と同等以上の派遣先に復帰できない場合も選考を見直し、内定に至らない場合は、内定取消（退園）となります。育児休業からの復職については、50ページの事例②を必ずご確認ください。

～保育園等に入園できない場合に、育児休業を延長される方へ～

希望する保育所等に入園できない場合に育児休業の延長も許容できる方は、申込書第３面「育児休業」の「育児休業に対する意思」にチェックを入れてください（下図参照）。この場合、**選考順位が下位**になります。「育児休業に対する意思」に変更があったときは、「申込内容変更・取下届」でお知らせください。

育児休業	※入園選考(利用調整)における育児休業とは、原則育児・介護休業法に基づくものを指します。		
	育児休業に対する意思	□ 直ちに復職を希望する □ 希望する保育所等に入園できない場合は、育児休業の延長も許容できる	□ 直ちに復職を希望する □ 希望する保育所等に入園できない場合は、育児休業の延長も許容できる
	※「希望する保育所等に入園できない場合は、育児休業の延長も許容できる」を選択された方は、選考順位が下位となります。申込有効期間内において、「直ちに復職を希望する」に変更する場合は右記に記入してください。		→　　月からは直ちに復職を希望する

※申込書第３面抜粋

●申込書のコピーが必要な場合は提出前にコピーをおとりください。

●２月入園および３月入園の選考は行いません。

復職時期や育児休業給付金の申請につきましては、勤務先またはハローワークに必ず事前にお問合わせください。区では、ご案内できません。

２月・３月の「入園（転園）待機通知書」は発行できません。２月・３月の入園選考を行わないことを書面としてお求めの場合は、区ホームページ〔ページID：1552〕からダウンロードできます。

～下のお子さんの育児休業に伴う上のお子さんの在園について～

下のお子さん（認可保育園在園中のお子さん以外）の育児休業を取得される場合でも、上のお子さんは継続して在園することが可能です（52ページ問26参照）。

※ただし、在園中のお子さん本人の育児休業の取得は在園期間中において、一切できませんのでご注意ください。

～ 育児・介護休業法に基づく育児休業が満了する方へ ～

育児休業が満了した後の状況について、入園担当からお伺いする場合があります。

退職する場合には、要件が変更になったり、選考対象外になったりすることがあります。

育児休業から復職し、認可外保育施設等に受託する場合には、受託証明書と併せて、復職後の就労証明書をご提出ください。

～ 育児短時間勤務の取得について ～

「育児時間・育児短時間勤務制度等」の取得により勤務時間等が短くなる予定の方（既に取得中の方を含む）で、週の勤務日数が減少する場合（就労証明書に該当する記載がある場合を含む）に限り、短縮後の勤務日数により選考します。勤務時間については、短縮前の契約時間で選考します。

育児時間・育児短時間勤務	保育の利用基準
週の勤務日数が**減少する**育児短時間勤務を取得する場合	短縮**後**の日数で選考します
週の勤務日数が**減少しない**育児短時間勤務を取得する場合	短縮**前**の勤務時間、日数で選考します

入園申込書第３面　「育児時間・短時間を取得の場合」に記入された方へ

＊内定後、育児短時間勤務と週の勤務日数を記載した就労証明書または復職証明書の提出が必要です。

週の勤務日数が減少する場合は選考時点での指数と異なる状況となるため、証明書を提出された月で入園取消（退園）となる場合があります。

育児休業

～ 入園（希望）月に下のお子さんの産休・育休を取得する方へ ～

入園（希望）月中に産休を取得する場合や、産休後、引き続き育児休業を取得する場合は、「申込書第３面・申込児以外の出産予定」の記入、または「申込内容変更・取下届」での届出が必要です。届出がなく、内定後にその事実が判明した場合、選考を見直し、内定に至らない場合は、内定取消となります。

また、下のお子さんの育児休業を取得された月から、原則として選考の対象外となりますので、ご注意ください。

7．4月入園の出生前申込みについて

4月一次選考及び二次選考に限り、出生前であっても、令和9年2月24日（水）までにお生まれになる予定のお子さんについては、仮申込みができます。**（電子申請可）**

希望園については、54ページから67ページに記載されている各施設の「0歳保育開始月齢」をご確認のうえ、受入月齢に余裕をもってお申込みください。

なお、出生した日が受入月齢に達しなかった場合や出生後14日以内に出生後届出書のご提出が確認できない場合は、選考対象外または内定取消となります。（待機通知書は発送されません）

(1) 出生前の申込み書類　※提出締切日は13ページと同様

書　類	出生前申込みの方の記入方法
保育所等入園（転園）申込書兼教育・保育給付認定申請書（2号・3号認定用）	【第1面】 お子さんの氏名：氏のみ記載 生年月日（年齢）：出産予定日を記載 職業・通学（園）先等：出産予定と記載  【第4面】◎申込児の状況 未記入のままご提出ください。
保育を必要とする状況を証明するための書類等	18～20ページのうち該当するものすべて ※就労証明書の【産前・産後休業の取得】【育児休業の取得】について、取得予定の方は分娩予定日を基準にした休業予定期間を記入するよう勤務先に依頼してください。（自営業の方はご自身でご記入ください）
母子健康手帳の写し	**表紙**と**分娩予定日**がわかるページを提出ください。

(2) 希望園について　（13ページ右上の月齢表を参照）

出生前申込みは、お生まれになる予定のあるお子さんに対しての仮申込みです。ご希望いただいた希望園に対して選考を行いますが、出生日によっては内定取消または選考対象外となる保育園が生じるため、分娩予定日が受入月齢に達しない場合はご注意ください。

（例）受入月齢57日（出生日が令和9年2月3日以前が受入可能）の希望園について、申請書類に基づく選考結果が仮内定となった場合

→令和9年2月1日に出生：健康・発育状況を確認のうえ、上記保育園へ本内定

→令和9年2月7日に出生：出生日が受入月齢に満たないため、上記保育園への内定は取消（受入月齢36日～43日の保育園については、健康・発育状況を確認のうえ、引き続き選考可能）

(3) 出産後にご提出いただく書類

書　類	記入方法	締　切
出生後届出書 ※申込後入園担当から郵送します。 ※戸籍の出生届とは異なります。	お子さんの健康・発育状況を記載してください。	**出生後14日以内**
就労証明書 ※該当する方のみ入園担当からご案内します。	出生後に正式に確定した産前・産後休業と育児休業（育児・介護休業法に基づく休業）の期間が記載されたものが必要となる場合があります。	

8. 世田谷区外からの申込み、世田谷区外への申込み

〔ページID：1559〕

(1) 世田谷区外から区内の保育園等を希望する場合

＊転入予定者も含め、**区外在住中は、区立保育園を希望することはできません。**
（世田谷区民となった後の申込みは区立保育園も希望することができます）
＊世田谷区外の保育園等と併願される場合は事前に入園担当（電話：03-5432-1200）にご相談ください。
＊世田谷区へ転入予定であっても、入園月前月末までに転入できない場合や、必要書類が揃わない場合には、「B　世田谷区に転入しない方」の扱いとなります。
＊転入継続は、51ページ問22を参照してください。

A　世田谷区に転入予定の方　　※海外からの申請も可能

申請方法	世田谷区に直接申込み ● 電子申請：区の HP〔ページID：1565〕から申請 ● 窓口申込：世田谷区の各総合支所子ども家庭支援課窓口へ提出 ● 郵送申込：世田谷区保育認定・調整課入園担当あてに郵送 **〒154-8504　世田谷区世田谷4-21-27** **世田谷区 保育認定・調整課 入園担当あて**
申込締切日	世田谷区の申込締切日（13ページ参照）
必要書類	① 申込書第1面の申請者（保護者）と家庭状況に記載された全員の本人確認書類（住民票の写し、マイナンバーカード、運転免許証、在留カード、医療証の 写しなど） ②【世田谷区様式】保育所等入園（転園）申込書兼教育・保育給付認定申請書（2号・3号用）※海外から申請する場合は、日本国内で連絡可能な電話番号の記載が必要です。 ③【世田谷区様式】要件確認書類（詳細は18～19ページ参照） ④ 保育料階層を決定するための税書類（詳細は20ページ参照） ⑤【世田谷区様式】受託証明書（認可保育園以外の認可外保育施設等に預けている場合） ⑥【世田谷区様式】転入に関する申立書 ⑦ 世田谷区への転入を証明する資料（次の㋐～㋒のいずれか） ㋐ 契約期日および入居者欄に転入する家族全員の記載がある賃貸借契約書の写し（契約締結後のもの） ㋑ 引渡日の記載がある家屋の売買契約書の写し（契約締結後で、押印のあるもの）（土地の売買契約書だけでは証明になりません） ※契約期日および引渡日が入園希望月の前月末までのもの ㋒【世田谷区様式】同居予定に関する申立書（世田谷区内にお住まいのご親族と同居される場合） ※住宅所有者（もしくは同居予定者）が作成し、同居開始日が入園月の前月末までのもの
選考結果	世田谷区が選考を行い、世田谷区から結果をお知らせします。 **＊世田谷区へ転入後は入園可否にかかわらず以下の手続きが必要です。（選考結果をお知らせする前に転入された方についても、手続きが必要です。）**
内定者	**＊以下の手続きをしないと内定取消になります。** ① 入園月の前月末までに世田谷区へ転入の手続き、内定施設での面接・健康診断 ② 入園月の1日（1日が閉庁日の場合は翌開庁日）までに各支所窓口で世田谷区民として保育所等入園（転園）申込書兼教育保育給付認定（2号・3号用）の再提出
非内定者	転入後も申込みを継続される場合は、各支所窓口で世田谷区民としてあらためて入園申込をしてください。また世田谷区外の認可保育園に継続して通う場合はP51問22を参照ください。

B　世田谷区に転入しない方　（在勤者、通過者）

＊世田谷区に転入予定はない方も在勤者もしくは通過者としてお申込みが可能です。

・在勤者：世田谷区に転入予定はないが勤務地が世田谷区内の方
世田谷区民と同様の選考となりますが、調整基準20（31ページ参照）が適用されます。

・通過者：世田谷区に転入予定のない方（就学先、付き添い施設等が区内の場合も含みます）
世田谷区民および在勤者の選考後に空きがあれば内定する可能性があります。

申請方法	**お住まいの自治体**に下記必要書類を提出
申込締切日	世田谷区の申込締切日の１週間前まで（申込締切日までに必着）
必要書類	① お住まいの自治体が指定する必要書類一式 ②【世田谷区様式】保育所等入園（転園）申込書兼教育・保育給付認定申請書（２号・３号用） ③【世田谷区様式】要件確認書類（就労証明書等、詳細は18～19ページ参照） ④ 保育料階層を決定するための税書類（詳細は20ページ参照） ⑤【世田谷区様式】受託証明書（認可保育園以外の認可外保育施設等に預けている場合）
選考結果	世田谷区が選考を行い、お住まいの自治体から結果をお知らせします。

＊４月選考のみ以下の取り扱いになります。

クラス年齢	申請状況	４月一次	４月二次
１～２歳児クラス	在勤者／通過者	申込不可	
０歳児クラス ３～５歳児クラス	在勤者	申込可	申込可
	通過者	申込不可	

(2) 世田谷区外の保育園等を希望する場合　〔ページID：1566〕

＊各自治体によって施設の対象年齢等は異なりますので、必ず事前にご確認ください。

	区外へ転出予定の方	区外へ転出しない方（郵送・電子不可）
申請方法	転出先の自治体に直接申込 ※直接申込が可能か自治体にご確認ください。	世田谷区の各総合支所子ども家庭支援課窓口へ提出
申込締切日	転出先の自治体の申込締切日	各自治体の申込締切日までの１週間前まで（締切日直前の申込は受付できない場合あり）
必要書類	転出先の自治体が指定する書類一式	①【世田谷区様式】保育所等入園（転園）申込書兼教育・保育給付認定申請書（２号・３号認定用） ②申込先の自治体が指定する申込書類一式 ※世田谷区の認可保育園を申込中で、世田谷区外の保育園を併願される方は、世田谷区内外を含めた総合順位の記載のある「【世田谷区様式】申込内容変更・取下届」と、併願先自治体が指定する申込書類一式をご提出ください。
選考結果	転出先の自治体が選考し、結果をお知らせします。	申込先の自治体が選考を行い、世田谷区から結果をお知らせします。
注意事項	区内の認可保育園に在園されている方が内定された場合は、必ず入園月の前月末日までに退園届を在園中の保育園にご提出ください。	・書類不足や記入不備等により申込を受け付けられなかった場合でも当区は責任を負いかねますので、必ず各自治体にご確認のうえご提出ください。 ・直接申込不可の自治体へ申し込む方、月途中に転出する方、他区と併願する方もこちらの申請方法です。 ・区外の保育園を併願中の方は、上位で希望の保育園の選考結果をお待ちください。

9．指数 ※選考前に各ご家庭の指数がいくつになるかご案内することはできません

●保育の利用基準（原則として締切日を基準とする）

※就労、就学については備考（2）参照

番号	保護者の状況 類型	細目				利用基準指数	利用期間
1	就労	外勤（在宅勤務含む） 自営（業務委託契約含む）	週5日以上、かつ、週40時間以上の就労を常態			50	最長就学前まで
			週5日以上、かつ、週37時間以上の就労を常態			45	
			週4日以上、かつ、週35時間以上の就労を常態			40	
			週4日以上、かつ、週30時間以上の就労を常態			35	
			週3日以上、かつ、週25時間以上の就労を常態			30	
			週3日以上、かつ、週20時間以上の就労を常態			25	
			週3日以上、かつ、週16時間以上の就労を常態			20	
			月48時間以上の就労を常態			15	
2	出産疾病障害	出産	出産前後の休養のため保育にあたることができない場合			15	5か月以内（出産予定月をはさんで前後各2か月以内）
		疾病	入院1か月以上			50	最長就学前まで
			居宅内療養	常時病臥		50	
				精神性	精神障害者保健福祉手帳所持程度	50	
					上記以外の程度	30	
				一般療養	安静を要する状態（常時病臥に至らない程度）	30	
					通院加療を要する状態	20	
		障害	身体障害者手帳1・2級、聴覚障害者2・3級以上、精神障害者保健福祉手帳所持、愛の手帳所持			50	
			身体障害者手帳3級、聴覚障害者4・6級所持			30	
			身体障害者手帳4級以下所持（聴覚障害を除く）			20	
3	介護	施設等付添	週5日以上、かつ、週30時間以上の付添い			50	最長就学前まで
			週5日以上、かつ、週20時間以上の付添い			45	
			週4日以上、かつ、週24時間以上の付添い			40	
			週4日以上、かつ、週16時間以上の付添い			35	
			週3日以上、かつ、週18時間以上の付添い			30	
			週3日以上、かつ、週12時間以上の付添い			25	
		介護	重度障害者等の全介護			50	
			常時観察と介護（食事・排泄・入浴の介護）を必要とする場合（全介護を除く）			40	
			上記以外の場合			20	
4	災害	災害等による家屋の損傷、その他災害復旧のため、保育にあたることができない場合				50	最長就学前まで
5	求職	就労内定 開業予定	週5日以上、かつ、週37時間以上の就労を常態			30	1か月以内
			週4日以上、かつ、週35時間以上の就労を常態			25	
			週4日以上、かつ、週30時間以上の就労を常態			20	
			週3日以上、かつ、週25時間以上の就労を常態			15	
			月48時間以上の就労を常態			10	
		求職	求職のため、外出を常態			10	3か月以内
6	その他	就学等	就学・技能習得等のため、保育にあたることができない場合			※①	最長就学前まで
		不存在等	死亡、離婚、行方不明、拘禁、離婚を前提とした別居等			50	
		子の出生日に保護者のいずれかが満18歳未満の者で、かつ、保育が必要な場合				※②	
		前各号に掲げるもののほか、区長が明らかに保育が必要と認める場合				※②	

備考（1）就労・就学の時間には、通勤・通学時間は含まない。

（2）就労日数・時間の算定にあたっては、入園月の1日時点を基に算出することとし、休憩時間は就労時間に含む。雇用（就労）開始予定日が入園月の2日以降の場合は、就労内定（開業予定）の指数が適用される。（育児休業復職予定者は除く）

（3）保護者のそれぞれについて、本表より利用基準指数（50を限度とする）を求め、合算して当該世帯の指数とする。

（4）介護は、三親等内の親族を対象とする。

（5）※①は、番号1を準用する。就学等の予定は、番号5を準用する。

（6）※②は、番号1～5を準用する。

（7）世田谷区在住・在勤以外の方（転入予定者は除く）、保育所等に入園できない場合に育児休業の延長も許容できる方は、本表による利用基準指数は適用しない。

●保育の調整基準（原則として締切日を基準とする）

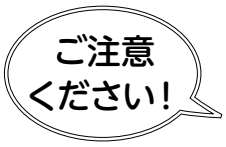
番号	条件		調整基準指数	
1	生活保護世帯		+10	
2	ひとり親世帯または保護者不存在		+20	
3	入園希望月に保護者のどちらかが単身赴任である世帯		+3	
4	申込児の産休明け、または育休明け予定の場合（4月1日入園希望者については申込締切日の翌日から3月までの復帰者を含む）		+5	
5	育休取得により、利用調整の対象となる保育施設・事業を一時退園し、育休明けに再入園の場合		+20	※備考(7)参照
6	保護者が身体障害者手帳3級（聴覚障害者4・6級）で、保育に著しく負担がかかる場合		+5	
7	保護者が身体障害者手帳1～4級、精神障害者保健福祉手帳または愛の手帳を所持している場合		+1	
8	同一世帯内に全介護が必要な重度の障害を有する世帯員（申込児は除く）がいる場合		+2	
9	申込児が障害を有するために、通所施設に通所、または病院に通院し、保護者の就労が制限されている場合		+15	
10	入園希望月に申込児以外の子について産休中であり、その産休明けに続けて育児休業を取得する場合		−5	
11	入園希望月に申込児（転園申込児を含む）以外の兄弟姉妹（卒園予定児を除く）が在園中または同時申込み中の場合	申込児が多胎児の場合	+6	
		上記以外の場合	+5	
12	申込児を保育室、保育ママ、認証保育所、ベビーシッター等の認可外保育施設、幼稚園の預かり保育に有償で預けている場合	月96時間以上の利用の場合	+6	
		月48時間以上96時間未満の利用の場合	+5	
13	申込児を別居親族（保護者の就労先以外）に有償で月48時間以上預けている場合		+1	
14	申込児が幼稚園に在園している場合		+1	
15	特別な事情による転園（兄妹別園・遠距離・転勤・転職・転居・転入・延長申込に伴うなど）		+3	
16	保護者に加え同一世帯の祖父母も看護等が必要な状態となり、緊急保育を2か月を超えて利用している場合		+2	
17	認定こども園在園児で、認定区分が1号から2号に切り替わり、引き続き同じ認定こども園のみの利用を希望する場合		+20	
18	年齢上限がある区内の保育所等（利用調整の対象となる保育施設・事業に限る）の最終年齢クラスを卒園し、引き続き区内の保育所等の利用を申込む場合（卒園後の受け入れ先が確保されている場合を除く）		+20	
19	兄弟姉妹が在園児または卒園児であって、当該児童に係る保育料または延長保育料のいずれかが保育の利用申込締切日現在、正当な理由なく3か月以上滞納されている場合		−20	
20	区外在住者（転入予定者を除く）で勤務地が区内の場合		−10	
21	区内の保育施設等に月20日以上かつ1日6時間以上勤務している保育従事者、看護師、栄養士、調理従事者が、申込児の入園が決まらないことにより、産休または育休から復帰できず、区内の保育施設等の運営に深刻な影響がある場合（4月1日入園の二次選考のみ適用）		+2	

◎＜調整基準表網かけ項目（番号5、12～15、17、18）は、申込児ごとへの適用とする。＞

備考（1）番号2は、保護者がひとり親または不存在であることを客観的に確認できた場合に適用する。
（2）番号3は、会社等に雇用されている労働者（従業員）が会社命令によって、保育所等の利用の開始を希望する月の1日から引き続く3か月以上単身赴任であることが確認できた場合に適用する。なお、就労証明書に記載があっても該当しない場合があり、一部の場合を除き、自営業や出張、自己都合の場合は該当しない。
（3）番号4は、申込締切日時点で「育児・介護休業法」に基づく育休を取得可能な産休中の方、「育児・介護休業法」に基づく育休を取得中の方またはみなし育児休業中の方に適用する。（みなし育児休業については48ページ問16をご確認ください。）
（4）番号4は、申込児以外の産休・育休には適用しない。
（5）番号4は世帯単位での適用とする。
（6）番号4と5は、重複適用しない。
（7）番号5は、育休開始月中に、「育児・介護休業法」に基づく育休取得のため退園を届け出た場合に限る。ただし**2024年8月末以前に退園**した場合に限る。
（8）番号5、11、15、18は、利用調整の対象となる保育施設・事業に限る。
（9）番号6は、利用基準指数の類型・細目が「障害」で利用基準指数30を適用する場合に限る。
(10) 番号6と7は、重複適用しない。
(11) 番号7は、保護者が厚生労働省指定の難病患者の場合、特定医療費受給者証の写しもしくは医師の診断書・意見書があれば適用する。
(12) 番号9は、制限されている時間に応じて配点する（最大で＋15）。ただし、利用基準指数と合計した場合に50を超えるときは、その合計は50とする。介護状況申告書と介護に関する客観的資料により、制限されていることが確認できた場合に限る。
(13) 番号10は、産休の後、勤務に復帰せずに育児休業を取得する場合に適用する。
(14) 番号10は、番号18が適用される場合、適用しない。
(15) 番号12～14は申込締切日時点で産休または育児休業から復職していることを条件とする。ただし、兄弟姉妹（多胎児の同時申込以外）の同時申込はこの限りではない。ベビーシッター等とは、在宅保育サービス業を生業とする者や事業者を指す。
(16) 番号12～14と17は重複適用しない。番号15と18は重複適用しない。
(17) 申込児を友人・知人に預けている場合は、番号13を準用する。
(18) 番号12～14と番号17については、受託証明書が提出された場合に適用する。
(19) 番号18は申込締切日時点で在園または卒園している場合に適用する。また申込児以外の産休・育休中であっても適用する。
(20) 番号4、12～14に重複して該当する場合は、高位の指数をその児童の調整基準指数とする。ただし、育休対象児以外の申込児に限り適用する。
(21) 番号21の保育施設等とは、区へ届出している保育施設・事業を指す。
(22) 番号21は、保護者が勤務している保育施設等から申請書が提出された場合に適用する。ただし、内定辞退者は除く。
(23) 調整基準指数は、保護者からの申込に基づき必要な書類が提出された場合に適用する。
(24) 世田谷区在住・在勤以外の方（転入予定者は除く）、保育所等に入園できない場合に育児休業の延長も許容できる方は、本表による調整基準指数は適用しない。

同一指数世帯の優先順位

優先段階	条　　件
第一段階	調整基準番号18に該当する世帯
第二段階	保育の利用基準指数の高い世帯
第三段階	階層低位順（同一階層の場合は、所得割課税額低位順。必要な税資料の提出がない場合、最高階層として選考する。）
第四段階	申込児を認可外保育施設に有償で預けている期間の長い者
第五段階	世田谷区に住民登録し、引き続き居住している期間が長い世帯（保護者のどちらか長い期間を適用）
第六段階	類型間の優先順位（①～⑧の順） ①不存在等　②疾病・障害　③就労　④介護　⑤出産 ⑥就労内定・開業予定　⑦求職　⑧就学等



保育の利用基準および調整基準の選考指数は、原則として、入園希望月の**申込締切日時点を基準日**として決定します。申込締切日時点の状況が、入園後も継続しているとみなして入園選考を行うため、申込締切日以降にご家庭の状況に変更があった場合は必ず、保育認定・調整課入園担当までご連絡ください。

10. 入園申込みに関する重要事項の確認

申込書の５面に書かれてあるものと同じものです。
※以下の事項は、保育園等の入園申込みにあたり特に重要なことです。該当する事項をよく読み、ご確認のうえ、申込書５面の確認欄 □ へのチェックをお願いします。

		確認
1. お申込みのすべての方へ	・入園選考に必要な書類は、入園希望月の申込締切日までに必ず提出してください。 ・提出がない場合は、入園選考対象外となります。 ・締切後に提出された書類は、次回以降の選考対象となります。	□
	・申込後(申込有効期間内)に申請内容に変更があった場合(在園中の兄弟姉妹の状況含む。)は、必ず「申込内容変更・取下届」および必要書類を提出してください。 ・提出がないまま内定・入園し、申請内容と事実に相違があった場合は、内定取消または退園になることがあります。	□
	・申込時の就労状況(予定)が入園後も継続するものとして利用調整を行います。 ・そのため、入園後、提出いただいた就労証明書の内容(就労日数・時間等)と事実に相違があった場合は、退園になる可能性があります。 変更があった場合は、入園担当へ連絡のうえ、直ちに必要な届出をしてください。 ・指数は、提出書類等を基に審査のうえ、決定します。	□
	・保育所等入園(転園)申込書および区立保育園等延長保育申請書の有効期間は、提出月から1年後の入園選考まで有効となります。(2月・3月入園は除く) ・有効期間内に入園が決定した場合は、申込は取下げとなります。入園後、転園を希望する場合は再度申込みが必要となります。	□
	・保育所等に内定したときは、入園月の前月末までに面接および健康診断を受けてください。 ・面接および健康診断を受けられない場合または面接および健康診断の結果により集団保育ができないと判断された場合は、内定取消になることがあります。	□
	・申込児の状況によっては、発達に関する確認資料および集団保育が可能である旨を記入した診断書等をご提出いただく場合があります。申込児の状態によっては集団保育が困難で保育園での受け入れができない場合や、保育園の受け入れ体制が整わない場合に、入園待機となることがあります。 ・なお、記入された事項を当該施設および事業者に提供させていただきます。	□
	・申込児の兄弟姉妹(転園申込み中のお子さんを含む。)に保育料等の滞納がある方は、選考上不利になることがあります。	□
	・入園前に在園中の兄弟姉妹が退園した場合または同時申込み中の兄弟姉妹の内定辞退または申込み取下をした場合は、選考時点での指数と異なるため、申込児が内定取消または退園となることがあります。	□
2. 育児休業を取得中の方へ	・入園した場合は、育児休業期間又は兄弟姉妹の育児休業であるかにかかわらず、入園月中に復職してください。なお、自営業または雇用保険未加入者が取得している育児休業はみなし休業となるため、お子さんが満1歳を迎えた年度末の翌日まで、または入園月中のいずれか早いほうで復職してください(育児休業中の転園(下位選考)は除く。)。 ・復職後は、速やかに勤務先が作成する「復職証明書」を提出してください。 ・「復職」とは、育児休業を取得している在職中の職場に復職して就労を開始することをいいます。 ・復職の確認がとれなかった場合は、退園になります。 ・また、育児休業終了時に勤務先を退職(転職含む。)した場合は、内定取消または退園となることがありますので、必ず事前に入園担当にご相談ください。	□
	・申込書第3面の育児休業に対する意思で、「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」にチェックされた方は、選考順位が下位となります。	□
	・育児休業給付金に関する手続き等については、必ず勤務先やハローワークに確認してください。 (世田谷区では、2月および3月入園選考を行っておりません。)	□
3. 勤務先に育児時間・育児短時間勤務制度等がある方へ	・育児時間・育児短時間勤務制度等を取得予定の方(既に取得中の方を含む。)は、週の勤務日数が減少する場合、短縮後の日数により選考します。	□
4. 認可外保育施設や一時保育等に預けている方へ	・不定期利用かつ受託証明書に記載された利用実績が3か月に満たない場合は、区で実績を確認します。 申込有効期間内に、利用状況の確認のため受託証明書の再提出を依頼します。受託証明書の再提出がない場合は、加点対象外となります。	□
	・申込有効期間内で、受託をやめたり契約内容に変更があった場合は、速やかに報告してください。	□
5. 転園を希望する方へ	・転園の申込みをし、新しい保育所等に内定した場合は、在籍園に戻ることはできません。 ただし、在籍園の定員に空きがある場合に限り、継続して在園することが可能です。	□
6. 税情報等の提供にあたっての同意	・世田谷区が保育料等を算定するに当たって、住民登録の状況、住民税課税状況等について公簿で確認することおよびそれらの情報に基づき決定した保育料等について、特定教育・保育施設等に対して通知することに同意します。	□

※この申込書に記載された内容は、保育施設の入所に関する統計資料等に使用する場合があります。

上記1～5について確認し、6について同意しました。

申込児氏名：

申込児生年月日：20□□年□□□□日生

※兄弟姉妹で申込む場合は、兄弟姉妹のうち1人分を申込児氏名欄に記入してください。

署名日：20□□年□□月□□日

保護者署名：

※必ず自筆で記入してください。

11. 延長保育申込み（電子申請は不可）

通常の開所時間を超えて延長保育を実施している保育園等があります。通常保育の入園が決定しても、延長保育は定員の関係で認められない場合もありますので、ご了承ください。

＊区立保育園の延長保育を希望する場合

〔ページID：1567〕

●延長保育時間は、午後6時15分～午後7時15分です。

●延長保育を利用する方は、以下の①～④の**全て**に該当することが必要です。

① **世田谷区在住の方のみ。**

② 対象児童が延長保育利用開始月の初日に**満１歳以上であること**（令和９年４月から利用申込のときは、令和８年４月２日以前に生まれていること）。

③ 勤務時間の都合で**午後6時15分から午後7時15分の間に保育ができないこと。**

④ **在園児であること。在園児の延長保育（月ぎめ）の申込締切についても13ページの申込締切日と同じです。**

延長保育を利用できれば残業をする場合、就労時間を主体的に設定できる就労状況下にある場合、産休、育休取得前の超過勤務の状況を理由とする場合は要件なしとなります。

月ぎめ利用　月12日以上（週３日以上）必要とする方を対象とします。

１．申込みの手続

区立保育園等延長保育申込書に保護者の就労証明書等必要書類を添付し、お住まいの地域を担当する各総合支所子ども家庭支援課にお申込みください。**（郵送可）**

※入園後は、必要書類がすべて揃っている場合に限り、在園している保育園でも受け付けます。

※申込書の有効期間は、申込みをした月から１年間です。

２．選考その他

① 希望者の数が延長保育（月ぎめ）の定員を超えた場合は、指数の高い方から内定します。

② 延長保育（月ぎめ）を決定したときは、「延長保育承諾書」をお送りします。

③ 定員に空きがなく、延長保育（月ぎめ）が利用できないときは、最初の入園希望月についてのみ「延長保育待機通知書」をお送りします。

④ 延長保育（月ぎめ）を利用していても、必要がなくなったときや利用が３か月続けて12日未満の場合は、スポット（日ぎめ）利用にきりかえていただきます。また、産休、育休期間は利用できません。利用を一旦辞退し、必要に応じて、スポット（日ぎめ）利用をお申込みください。

⑤ 延長保育（月ぎめ）の定員は園により異なります。

※世田谷区から転出された場合は、月ぎめは利用できなくなります。

スポット（日ぎめ）利用　原則として、月の利用が12日未満の方を対象とします。

１．申込みの手続

入園が決定したら、各保育園にお申込みください。

２．選考その他

① 希望する場合は、各保育園の園長と相談のうえ、登録をしてください。

② 登録後、希望日の属する週の２週間前の月曜日から保育園で受け付けます。

※定員に空きがあれば区外在住の方も利用できます。

延長保育料	月ぎめ　… 44ページのとおり スポット（日ぎめ）… １日あたりの利用料は月ぎめの10% ただし、１か月分の利用料は月ぎめの額を上限とします。

●延長保育（月ぎめ）利用基準

番号	類　　型	延長保育必要日数（実績） 細　　目	基準指数
1	勤務（在宅勤務含む） 自営（業務委託契約含む）	月20日以上	40
		月16日以上20日未満	30
		月12日以上16日未満	20
2	不存在等	死亡・離婚・行方不明・拘禁・離婚を前提とした別居・長期入院など	50
3	前各号に掲げるもののほか、特に必要と認められる場合		※

備考　※指数は、番号１～２を準用する。

●延長保育（月ぎめ）調整基準

番号	条　　件	指数
1	申込児を延長保育時間帯に、区に申込む施設・事業および保育室・保育ママ・認証保育所・ベビーシッター等に有償で預けていることを常態としている場合	+8
2	申込児を延長保育時間帯に別居親族（保護者の就労先以外）に有償で預けていることを常態としている場合	+3
3	申込児以外の兄弟姉妹（卒園予定児を除く）が延長保育（月ぎめ）実施中または同時申込中の場合	+7
4	産休・育休取得により延長保育（月ぎめ）を辞退し、産休・育休明けに再申込みをする場合	+10
5	単身赴任（出張または同居親族がいる場合は除く）	+5
6	申込児が選考対象保育園に通園している	+2

※備考(2)参照

備考　(1) 番号１と２は、重複適用しない。
　　(2) ただし、2024 年８月末以前に辞退した場合に限る。

延長保育（月ぎめ）・同一指数世帯の優先順位

優先段階	条　　件
第一段階	延長保育（月ぎめ）の利用基準指数の高い世帯
第二段階	階層低位順（同一階層の場合は、所得割課税額低位順。必要な税資料の提出がない場合、最高階層として選考する）
第三段階	迎えの時間が午後６時45分を過ぎることを常態としている世帯
第四段階	当該園の在園期間が長い世帯
第五段階	類型間の優先順位（①～⑤の順） ①不存在等　②疾病・障害　③就労　④介護　⑤就学等

＊区立保育園以外の各施設・事業の延長保育を希望する場合

●区立保育園以外の、各施設・事業（私立保育園、私立認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業）に直接お申込みください。

●区立保育園以外の、各施設・事業の延長保育の選考と延長保育料の徴収は各施設で行います。

●各施設・事業によって、延長保育の実施の有無、時間や保育料が異なります。（延長保育を実施していない場合もあります。）

1．申込みの手続
　入園が内定してから、各施設・事業にお申込みください。

2．延長保育を利用する方は、以下の①②両方に該当することが条件です。
　①　世田谷区在住の方
　　（延長保育定員に空きがある場合には区外在住の方も申込みできます。）
　②　原則、勤務時間の都合で延長保育時間に保育にあたることができないこと。
※延長保育の利用は、その施設に入園していることが条件となります。
※対象児童の年齢等については、直接施設にお問い合わせください。

3．選考
　①　延長保育希望者が延長保育の定員を超えた場合は、施設で選考を行います。（施設・事業によって、定員が異なります。詳しくは直接施設にお問合わせください。）
　②　延長保育が決定したときは、施設から連絡します。
　③　定員に空きがなく、延長保育ができないときは、その旨をお知らせします。
　④　延長保育を利用していても、勤務時間や家族状況などの変更により、利用が認められなくなる場合がありますので、ご了承ください。
※通常保育が内定した後に延長保育の選考を行いますので、延長保育の決定の連絡が遅れることがあります。ご了承ください。

延長保育料	①　延長保育料は無償化対象外です。 ②　延長保育料は直接施設に納めてください。 ③　**延長保育料については、各施設・事業で定めています。詳しくは、ご利用希望の施設に直接お問い合わせください。**

ご注意ください！

～世田谷区外に転出された場合～
　世田谷区から転出された場合は、**区立保育園の延長保育（月ぎめ）が利用できなくなります。また、区立保育園の延長保育（スポット利用）、私立保育園の延長保育は、世田谷区在住の方の利用が優先となります。**

～世田谷区在住で区外園の延長保育を希望する場合～
　ご利用の可否および申込み方法は、各区市町村にご確認ください。

12. 配慮が必要なお子さんの申込み

（１）配慮が必要なお子さんの申込みについて

障害や疾病があるお子さん、発育や発達の遅れなどが気になるお子さんについては、お子さんの状態を確認の上、申込みをしていただいております。

入園（転園）申込書第４面の「◎申込児の状況」は、お子さんが安心して保育園で生活するための基礎資料となりますので、正確な情報をありのままご記入ください。

集団の中でお子さんを安全にお預かりするために、申込み後に主治医の「診断書」や「意見書」、または世田谷区から送付する「保育のめやす」や「子どもの状況」をご提出いただく場合があります。入園選考（利用調整）の前にお子さんの状態を確認させていただく場合もあります。

そのため、保育園に預けるにあたり気になることや不安なことがございましたら、お早めに申込みくださいますようお願いします。

お子さんの状態によっては、ご希望の保育園の受け入れ体制が整わない場合等に、入園する保育園の調整を行いますが、ご希望に沿えない場合があります。状況によっては延長保育を利用できない場合もあります。

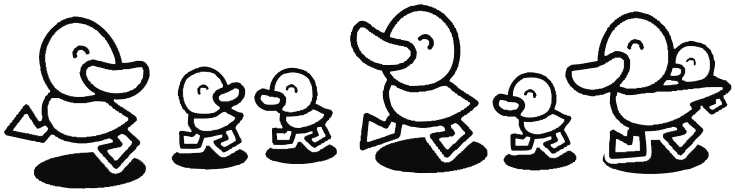
内定しても、お子さんの健康状態が確認できない場合や、入院や手術などで、入園前の面接・健康診断を期日までにできないと見込まれる場合は、受入れができないことがあります。

また、内定後に判明した場合や入園後にお子さんの状態が変わったり悪化した場合にも、医師により確認の上、集団での保育が困難であると判断した場合には、受入れができないことがあります。

ご確認いただきたいお子さんの状態

・発育状況、食事や排せつの状況、運動、言語などの発達、通院や療育の状況はどうか。
・先天性疾患や慢性疾患などの病状や健康状態が安定しているか。
・障害や疾病等に伴い、特別な介助や配慮を必要とするか。
・お子さんの症状に関する情報が保護者と保育園で十分に共有できるか。
・必要に応じて主治医や専門機関からの情報を受けることができるか。
・日々の登園が可能か。

※医療的ケア児については、（２）をご参照ください。



（２）医療的ケア児の申込みについて

① 区立指定保育園医療的ケア児枠について

松沢保育園、豪徳寺保育園、希望丘保育園、世田谷保育園、および等々力中央保育園の各区立保育園では、医療的ケアが必要で、かつ集団保育が可能なお子さんを対象に、医療的ケア児受入枠を設け、預かりを行います。

入園選考（利用調整）は、定員に空きがある場合に行います。

対象となるお子さん

保育の必要性があり、医療的ケアが必要で、かつ、入園にあたっての受入要件を満たした上で、入園する保育園でのクラス年齢に相当する集団保育が可能と判断され、日々、登園できる１歳児クラス以上のお子さん

【安全にお子さんをお預かりするための受入要件】

（1）病状や健康状態が安定しており、悪化が予測されるような基礎的疾患や慢性的な感染症がないこと。
（2）日常的に保護者が自宅等で行っている医療的ケアが確立しており、事故や感染症が起こる可能性が低いこと。
（3）お子さんの病状や医療的ケアに関する情報が保護者と保育園の間で十分に共有でき、必要に応じて主治医からの情報を受けることができること。

対応できる医療的ケア

（1）たんの吸引（口鼻腔・気管カニューレ・経鼻エアウェイ）、定時の薬液吸入
（2）気管切開部の管理
（3）経管栄養・管理（鼻腔留置チューブ・胃ろう・腸ろう）
（4）定時の導尿
（5）酸素管理（酸素流量などの確認）＊ただし、酸素流量は一定であること。
（6）血糖値測定およびその後の処置

申込み要件（資格）

（1）保育の必要性認定を受けること
（2）集団保育が可能であると認められること
※ （2）については、入園前相談、障害児等保育実施会議の意見･助言等に基づき区で判断します。

保育を行う日・時間

保育を行う日・時間は、区立保育園の開所日および開所時間（77ページ参照）に準じますが、そのうち、医療的ケアを実施できる日・時間は、平日（土曜日を除く）午前８時30分～午後５時15分です。

医療的ケアを実施できる時間の前後の保育は、医療的ケアの内容等により異なりますので、入園前相談の際にご相談ください。

なお、延長保育は利用できません。

利用者負担額（保育料）

保育料は認可保育園等と同様です（42ページ参照）。

申込みにあたっての注意事項

- 医療的ケアの実施については、内定後、保護者からの申請に基づき、集団の中で安全に保育が実施できるか確認を行い、区長が決定します。入園後は、年度ごとに更新のための確認を行います。そのため、お子さんの健康状態によっては、申請された医療的ケアをお受けできない場合もあります。
- 体調に応じて医療的ケアの内容を変えることや注入量を変更すること、体調で薬液を吸入するなどの対応はできません。
- 医療的ケアは、看護師が実施します。
- 必要な医療機材・衛生用品等の用意および管理は、保護者に行っていただきます。
- 保育園での療育等は、行いません。
- 与薬および食物アレルギー対応は、区立保育園の基準に従って実施します。

② 居宅訪問型保育事業について

居宅訪問型保育事業は、医療的ケアが必要な乳幼児の居宅において、保育者による1対1のきめ細やかな保育を行う地域型保育事業の一つです。

世田谷区の居宅訪問型保育事業は、日中、連携施設である児童発達支援施設（重症心身障害児施設）を利用いただき、長時間の預かりを行います。

入園選考（利用調整）は、定員に空きがある場合に行います。

対象となるお子さん

保育の必要性があり、障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められ、申込み要件（資格）を満たし、運営事業者との面談において預かりが可能と判断されたお子さん

対応できる医療的ケア

たんの吸引、経管栄養（経口栄養、経鼻栄養、胃ろう、腸ろう）

※連携施設である児童発達支援施設（重症心身障害児施設）のご利用により、その他の医療的ケア（区立指定保育園で対応できる医療的ケアのほか、呼吸器の管理など）の対応ができる可能性がありますので、詳細は運営事業者にお問合わせください。

申込み要件（資格）

（1）世田谷区在住で、保育の必要性認定（保育短時間認定）を受けること

（2）集団保育が著しく困難であると認められること

※ 事前に、連携施設である児童発達支援施設について、別途申込みいただき、利用が可能であることの確認が必要となります。児童発達支援施設の利用については、運営事業者へご相談ください。

※ （2）については、入園前相談、障害児等保育実施会議の意見・助言等に基づき区で判断します。

保育を行う日

月曜日から金曜日（土・日・祝日および年末年始（12/29 ～翌年1/3）は休み）

※連携施設での保育や児童発達支援施設への送迎などについての詳細は、事前に必ず運営事業者にお問合わせください。

利用者負担額（保育料）

保育料は認可保育園等と同様です（42ページ参照）。保育者の交通費実費等がかかる場合がありますので、詳細は運営事業者にお問合わせください。

運営事業者

事業名称	運営法人および連絡先	保育開始年齢（原則）	保育時間※
障害児訪問保育アニー	特定非営利活動法人フローレンス ☎ 6811-0907	満1歳以上	午前8時から午後6時のうち最長8時間
ほわわびじっと1	社会福祉法人むそう ☎ 6805-6470	生後57日から	午前9時から午後5時

※保育時間は、施設での児童発達支援事業の時間と合計した、保護者と運営事業者が締結する利用契約に基づいた時間となります。

※保育開始年齢や保育時間について、詳細は運営事業者にお問合わせください。

連携施設（児童発達支援施設）

事業名称	連携施設名称	所在地	連絡先
障害児訪問保育アニー	障害児保育園ヘレン経堂	宮坂3-15-15	☎ 6811-0907（特定非営利活動法人フローレンス）
ほわわびじっと1	ほわわ花見堂	代田1-13-14	☎ 6805-6470（社会福祉法人むそう）

申込みにあたっての注意事項

・延長保育は行っておりません。

・給食の提供はありません。お子さんの食事・おやつ等はご家庭でご用意ください。

③ 区立指定保育園医療的ケア児枠および居宅訪問型保育事業の申込みから入園まで

申　込　み

事前に電話で保育認定・調整課入園担当までご相談のうえ、申込みをしてください。**健康状態を確認する書類は電話相談受付後に郵送します。**入園を希望される方はお早めにご相談ください。

※居宅訪問型保育事業の申込みには、別途児童発達支援事業の利用申込みが必要となります。39ページをご確認ください。

↓

入園前相談

保護者とお子さんを対象に、保育課および保育認定・調整課にて、面談および聞き取りによる入園前相談を行います。
必要に応じて、医師による検診等を行う場合があります。

↓

対象児の決定

障害児等保育実施会議の意見・助言に基づき、集団保育の可否について区が判断し、対象児を決定します。

↓

選考（利用調整）

施設の定員を超える場合は、保育の必要性に基づく利用調整を実施し、内定者を決定し、結果を通知します。

→ **居宅訪問型保育事業**

内定者は、事業者と面接を行い、契約後、利用開始します。

↓

区立指定保育園医療的ケア児枠

◎ **面接・健康診断**　「医療的ケア実施申請書」、「医療的ケア指示書（主治医記載）」を区に提出いただき、指定保育園での面接、嘱託医による健康診断を行います。

◎ **入園決定**　区は区立指定保育園医療的ケア児枠での受入れにあたっての医療的ケアの実施内容について決定し、その内容について保護者同意のうえ、入園を決定します。

◎ **入 園 後**　集団保育の中で安全に医療的ケアを実施することを目的に、保護者同伴での保育や短時間での保育を実施する期間を設けます。
その期間中は、お子さんが保育園での生活に慣れ、看護師等が健康状態を把握するために、保護者が実施している医療的ケアの様子もあわせて確認します。その期間は１～２か月程度を想定していますが、お子さんの体調や登園状況等によっては、期間が延長する場合がありますのでご承知おきください。
通常保育の開始時期については、集団保育の中で安全なお預かりができると確認ができた後に連絡します。

お問合わせ先

（1） 入園の相談、申込みの方法などについて
保育認定・調整課　入園担当　☎ 5432-1200　Fax 5432-1506

（2） 区立指定保育園における医療的ケアについて
保育課　保育育成支援担当（育成班）　☎ 5432-2319　Fax 5432-3018

（3） 居宅訪問型保育事業について
①居宅訪問型保育事業について
保育課　保育育成支援担当（運営班）　☎ 5432-2320　Fax 5432-3018
②児童発達支援事業について
障害保健福祉課　障害保健福祉担当　☎ 5432-2242　Fax 5432-3021

13. 保 育 料 等

（1）保育料・延長保育料

保育料等は、３月31日時点での児童の年齢とそれぞれの世帯の住民税（特別区民税）の税額控除前所得割課税額を基礎として決定します。

① 保育料等の金額（44ページの一覧表をご覧ください）

令和７年９月より、東京都の第１子保育料無償化にあわせて、認可保育園等に通う区内在住のすべてのお子さんの保育料を無償化しましたので、保育料の負担はありません。

※教材費、行事費、延長保育料等は無償化の対象外ですのでお支払いいただきます。

※区外在住で区内の認可保育園等に通うお子さんの保育料等については、お住いの自治体によって異なります。（国の制度で３歳児クラス以降の保育料は無償化となっています。）

② 保育料階層の決定

保育料の負担がなくても、入園選考の際の優先順位や延長保育料額の決定、国への実績報告等にあたり、保育料階層を定める必要があります。

保育料階層決定時期は、４月と９月の２回です。４月は年齢変更による決定、９月は税額年度の変更による決定です。

③ 保育料階層の変更

結婚や離婚等により保護者（扶養義務者）に変更があった場合や、修正申告等により住民税所得割課税額が変更になった場合等は、保育料階層を再計算しますので、必ず保育認定・調整課入園担当までご連絡ください。保育料階層の変更は届出の翌月以降になります。

④ 保育料階層決定資料の提出

前年より引き続き、世田谷区で住民税が課税されている方は、保育料階層決定のための資料（住民税課税証明書、住民税決定（納税）通知書など）の提出は不要です。世田谷区が保有する住民税の情報から計算します。

転入などで、令和８年度住民税が世田谷区で課税されていない方、他の自治体の保育園等を希望される方は、20ページの保育料階層を決定するための税書類を提出してください。

必要な税資料の提出がないと、最高層の保育料階層に決定します。また、選考の際は、同一指数世帯の優先順位の第三段階（延長保育料は第二階層）で最高階層として選考することになります。

（32・35ページ参照）

※私立認定こども園（保育認定枠）と地域型保育事業の保育料階層の決定にあたっては、保護者の方の同意を得たうえで、世田谷区が保有する保育料の「世帯の階層区分」を施設に提供します。（入園後に保育料の「世帯の階層区分」に変更が生じた場合も同様とします。）

⑤ 給食費について

給食費には、主食費（ごはん）と副食費（おかず・おやつ・牛乳・お茶等）があります。

世田谷区では、令和７年９月より、区内在住のすべてのお子さんの給食費も無償化していますので、原則として給食費の負担はありません。

※区外在住で区内の認可保育所等に通うお子さんの給食費については、お住いの自治体によって異なりますので、給食費がかかる場合もあります。

⑥ 延長保育料等の納付方法

● 区立保育園・区立認定こども園の延長保育料

お支払いは口座振替をご利用ください。WEB口座振替サービスからお手続きができます。パソコンやスマートフォンからインターネットを利用して口座振替の申込みができるサービスです（24時間対応）。区役所や金融機関の窓口でお手続きする必要がありません。

世田谷区ホームページ［ページID：8045］

←こちらの二次元コードからお手続き可能です。（科目「保育料」を選択してください）

なお、保育料口座振替（自動払込）依頼書による手続きも可能です（用紙は保育認定・調整課、保育園にあります）。ご利用の金融機関窓口で手続き後、「保育料口座振替（自動払込）納付届区役所提出用」を保育認定・調整課入園担当に郵送してください。各総合支所子ども家庭支援課では受け付けできません。

引き落としは毎月末日（末日が金融機関等の休業日にあたる場合は、翌営業日）です。１人目のお子さんの延長保育料を口座振替している場合、２人目のお子さんは同じ口座からの引き落としとなります。口座振替においては、領収書の発行を省略しています。振替えた金額はご指定口座の預金通帳に記載されますので、ご確認ください。

※滞納が続いた場合は、法令に基づき、差押等の滞納処分を行う場合があります。

● 私立保育園・私立認定こども園（保育認定枠）・地域型保育事業の延長保育料等

各施設で定めた額を直接施設へ納めていただきます。教材費、行事費などの実費負担分がある場合も同様です。詳しくは直接施設へお問い合わせください。

⑦ 減額・免除・軽減制度

申請に基づき、区立保育園の延長保育料が減額・免除される場合があります。また、区外在住で給食費がかかる場合、多子世帯に対する負担軽減制度があります。詳しくはホームページ〔ページID：1416〕をご覧ください。

認可保育園等の保育料について　　問合せ先　保育認定・調整課　入園担当　☎5432−1200
郵送先：154−8504　世田谷区世田谷4−21−27　世田谷区保育認定・調整課　入園担当あて

（2）保育料・延長保育料一覧表

（単位：円）

世帯の階層区分			保育料等の月額（1人につき）	区立保育園、区立認定こども園 延長保育料の月額（1人につき）		
階層	定義			3歳未満児	3歳児	4歳以上児
				保育標準時間		
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯		0	0	0	0
B1	A階層を除き、所得割課税額が0円の世帯（均等割のみ課税世帯を含む）		0	0	0	0
D1	A階層を除き、所得割課税額が0円以外の世帯	所得割課税額が12,000円未満である世帯	0	900	900	900
D2		所得割課税額が12,000円以上37,000円未満である世帯	0	900	900	900
D3		所得割課税額が37,000円以上52,000円未満である世帯	0	900	900	900
D4		所得割課税額が52,000円以上82,000円未満である世帯	0	1,800	1,300	1,300
D5		所得割課税額が82,000円以上122,000円未満である世帯	0	2,300	1,500	1,500
D6		所得割課税額が122,000円以上162,000円未満である世帯	0	2,700	1,800	1,800
D7		所得割課税額が162,000円以上202,000円未満である世帯	0	2,900	2,000	1,900
D8		所得割課税額が202,000円以上220,000円未満である世帯	0	3,200	2,100	2,100
D9		所得割課税額が220,000円以上235,000円未満である世帯	0	3,500	2,300	2,300
D10		所得割課税額が235,000円以上250,000円未満である世帯	0	3,800	2,500	2,300
D11		所得割課税額が250,000円以上265,000円未満である世帯	0	4,000	2,700	2,400
D12		所得割課税額が265,000円以上280,000円未満である世帯	0	4,200	2,800	2,400
D13		所得割課税額が280,000円以上295,000円未満である世帯	0	4,500	2,900	2,400
D14		所得割課税額が295,000円以上310,000円未満である世帯	0	4,700	3,000	2,500
D15		所得割課税額が310,000円以上325,000円未満である世帯	0	5,000	3,000	2,500
D16		所得割課税額が325,000円以上340,000円未満である世帯	0	5,200	3,000	2,500
D17		所得割課税額が340,000円以上355,000円未満である世帯	0	5,300	3,100	2,600
D18		所得割課税額が355,000円以上370,000円未満である世帯	0	5,500	3,200	2,600
D19		所得割課税額が370,000円以上385,000円未満である世帯	0	5,700	3,200	2,700
D20		所得割課税額が385,000円以上400,000円未満である世帯	0	5,800	3,300	2,800
D21		所得割課税額が400,000円以上445,000円未満である世帯	0	6,100	3,400	2,900
D22		所得割課税額が445,000円以上490,000円未満である世帯	0	6,400	3,500	3,000
D23		所得割課税額が490,000円以上570,000円未満である世帯	0	6,700	3,600	3,100
D24		所得割課税額が570,000円以上650,000円未満である世帯	0	7,000	3,700	3,200
D25		所得割課税額が650,000円以上730,000円未満である世帯	0	7,300	3,800	3,200
D26		所得割課税額が730,000円以上840,000円未満である世帯	0	7,400	3,800	3,300
D27		所得割課税額が840,000円以上950,000円未満である世帯	0	7,600	3,900	3,400
D28		所得割課税額が950,000円以上1,130,000円未満である世帯	0	7,700	4,100	3,500
D29		所得割課税額が1,130,000円以上1,310,000円未満である世帯	0	7,800	4,200	3,700
D30		所得割課税額が1,310,000円以上である世帯	0	7,900	4,300	3,800

※一覧の3歳未満児とは0～2歳児クラス、4歳以上児とは4～5歳児クラスのことです。
※保育料階層を決定する際の住民税所得割課税額は、住宅借入金等控除・配当控除・外国税控除・寄付金控除等を適用しない税額となります。
※区立保育園、区立認定こども園以外の延長保育料は、各施設で定めています。詳しくは直接施設にお問い合わせください。
※保育料は無償化されていますが、延長保育料は無償化の対象外です。
※税資料の提出がなく、税額の確認ができない場合は、D30と同じになります。
　後で税資料が提出された場合は、その年度に限り、4月にさかのぼり保育料階層を決定し直します。
※一覧の税額算定は、4月から8月までの月分については前年度分、9月から3月分については当年度分の住民税所得割課税額により行います。

14. 入園できなかった方

＊ 入園(転園)できなかった場合は、**最初の入園希望月の**前月の末日までに「入園(転園)待機通知書」をお送りいたします。(ただし、4月選考で入園できなかった方については最初の入園希望月でなくても「入園(転園)待機通知書」をお送りします。)最初の入園希望月の翌月以降の入園(転園)待機通知書が必要な場合は、結果発表日以降に、入園担当までお問い合わせください。
＊ 入園(転園)待機通知書については、提出書類に不備がある場合は発行されません。
＊ 入園希望月の翌月以降、入園選考(利用調整)結果の連絡は、入園が内定された方のみ電話で行います。
＊ 有効期間内に希望する保育園等に空きができた場合は、選考の対象になります。
＊ 希望の保育園等を追加・変更する場合は「申込内容変更・取下届」を提出してください。
＊ 申込有効期間内に入園(転園)の必要がなくなった場合や、家庭状況等が変わった場合は必ず「申込内容変更・取下届」を提出してください。
＊ 申込有効期間内に区外に転出された場合は、自動的に申込みが取下となります。(区外からの転入予定の場合を除く)
＊ **申込有効期間が終了したときの連絡は行いません。**引き続き入園を希望する場合は、**改めて必要書類を揃えてお申込みください。**
＊ 世田谷区外の保育園等を申込んでいる場合は、有効期間が異なりますので、事前に必ず各自治体にご確認ください。

＜申込有効期間＞

申込みをした日 ※郵送の場合は到着した日	申込みが有効な入園月
令和8年 9 月1日～末日	令和9年 9 月
令和8年10月1日～末日	令和9年10月
令和8年11月1日～末日	令和9年11月
令和8年12月1日～末日	令和9年12月
令和9年 1 月1日～末日	令和10年1月
令和9年 2 月1日～末日	※2月・3月 選考なし
令和9年 3 月1日～末日	
令和9年 4 月1日～末日	令和10年4月
令和9年 5 月1日～末日	令和10年5月
令和9年 6 月1日～末日	令和10年6月
令和9年 7 月1日～末日	令和10年7月
令和9年 8 月1日～末日	令和10年8月

注) 有効期間内に別の兄弟姉妹の申込みをすると、先に申込みをしていた子が選考の対象から外れてしまうことがあります。申込みは世帯ごとに管理しているため、兄弟姉妹の申込みの際は、先に申込みをしているお子さんがいた場合は、入園を希望するお子さん全員での申込みを改めてお願いします。

15. Q&A

区ホームページ〔ページID：1562〕に随時更新していますので、ご覧ください。

申込みに関すること

問1 **どのくらいの勤務を「就労」とみなしますか？**

答1 入園選考においては、月48時間以上の勤務の場合に「就労」とみなします。

問2 **区立保育園と私立保育園では、申込方法や選考方法は異なりますか？**

答2 申込方法、選考方法とも同じです。ただし私立保育園の延長保育に関しては、内定後に各保育園にお申込みください。（34 ～ 36ページ参照）

問3 **入園選考はどのように行うのですか？　先に申込んだ方が有利になりますか？**
また、何回も相談に行ったり、申込書と一緒に嘆願書を出すと有利ですか？

答3 先着順ではありません。要件確認書類・資料のみで選考し、選考指数の高い方から内定するため相談回数や嘆願書によって有利になることはありません。

問4 **希望園をたくさん記入すると、第１希望が空いていても、第２希望以降に回されることがありますか？　第１希望のみの方が有利ですか？**

答4 選考は、まず申込者の選考指数を決め、指数の高い方から一人ずつ第１希望園から順に選考していく仕組みになっています。希望園の数や順位によって有利、不利になることはありません。通える範囲内の保育園等を通いたい順番で記入してください。

問5 **定員に空き（募集）がない保育園等も、希望することができますか？**

答5 希望することができます。退園等で空きができた場合でも、申込締切日までに申込みをしていなければ、選考の対象になりません。

問6 **保育園ごとの申込者数や倍率はわかりますか？**

答6 令和９年４月入園分の保育園ごと、年齢ごとの申込者数は、12月28日（月）に、区のホームページ〔ページID：1561〕に掲載する予定です。

※４月以降は［ページID：1587］の認可保育園（空き数等）バックナンバーから確認できます。

倍率は、申込者数を入園可能数で除した数字で表すことができますが、入園可能数は選考直前まで増える場合があることや、複数園のお申込みが多いことから、実際の倍率は出していません。

（ある保育園の入園可能数が１名として、20名お申込みがあれば20倍と言えますが、実際はお申込み20名のうち別の保育園も希望して、別の保育園に内定した方がいれば申込者数から除かれますので、20倍にはなりません。）

問7 **選考指数はどのように決めるのですか？**

答7 選考指数は、30 ～ 31ページをご覧ください。例えば次のように計算します。

保護者① が週５日、週35時間就労する	保護者① 利用基準指数	40
保護者② が週５日、週40時間就労する	保護者② 利用基準指数	50
申込児を認証保育所に有償で預けている（週５日・１日８時間）	調整基準指数	6
	（合計）選考指数	96

問8　**保育園ごとの入園できた世帯の指数を教えてもらえますか？**

答8　入園可能数が少数のクラスも多くあり、入園者の指数を公開することで個別の家庭の状況が推測される場合もあるため、公表していません。

また、お申込みされる方の状況は毎年異なるため、入園できた世帯の指数は、保育園ごと、年齢ごとで大きく異なります。

※たとえ指数が高くても空きがなければ内定することはなく、逆に指数が低くても他に希望している方がいない場合などは内定することがあります。このように他の方との比較で内定できるかどうか決まるので、指数が何点あれば入園できるといったものではありません。

問9　**認可外保育施設に有償で子どもを預けている場合、受託証明書を提出すれば“保育の調整基準番号12”は、必ず加点されますか？**

答9　“保育の調整基準番号12”は、就労等の理由で保護者が保育にあたることができない時間に月48時間以上預けている場合は加点しています。内容によって加点対象外となる場合もあります。また、保護者の方が、申込児の育休中の場合は加点対象外となります。

問10　**令和9年4月15日に育児休業を終了し、その後小学校入学まで育児短時間勤務を取得する予定です。選考の際にはどのようになりますか？**

答10　復職前と比べ週の勤務日数が減少する場合は、短縮後の勤務日数で選考されます。(26ページ参照)

なお、自営業の方は申込時に提出された就労証明書の勤務日数・時間で就労をお願いいたします。

問11　**派遣社員ですが、就労証明書は派遣元・派遣先どちらで証明してもらえばよいですか？**

答11　勤務状況について把握し、ご記載いただけるのであれば、派遣元・派遣先どちらで証明していただいてもかまいません。

問12　**障害児の選考は、どのように行われますか？**

答12　障害の有無にかかわらず保育園の入所要件があり、集団保育が可能なお子さんは、指数の高い方から選考します。ただしお子さんの状況によっては、集団保育が可能である旨記載の診断書等をいただく場合があります。記載された事項を当該施設および事業者に情報提供させていただく場合があります。

なお、医療的ケアが必要なお子さんは、区立指定保育園における医療的ケア児枠での受入および居宅訪問型保育事業について、37 ～ 41 ページをご覧ください。

問13　**4月の入園可能数や一次選考の結果について、問合わせはできますか？**

答13　10月20日（火）から区のホームページ（https://www.city.setagaya.lg.jp/）〔ページID：1561〕で、令和9年4月の入園可能数を見ることができます。また、一次選考結果については、1月20日（水）以降であれば電話（保育認定・調整課入園担当　電話5432-1200）でお答えします。

※4月以降は［ページID：1587］の認可保育園（空き数等）バックナンバーから確認できます。

問14　**保育園の申込みをするにあたり保育料階層を教えてください。**

答14　お申込みの段階では保育料階層をお答えすることはできません。ただし､お手元に“給与所得等に係る特別区民税・都民税　特別徴収税額の決定・変更通知書”や“住民税課税証明書”があれば、保育料の階層の目安をお答えすることができます。

詳しくは保育認定・調整課入園担当までご連絡ください。

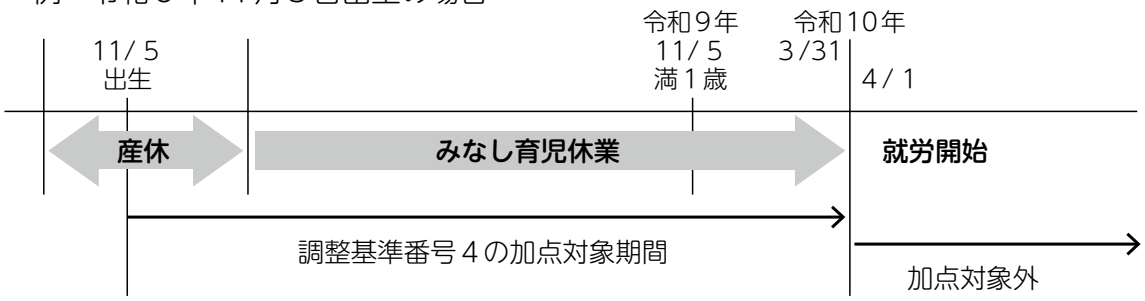
問15　**申込児の状況(申込書　第４面)の記載内容が入園選考に影響することはありますか？**

答15　入園選考には影響はありません。お子さんが安心して保育園で生活するための基礎資料となりますので、正確な情報をありのままご記載ください。ただし、入園前に保育園で実施される面接およびお子さんの健康診断等の結果、集団保育が困難であることが確認された場合は、内定が取消になることがあります。

問16　**令和８年11月に子どもが生まれる予定です。自営業で仕事をしていますが、出産後、お休みしようと考えています。みなし育児休業期間はいつまでですか？**

答16　自営業の方で出産後お休みをとる場合、みなし育児休業期間は、労働基準法に基づく産休期間と、育児・介護休業法に基づく育児休業期間に引き続き、お子さんが満１歳を迎えた年度末(３月31日)までとなります。

例：令和８年11月５日出生の場合



内定に関すること

問17　**内定したと保育園から連絡があり、入園月前の面接・健康診断の日程調整の話をいただきました。しかし、都合が悪く指定された期間での面接・健康診断を行うことができません。入園月に入ってから面接・健康診断を受けてもかまいませんか？**

答17　認められません。保育園長からの面接・健康診断の結果を受け、入園を承諾しています。入園前月末日までに面接・健康診断を受けられない場合は、内定取消となります。

問18　**転園内定後に転園する必要がなくなった場合、内定辞退をすれば現在在籍している保育園に通い続けることはできますか？**

答18　転園の内定を辞退して、在籍している保育園等に戻ることはできません。ただし、在籍園の定員に空きがある場合に限り、継続して在籍することが可能です。転園の意志がなくなった場合は、速やかに申込みを取り下げてください。

問19　**入所内定を辞退した場合､ペナルティはありますか？ 今後の選考で不利になりますか？**

答19　内定辞退された方へのペナルティはありませんが、例年多くの辞退者がおり、本来内定出来た方が内定できない等大きな影響が出ていますので、慎重な保育園選びにご協力いただきますようお願いいたします。

問20　**現在、育児休業中です。保育園の内定連絡をもらいましたが、復職する際に気を付けることはありますか？**

答20　『復職』とは、育児休業の承認を受けた会社に職場復帰することを指します。育児休業中または育児休業終了後、入園月前に勤務先を退職（転職含む）した場合や入園月中に育児休業を取得した勤務先に復職をしなかった場合は、入園取消（退園）となります。なお、復職の確認は、育児休業を取得した勤務先が作成する復職証明書で行います。

育休取得前と同じ勤務条件（勤務日数・時間）での復職が必要となるため、ご注意ください。

事例①　育児休業から復帰する場合（勤務日数・時間は同じ）

		申込時	入園時
ア	○	A社で育休取得中	入園した月にA社へ復帰
イ	×	A社で育休取得中	入園した月にA社ではなくB社に復帰
ウ	×	A社で育休取得中	入園した月の翌月にA社に復帰

㋐は、育児休業を取得したA社に同じ労働条件で復帰しているので『復職』に該当します。保育の調整基準番号４の「申込児の産休明け､または育休明け予定の場合」に該当します。

㋑は、A社に復帰せずに、別のB社に入社しているので『復職』には該当せず『**転職**』となります。保育の調整基準番号４の「申込児の産休明け、または育休明け予定の場合」に該当しません。産休・育休明け予定として申し込んだ方が㋑に該当する場合は、入園取消（退園）となる場合があります。

㋒は、育児休業を取得したA社に同じ労働条件で復帰しているものの、入園した月の開園日までに復帰をしていないため、入園取消（退園）となります。

事例②　　復帰後の派遣先が未定の場合

派遣元Ａに雇用され、派遣先Ｂで勤務していて、育休を取得しているケース
（勤務日数・時間は復帰後も同条件で勤務）

		申込時	入園時
エ	○	派遣元Ａで育休取得中	派遣元Ａとの契約を継続し、派遣先Ｂで勤務
オ	○	派遣元Ａで育休取得中	派遣元Ａとの契約を継続し、派遣先Ｃで勤務
カ	○	派遣元Ａで育休取得中	派遣先Ｂと直接契約で勤務
キ	×	派遣元Ａで育休取得中	派遣元Ａに復帰せず、派遣元Ｄに復帰し、派遣先Ｂで勤務

『復職』とは、育児休業の承認を受けた勤務先に職場復帰することですが、派遣社員の方の勤務先とは、『派遣元』を指します。㋓、㋔は派遣元Ａに復帰しているので、派遣先が前と違う場合でも『復職』に該当します。

㋕は、派遣先は同じですが、派遣元Ａに復帰せず、新しい派遣元Ｄに変更しているので、復職には該当せず『転職』となります。入園取消（退園）となる場合があります。

事例③　　入園後の勤務時間を変える場合

		申込時	入園時
ク	○	育休取得中	申込み時の就労証明書の勤務時間で復職
ケ	○	育休取得中	育児時間・育児短時間制度等（※）を使って復職
コ	×	育休取得中	育児時間・育児短時間制度等によらず、勤務日数・勤務時間を短くして復職

※週の勤務日数が減少しない場合に限る。

㋐は、同じ勤務条件で復職しているので問題ありません。㋑の時間短縮制度を利用する方は週の勤務日数が減少しない場合は問題ありません。

㋒は、入園時に戻って再選考となり、内定できない状況の場合は入園取消（退園）となる場合があります。

在園に関すること　問合せは保育認定・調整課　入園担当(電話：03-5432-1200)まで

問21　世田谷区内の認可保育園に在園しています。世田谷区外へ転出しますが、継続して世田谷区の認可保育園に通うにはどのような手続きが必要ですか？

答21　転出先の自治体で、お手続きをお願いいたします。必要書類等は、転出先の自治体で必要とされるものをご用意ください。なお、転居先の自治体に転入された月中に継続通園および支給認定の申請手続きをしてください。

問22　世田谷区外の認可保育園に在園しています。世田谷区へ転入しますが、継続して世田谷区外の認可保育園に通うにはどのような手続きが必要ですか？

答22　世田谷区に転入された月中にお手続きをお願いいたします。必要書類は、以下のとおりです(子ども家庭支援課窓口または郵送で受付可)。

① 世田谷区様式の保育所等入園（転園）申込書兼教育・保育給付認定申請書（２号・３号用)
② 要件確認書類(就労証明書等、詳細は18 ～ 19ページ参照)
③ 保育料階層を決定するための税書類(詳細は20ページ参照)

※状況によっては、上記以外の書類の提出を求める場合がございます。

問23　車での送迎は可能ですか？

答23　通園用の駐車場はありません。違法駐車は危険であるとともに、近隣の迷惑になりますので、絶対におやめください。緊急時等、やむを得ず車を利用する場合の対応については、予め各施設にご確認ください。なお、入園の決定に際しては、保護者と運営法人の間で自家用車による登降園を行わない旨の誓約をしていただく園もありますので、ご了承ください。

問24　認可保育園に在園しています。離婚前提の別居をした場合、延長保育料はいつから変わりますか？　またどのような手続きが必要ですか？

答24　世田谷区では、離婚前提の別居が１年以上続いている場合に延長保育料を再計算します。別居が始まった際に世帯状況等変更届にて「離婚前提の別居」とご記載の上、通っている園へご提出ください。

届出日から１年以上離婚前提の別居が続いている場合は、１年後に再度、離婚前提の別居状態が続いている旨を記載した世帯状況等変更届を提出してください。

延長保育料の変更は、２度目の世帯状況等変更届の提出の翌月以降になります。

問25　在園中に転職予定ですが、気を付けることは何ですか？

答25　入園時点の就労日数・時間を保ってください。指数が減少する時は、在園ができなくなることがあります。〔ページID：18376〕

問26　**第１子が保育園に在園していますが、第２子出産時に育児休業を取得します。第１子は在園を継続できますか？**

答26　〈育児・介護休業法に基づく、育児休業を取得している方〉

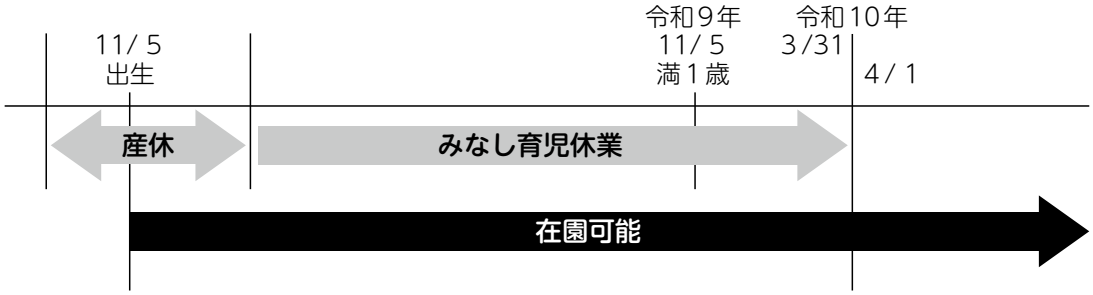
生まれたお子さん（第２子）の育児休業を取得される場合でも、上のお子さんのクラス年齢を問わず、継続して在園することが可能です。

〈雇用保険未加入者、自営業などで育児休業が取得できない方〉※下記の図を参照

生まれたお子さん（第２子）が満１歳を迎えた年度末の翌日（４月１日）までに、出産前の職に同条件の勤務日数・時間で復帰する場合、上のお子さんは継続して在園することが可能です。

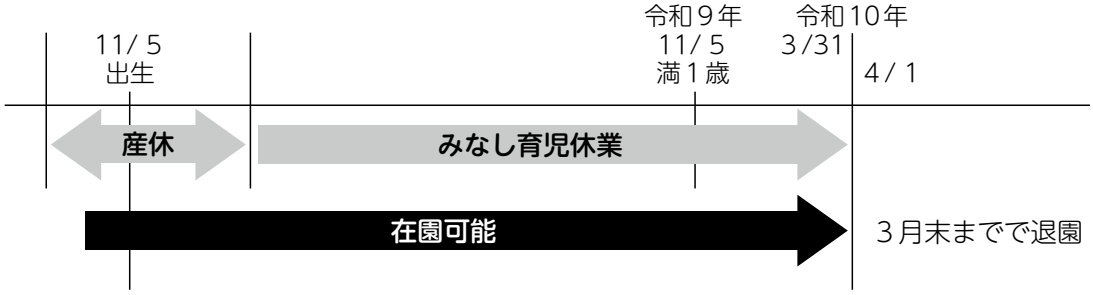
１．生まれたお子さん（第２子）が満１歳を迎えた年度末の翌日までに復帰する場合

例：令和８年11月５日出生の場合



２．生まれたお子さん（第２子）が満１歳を迎えた年度末の翌日までに復帰しない場合

例：令和８年11月５日出生の場合



問27　**延長保育料の減額・免除の申請はどのような場合に申込みできますか？**

答27　延長保育料の減額・免除の項目は以下の通りです。項目によってご提出いただく書類が異なります。詳しくは保育認定・調整課入園担当（☎5432－1200）にお問合せください。

〈減額となる場合〉

① 児童が疾病等のため１か月以上継続して休園したとき
（適用期間は最長２か月、一年度につき１回）

② 災害により、住宅又は家財に損害を受けたとき

〈再計算によって減額となる場合〉

① 主たる稼働者が失業（本人都合による退職は適用外）したとき
（適用期間は３カ月）

〈免除となる場合〉

① 里親である　　② 生活保護法による保護を受けている

問28　**延長保育料の支払いを忘れ、納付書の納期限が過ぎてしまいました。どうすればいいですか？**

答28　納期限を過ぎた納付書もそのままご使用いただけます。お近くの金融機関の窓口で早急にお支払いください。なお、支払いが遅れた場合、督促状が届くことがございます。支払い済であれば行き違いですのでご容赦ください。

問29　**現在通っている保育園を退園（または区立の延長保育を辞退）したいと考えていますが、手続き方法について教えてください。**

答29　保育所等を退園（または区立保育園の延長保育を辞退）する場合は、**「退園届　延長保育辞退届」**のご提出が必要になります。ご在園中の保育園に**退園希望月の月末**までに「退園届　延長保育辞退届」をご提出ください。延長保育（月ぎめ）をご利用の方で、月途中の退園・延長保育の辞退をされた場合は、当月１か月分の延長保育料を負担していただきますのでご注意ください。

問30　**税資料を提出せず保育料階層が最高階層で算定されています。後から提出した場合、再度算定し直すことはできますか？**

答30　年度内に入園担当で税情報の確認が取れた場合にのみ、再算定可能です。年度内に税資料の提出や確定申告を行っていたとしても、入園担当で税情報の確認ができなかった場合は再算定できません。確定申告がお済みでない場合は、お早めに申告していただくようお願いいたします。

問31　**保育園に提出する書類はどこで入手できますか？**

答31　区内保育園等にもご用意はございますが、区ホームページからもダウンロード可能です。

（1）世帯状況等変更届〔ページID：1571〕

世帯状況等に変更が生じた際

（例）連絡先に変更が生じた場合（住所・郵便番号など）
勤務先・勤務状況に変更がある場合
（転職および勤務時間、日数に変更がある場合など）
家庭状況に変更がある場合（婚姻・離婚・別居など）
退職する場合、長期休園する場合、出産した場合

（2）就労証明書〔ページID：1552〕

勤務先・勤務状況に変更がある場合
（転職および勤務時間、日数に変更がある場合など）

（3）退園届〔ページID：1570〕

退園を希望する場合（※退園希望月の月末までに在園中の保育園に提出）

16. 保育園等一覧

- 年齢は令和９年４月１日現在の満年齢です（13ページ参照）。
- ０歳保育は、開始月齢に達した月の翌月から入園が可能です。
- 保育園および認定こども園、地域型保育事業の所在地は、118 ～ 119ページの地図をご覧ください。
- この一覧表の人数は、認可定員の人数です。待機児解消のための弾力的運営により、定員を超えて在籍している場合があります。
- 園別・年齢別空き情報等は、区のホームページ〔ページID：1558〕・区公式LINE（105ページ参照）をご覧ください。
- 令和９年４月１日から定員を変更する施設について、令和８年10月１日に「保育のごあんない追加・訂正表」でお知らせします。区のホームページ〔ページID：1412〕でもご確認いただけます。また、区立保育園の０歳児定員の令和９年10月入園の受け入れ枠については68ページをご覧ください。
- 学校の敷地を始めとした公有地等を活用して整備した保育園もあります。入園申込みの際は、必ず現地等をご確認の上、お申込みください。
- 入園の決定に際しては、保護者と運営法人の間で自家用車による登降園を行わない旨の誓約をしていただく園もありますので、ご了承ください。
- 私立認可保育施設・事業の延長保育対象年齢、定員及び利用料等については、区立保育園とは異なりますので、事前に必ず各施設にお問合わせください。詳細は36ページをご覧ください。

1　世田谷地域

最新版はこちら
ページID：13053

(1) 保育園

令和９年４月１日予定認可定員（令和８年７月現在）

	コードNo.	地図No.	保育園名	所在地	電話番号	年齢別定員							０歳保育開始月齢（翌月から）	延長保育定員
						0	1	2	3	4	5	合計		
区立	101	①	池尻	池尻2-3-11	3410-6730		20	20	22	24	24	110		25
	102	②	三宿	三宿2-37-3	3413-4406	10	14	18	19	20	20	101	５か月	25
	103	③	太子堂※1	太子堂5-24-27	3414-3565	6	12	16	17	18	18	87	５か月	25
	104	④	三軒茶屋	三軒茶屋1-23-4	3418-2841		16	17	17	17	17	84		25
	105	⑤	世田谷	若林5-27-18	3414-5065	8	22	26	30	30	33	149	５か月	25
		⑤	世田谷（医療的ケア児枠）※2			← 1 →						1		
	106	⑥	桜★	桜2-18-3	3426-3761		16	20	21	23	23	103		25
	107	⑦	東弦巻	弦巻2-29-17	3425-6721	8	18	18	18	18	18	98	５か月	25
	108	⑧	弦巻★	弦巻3-15-5	3426-1626		16	16	18	19	20	89		25
	109	⑨	西弦巻★	弦巻5-13-5	3425-6970	8	15	15	19	20	20	97	５か月	20
	110	⑩	南桜丘	桜丘3-10-18	3425-6925	7	15	17	19	20	20	98	５か月	25
	111	⑪	わかくさ	経堂1-25-11	3425-4541	10	16	17	17	18	18	96	５か月	25
	112	⑫	下馬	下馬5-32-11	3412-9839	4	18	18	19	19	19	97	５か月	25
	113	⑬	駒沢	野沢4-22-2	3418-4031		14	18	19	19	20	90		20
	114	⑭	上馬★	上馬5-29-13	3424-8190	4	10	13	17	17	17	78	５か月	20
私立	121	⑮	鳩ぽっぽ	太子堂1-15-5	3411-0333	10	12	14	14	15	15	80	57日	20名程度2時間延長
	122	⑯	さくらのその※3	桜丘2-1-8	5450-7077				21	21	21	63		20名程度2時間延長
	123	⑰	さくらのその保育園分園つぼみ※4	桜丘2-24-16	6413-9606	10	18	18				46	57日	10名程度
	124	⑱	池尻かもめ※5	池尻2-5-8	5433-1311	10	13	15	15	16	20	89	57日	20名程度2時間延長
	125	⑲	下馬鳩ぽっぽ	下馬3-14-9	5432-4681	9	12	13	15	15	15	79	57日	20名程度2時間延長

私立	126	20	下馬鳩ぽっぽ保育園 分園野の花園	三宿2-26-25	5779-6240	6	8	9	9	9	10	51	57日	20名程度
	127	21	おともだち	下馬2-21-11	3422-2232	6	12	16	18	19	19	90	6か月	20名程度
	128	22	おともだち保育園 分園こまどめ	下馬4-18-1 (駒留中学校校舎内)	5431-5070			15	17	17	17	66		20名程度
	129	23	おともだち保育園 分園こまつなぎ※6	下馬1-42-1	5433-3230	6	17					23	6か月	20名程度
	130	24	桜ヶ丘	桜丘4-19-33	3706-2226	6	12	14	14	15	15	76	6か月	20名程度
	131	25	経堂	経堂4-13-10	3427-4020	10	16	17	18	18	18	97	57日	30名程度 4時間延長
	132	26	オリービア	上馬4-12-3	5431-3766		12	12	12	12	12	60		20名程度 2時間延長
	133	27	太子堂なごみ	太子堂2-3-10	3422-7530	9	19	21	21	21	21	112	57日	20名程度 2時間延長
	134	28	烏山杉の子保育園 分園みなみ風	経堂5-38-14	6413-7310		10	10	10	10	10	50		15名程度
	135	29	すこやか園 分園キリン	桜丘5-19-16	5426-0286	6	6	6	6	6	6	36	57日	10名程度
	136	30	もみの木保育園 太子堂※7	太子堂1-12-18	5787-6333	12	20	22	24	24	24	126	57日	20名程度 2時間延長
	137	31	世田谷はっと	下馬4-1-8	3414-0810	9	24	30	30	30	30	153	57日	30名程度 2時間延長
	138	32	遊愛※8	三宿2-16-32	5433-1500	9	12	15	24	24	24	108	57日	30名程度 2時間延長
	139	33	桜すくすく※9	桜3-19-13	6413-5871	6	12	12	16	16	16	78	57日	20名程度 2時間延長
	140	34	駒沢こだま	駒沢2-46-9	5787-5980	6	8	8	8	8	8	46	57日	15名程度 2時間延長
	141	35	世田谷いちい保育園 北ウイング※10	弦巻5-10-22	6432-6111	9	24	24	24	24	24	129	57日	20名程度 2時間延長
	142	36	世田谷いちい保育園 南ウイング※10	弦巻5-10-22	6413-7171	9	24	24	24	24	24	129	57日	20名程度 2時間延長
	143	37	ポピンズナーサリー スクール経堂南	経堂1-41-3	5799-7031	6	7	8	8	8	8	45	57日	10名程度 2時間延長
	144	38	キッズスマイル 世田谷上馬	上馬5-16-19	6450-8566	6	10	11	11	11	11	60	57日	10名程度 2時間延長
	145	39	クラルテ	世田谷1-19-9	3429-4882	6	8	8	8	8	8	46	57日	10名程度 2時間延長
	146	40	ミアヘルサ保育園 ひびき上馬※11	上馬4-31-9 サニーサイド上馬1階	5779-7355	6	12	12				30	57日	10名程度 2時間延長
	147	41	ラフ・クルー経堂 ※11	経堂1-6-17 Grandir Kyodo1階	5799-4421	6	11	11				28	57日	10名程度 2時間延長
	148	42	昭和ナースリー ※12	太子堂1-13-21	3411-6200	9	12	12				33	57日	9名程度
	149	43	グローバルキッズ 世田谷四丁目園	世田谷4-1-3	3706-3300	6	10	11	11	11	11	60	57日	20名程度 2時間延長
	150	44	グローバルキッズ 若林園※13	若林2-21-10	3421-5031	6	10	10	12	12	13	63	57日	10名程度 2時間延長
	151	45	桜の詩	桜丘4-26-22	6804-4682	12	15	15	15	15	15	87	57日	20名程度 2時間延長
	152	46	おともだち・ララ	下馬2-25-12	3410-5258	6	12	15	19	19	19	90	57日	20名程度 2時間延長
	153	47	わらべうた三宿 ※11	池尻3-23-2 2階	3424-1422	7	14	14				35	57日	5名程度 2時間延長
	154	48	祖師谷わかば保育園 千歳船橋分園あおばⒶ※14	経堂4-17-7	5799-6801	4	5	5				14	57日	6名程度 1時間延長
	155	48	祖師谷わかば保育園 千歳船橋分園あおばⒷ※14			2	4	4				10	57日	
	156	49	三宿の杜なごみ ※15	太子堂3-27-24	3414-7531	8	8	8	8			32	57日	20名程度
	157	50	インターナショナル 三軒茶屋えほん	三軒茶屋2-9-14	6805-4371	6	12	13	14	14	14	73	57日	全員受入可 2時間延長
	158	51	よつば	若林1-33-6	5430-0428	6	8	8	8	8	8	46	57日	全員受入可 2時間延長
	159	52	三茶こだま	上馬5-39-2	5787-5012	9	9	9	9	9	9	54	57日	15名程度 2時間延長
	160	53	上町しぜんの国	世田谷2-10-10	3420-4169	12	15	18	20	20	20	105	57日	20名程度 2時間延長
	161	54	天使の詩	下馬6-51-18	5431-5015	9	12	12	12	12	13	70	57日	20名程度 2時間延長

私立	162	55	三軒茶屋わこう※16※17	三軒茶屋2-52-13	3410-3715	6	7	7				20	57日	全員受入可 2時間延長
	163	56	世田谷1丁目ゆたか園	世田谷1-17-3	5799-7380	9	12	14	15	15	15	80	57日	全員受入可 2時間延長
	164	57	スマイルキッズ駒繋	下馬4-27-26	3419-8686	9	10	10	12	12	12	65	57日	10名程度 2時間延長
	165	58	モニカ三軒茶屋園※11	上馬1-17-10 2階	6450-8402	6	7	7				20	57日	3名程度
	166	59	つくし※11	太子堂2-6-12	3412-0294	6	9	9				24	57日	6名程度 2時間延長
	167	60	フロンティアキッズ上町	世田谷1-30-9	5450-0707	4	5	6	6	7	7	35	57日	15名程度 2時間延長
	168	61	いいほいくえん用賀※18	弦巻4-10-5	6413-0423	6	12	12	12	12	12	66	57日	10名程度
	169	62	フロンティアキッズ上馬	上馬2-29-16 ワイスハイムII 1階	3410-2388	6	6	6	7	7	8	40	57日	15名程度 2時間延長
	170	63	野沢そらの木※19	野沢2-9-14	6413-8595	7	7	7	13	13	13	60	57日	20名程度 2時間延長
	171	64	若葉の詩	野沢3-13-5	5431-0222	12	15	15	15	15	15	87	57日	20名程度 2時間延長
	172	65	つむぎ※20	若林4-37-2	6450-8480	9	15	16	20	20	20	100	57日	20名程度 2時間延長
	173	66	サン・ベビールーム※11	三軒茶屋2-5-5 (1-2階)	3422-1214	6	10	10				26	43日	5名程度
	174	67	グローバルキッズ松陰神社駅前	若林3-16-13	6453-2755	6	10	11	11	11	11	60	57日	全員受入可 2時間延長

（医療的ケア児枠は含まない。）

“★”は、移転・統合等を予定している保育園です。詳細は、76ページの「●今後の保育園整備等」をご覧ください。

※1　令和９年度以降に改修工事を行う予定です。移転はありません。各保育園にお問い合わせください。
※2　医療的ケア児受入枠１名（１歳児以上）については、定員に空きがある場合のみ選考を行います。詳細は37 ～ 41ページをご覧ください。
※3　世田谷地域17さくらのその保育園分園つぼみの３歳児以降の進級先となります。
※4　３歳児以降は、世田谷地域16さくらのその保育園で保育します。
※5　段階的に定員を縮小し、令和13年度末での閉園を予定しています。令和９年度入園申込みの０歳児クラスの方は、令和14年度以降の利用については、再度入園選考（利用調整）をお申込みいただく必要があります（１歳～５歳児クラスの方は、卒園まで在園することができます）。
※6　２歳児以降は、世田谷地域21おともだち保育園または世田谷地域22おともだち保育園分園こまどめで保育します（園で希望をお伺いしたうえで、抽選などにより決定します）。
※7　世田谷地域▽もみの木Mom太子堂Ⓐの３歳児以上の進級先となります。
※8　世田谷地域▽もみの木Mom太子堂Ⓑの３歳児以上の進級先となります。
※9　世田谷地域▽世田谷ほしにねがいを保育園Ⓑの３歳児以降の進級先となります。
※10　世田谷いちい保育園北ウイングおよび世田谷いちい保育園南ウイングは、一つの建物ですが、別々の保育園です。申込みをする場合は、69ページをご覧ください。
※11　０～２歳児対象の保育園です。３歳児以降の利用については、再度入園選考（利用調整）をお申込みいただく必要がありますのでご注意ください。
※12　３歳児以降は、世田谷地域③昭和女子大学附属昭和こども園で保育します。保育料とは別に、制服代や教材費等の実費負担があります。必ず事前に保育内容等も含めてご確認ください。
※13　入園の決定に際しては、保護者と運営法人との間で、自家用車による登降園を実施しない旨の誓約等をしていただきます。
※14　3歳児以降は、Ⓐは砧地域7祖師谷わかば保育園で保育します。Ⓑは再度入園選考（利用調整）をお申込みいただく必要があります。入園を希望される場合は、必ず69ページをご覧ください。
※15　０～３歳児対象の保育園です。４歳児以降は、世田谷地域①多聞幼稚園（認定こども園）で保育します。保育料とは別に、制服代や教材費等の実費負担があります。必ず事前に保育内容等も含めてご確認ください。
※16　玉川地域55駒沢わこう保育園の分園です。３歳児以降は併設する送迎保育ステーションから玉川地域55駒沢わこう保育園に送迎し、保育します。入園を希望される場合は、必ず71・72ページをご覧ください。
※17　行事等の際は、玉川地域55駒沢わこう保育園で保育をする場合があります。
※18　玉川地域57いいほいくえん用賀分園の１歳児以降の進級先となります。
※19　世田谷地域▽上馬つきの木保育園の３歳児以降の進級先となります。
※20　世田谷地域▽世田谷ほしにねがいを保育園Ⓐの３歳児以降の進級先となります。

(2) 認定こども園

		コードNo.	地図No.	施設名	所在地	電話番号	年齢別定員 0	1	2	3	4	5	合計	0歳保育開始月齢(翌月から)	延長保育定員
区立	幼稚園型	180	①	多聞幼稚園※1	三宿2-25-9	3413-7612					8	8	16		4名程度
私立	幼保連携型	181	②	青葉学園 野沢こども園	野沢1-3-19	5431-3420		8	12	20	20	20	80		20名程度
私立	幼保連携型	182	③	昭和女子大学附属昭和こども園※2	太子堂1-7-57	3411-5113	9	12	12	24	24	24	105	57日	20名程度
私立	幼保連携型	183	④	日本大学認定こども園	野沢1-32-6	6450-8120	8	15	16	30	30	30	129	6か月	20名程度 2時間延長

※　認定こども園（保育認定枠）の利用条件は、保育日数など認可保育園と異なるところがあります。また、園により制服代や入園手続き時の納入金、教材費等の実費負担がありますので、ご希望される場合は、必ず事前に施設へお問い合わせください。

※1　世田谷地域49三宿の杜なごみ保育園の４歳児以降の進級先となります。延長保育は、三宿の杜なごみ保育園で延長保育を受けているお子さんを対象に月ぎめ利用のみ実施します。

※2　世田谷地域42昭和ナースリーの３歳児以降の進級先となります。

(参考)

認定こども園の教育標準時間認定枠（定員：多聞幼稚園３歳児18人、４～５歳児各22人、野沢こども園３歳児36人、４～５歳児各37人、昭和こども園３～５歳児各42人、日本大学認定こども園３～５歳児各20人）は、施設への直接申込みとなりますので、詳しくは、施設へお問い合わせください。

(3) 小規模保育事業

	コードNo.	地図No.	事業所名	所在地	電話番号	年齢別定員 0	1	2	3	4	5	合計	0歳保育開始月齢(翌月から)	延長保育定員
A型	184	①	もみの木Ｍｏｍ 太子堂Ⓐ※1	太子堂1-14-20 太子堂区民センター西側の外階段2階部分	6805-5054	2	2	2				6	5か月	
A型	193	①	もみの木Ｍｏｍ 太子堂Ⓑ※1			2	2	2				6		
A型	185	②	ふたばクラブ 三軒茶屋※2	上馬1-15-5	6805-3777	6	6	7				19	57日	5名程度
A型	186	③	なかよしほいくえん※2	若林5-7-11 1階	6805-5650	6	6	6				18	43日	5名程度
A型	187	④	ベベ・ア・パリ保育園 経堂※2	経堂1-26-3 ルストーレ経堂 1階	6413-1868	3	8	8				19	57日	5名程度
A型	188	⑤	上馬つきの木※3	上馬4-1-3 東急上馬ビル 2階	5432-9533	3	6	6				15	57日	3名程度 2時間延長
A型	189	⑥	マリアの家※2	上馬5-21-11	6413-9468	6	6	7				19	57日	5名程度
A型	191	⑦	世田谷ほしにねがいをⒶ※4	世田谷4-14-32	6413-7864	4	4	4				12	57日	5名程度 2時間延長
A型	192	⑦	世田谷ほしにねがいをⒷ※4			1	1	1				3		

※1　卒園後の受入先となる「連携施設」は、Ⓐは世田谷地域30もみの木保育園太子堂、Ⓑは世田谷地域32遊愛保育園となります。入園を希望される場合は、連携施設によって開所時間や延長保育時間等に違いがありますので、必ず72ページをご覧ください。

※2　卒園後の受入先となる「連携施設」は設定されていません。詳しくは、11ページをご覧ください。

※3　卒園後の受入先となる「連携施設」は、世田谷地域63野沢そらの木保育園です。

※4　卒園後の受入先となる「連携施設」は、Ⓐは世田谷地域65つむぎ保育園、Ⓑは世田谷地域33桜すくすく保育園となります。入園を希望される場合は、連携施設によって開所時間や延長保育時間等に違いがありますので、必ず72ページをご覧ください。

(4) 事業所内保育事業

	コードNo.	地図No.	事業所名	所在地	電話番号	年齢別定員 0	1	2	3	4	5	合計	0歳保育開始月齢(翌月から)	延長保育定員
保育所型	190	☆1	ヤクルト経堂	経堂5-38-26 2階	3420-5236		7	7				14		6名程度 45分延長

※　卒園後の受入先となる「連携施設」は設定されていません。詳しくは、11ページをご覧ください。

※　従業員枠の定員数は15名です。従業員枠は、教育・保育給付認定を受けた従業員の子どもが利用するため、区では選考を行いません。

2　北沢地域

最新版はこちら
ページID：13053

(1) 保育園

令和９年４月１日予定認可定員（令和８年７月現在）

	コードNo.	地図No.	保育園名	所在地	電話番号	年齢別定員							0歳保育開始月齢(翌月から)	延長保育定員
						0	1	2	3	4	5	合計		
区立	301	①	豪徳寺	豪徳寺1-34-2	3425-8861		18	19	30	30	30	127		25
		①	豪徳寺（医療的ケア児枠）※1				←	1	→			1		
	303	②	守山	代田6-21-5	3460-3066		18	22	29	30	30	129		25
	304	③	若竹	北沢5-18-4	3469-0695		14	14	16	16	16	76		20
	305	④	松原北	松原1-11-4	3328-0141	8	16	18	19	19	20	100	5か月	25
	306	⑤	赤堤	赤堤4-1-10	3324-1721		17	18	21	22	22	100		25
私立	311	6	春明	豪徳寺1-25-18	3420-5735	9	13	14	14	14	14	78	6か月	
	312	7	松原	松原5-33-16	6379-0154	10	16	16	16	16	16	90	57日	30名程度 4時間延長
	313	8	早苗※2	桜上水3-18-12	3303-7556	6	9	12	24	24	24	99	6か月	25名程度
	314	9	早苗保育園 分園ほなみ※3	赤堤4-34-6	5355-0556	3	10	12				25	6か月	10名程度
	315	10	河田	赤堤1-3-23	3322-3327		7	14	14	15	15	65		20名程度
	316	11	梅丘至誠※4	松原6-6-9	6413-9171	6	8	7	16	18	18	73	57日	15名程度
	333	12	梅丘至誠パーチェ※5	松原6-41-7	6265-7120	9	9	9				27	57日	10名程度
	317	13	東北沢ききょう	北沢1-20-11	6804-8015	15	18	22	22	22	22	121	57日	20名程度 2時間延長
	318	14	梅丘なごみ	梅丘2-11-9	5779-7534		12	12	12	12	12	60		20名程度
	319	15	代沢みこころ	代沢2-27-1	6805-2936		10	11	11	11	11	54		20名程度 2時間延長
	358	43	代沢みこころ保育園分園 小さな森の保育園※6､7	代沢5-18-1 代沢カラバッシュ3階	5787-6455		10	10				20		5名程度 2時間延長
	320	16	みんなのおうち	桜上水5-3-28	6379-8911	9	17	18	19	19	20	102	57日	20名程度 2時間延長
	321	17	ポピンズナーサリースクール羽根木	羽根木1-7-11	5301-2031	9	15	15	17	17	17	90	57日	20名程度 2時間延長
	322	18	赤堤ゆりの木	赤堤1-20-17	6304-3961	9	10	11	11	11	11	63	57日	20名程度 2時間延長
	323	19	マリア	赤堤3-20-4	6304-3501	9	12	15	18	18	18	90	57日	15名程度 2時間延長
	324	20	わらべうた経堂※6	桜上水1-7-10 クールセリシエ1階	3302-1855	6	12	12				30	57日	5名程度 2時間延長
	325	21	スマイルキッズ下北沢	北沢2-1-3	3413-7775	9	11	12	12	12	12	68	57日	10名程度 2時間延長
	326	22	にじのおうち	桜上水2-11-1	5357-8722	6	8	9	9	9	9	50	57日	15名程度 2時間延長
	327	23	代沢ききょう	代沢2-11-11	3410-1171	10	16	16	16	16	16	90	57日	10名程度 2時間延長
	328	24	RISSHO KID'S きらり 代沢	代沢1-8-3	3419-1313	6	9	12	12	12	12	63	57日	15名程度 2時間延長
	329	25	世田谷代田仁慈保幼園	代田2-32-16	5787-8164	12	15	18	20	20	20	105	57日	全員受入可 2時間延長
	330	26	北沢みこころ※6	北沢4-16-6	6804-8413	6	8	8				22	57日	6名程度 2時間延長
	332	27	まつばらけやき保育園本園※8	松原2-11-1	6304-3730	6	6	12	12	12	12	60	57日	20名程度 2時間延長
	331	28	まつばらけやき保育園分園※9	松原1-43-1	6265-8153	6	6					12	57日	5名程度 2時間延長
	334	29	おおわだ保育園世田谷豪徳寺	赤堤2-15-14	6265-7556	6	10	11	11	11	11	60	57日	全員受入可
	335	30	キッズスマイル世田谷梅丘	梅丘1-48-2	6413-0642	6	8	9	9	9	9	50	57日	全員受入可 2時間延長
	336	31	葵みこころ	代沢3-27-4	6450-9047	6	6	6	9	9	9	45	57日	10名程度 2時間延長
	337	32	にじいろ保育園松原※10	松原5-52-11	6265-7167	6	10	12	14	14	14	70	57日	全員受入可 2時間延長

私立	338	33	スマイルキッズ ドレミファ※6	北沢2-23-10 ウェストフロント2階	3421-6066	6	11	12				29	57日	5名程度 2時間延長
	339	34	京王キッズプラッツ 桜上水	桜上水5-9-19	5357-8825		9	9	9	9	9	45		5名程度 2時間延長
	350	35	風の丘めぐみ保育園 風棟※11	代田4-4-2	6265-7411	9	12	12				33	57日	10名程度
	351	36	風の丘めぐみ保育園 森棟※12	代田4-32-19	6265-7411				15	15	15	45		10名程度 2時間延長
	352	37	下北沢そらいろ	代田5-31-20	5432-9760	6	10	10	11	11	12	60	57日	10名程度 2時間延長
	353	38	あそびの森ゆう ※13	梅丘1-31-36	6413-1222	6	10	10				26	57日	8名程度 2時間延長
	354	39	あそびの森ゆう＋ (たす) ※14	代田3-56-19	6450-7557				10	10	10	30		10名程度 2時間延長
	355	40	下北沢	代沢5-34-16	6805-3561	7	14	16	19	21	21	98	57日	20名程度 4時間延長
	356	41	学び処世田谷保育屋敷 わびさびあそび	豪徳寺2-14-7	6413-9071	6	12	14	15	15	15	77	57日	20名程度 2時間延長
	357	42	みこと	代沢2-42-9 (池之上小学校校舎内)	6450-9515	6	7	8	9	9	9	48	57日	15名程度 2時間延長

(医療的ケア児枠は含まない。)

※1　医療的ケア児受入枠1名（1歳児以上）については、定員に空きがある場合のみ選考を行います。詳細は37 ～ 41ページをご覧ください。
※2　北沢地域9早苗保育園分園ほなみの３歳児以降の進級先となります。
※3　３歳児以降は、北沢地域8早苗保育園で保育します。原則として、土曜日は全クラス北沢地域8早苗保育園で保育します。
※4　北沢地域12梅丘至誠パーチェの３歳児以降の進級先となります。
※5　３歳児以降は、北沢地域11梅丘至誠保育園で保育します。原則として、土曜日は全クラス北沢地域11梅丘至誠保育園で保育します。
※6　２歳児までの保育園です。３歳児以降の利用については、再度入園選考（利用調整）をお申込みいただく必要がありますのでご注意ください。
※7　原則として、土曜日は全クラス北沢地域15代沢みこころ保育園で保育します。
※8　北沢地域28まつばらけやき保育園分園の２歳児以降の進級先となります。
※9　２歳児以降は、北沢地域27まつばらけやき保育園本園で保育します。
※10　入園前に、保護者と運営法人との間で自家用車による登降園を行わないなど登降園時のルールについて誓約をしていただきます。
※11　３歳児以降は、北沢地域36風の丘めぐみ保育園 森棟で保育します。
※12　北沢地域35風の丘めぐみ保育園風棟の３歳児以降の進級先となります。
※13　３歳児以降は、北沢地域39あそびの森ゆう＋(たす) で保育します。
※14　北沢地域38あそびの森ゆうの３歳児以降の進級先となります。

(2) 認定こども園

		コードNo.	地図No.	施設名	所在地	電話番号	年齢別定員							0歳保育開始月齢(翌月から)	延長保育定員
							0	1	2	3	4	5	合計		
私立	幼保連携型	340	〈1〉	羽根木こども園	代田4-25-9	6453-2512	12	20	23	25	25	25	130	57日	20名程度
	幼稚園型	341	〈2〉	円光院幼稚園※1	梅丘2-19-8	3420-8700				30	30	30	90		

※　認定こども園（保育認定枠）の利用条件は、保育日数など認可保育園と異なるところがあります。また、園により制服代や入園手続き時の納入金、教材費等の実費負担がありますので、ご希望される場合は、必ず事前に施設へお問い合わせください。
※1 園バスのご利用については、施設へお問合わせください。
(参考)
認定こども園の教育標準時間認定枠（定員：羽根木こども園３～５歳児各10人、円光院幼稚園３歳児30人、4・5歳児各40人）は、施設への直接申込みとなりますので、詳しくは、施設へお問合わせください。

(3) 小規模保育事業

	コードNo.	地図No.	事業所名	所在地	電話番号	年齢別定員							0歳保育開始月齢(翌月から)	延長保育定員
						0	1	2	3	4	5	合計		
A型	342	〈1〉	アルタベビー下北沢園	北沢2-37-18 MANA下北沢1階	6407-9401	5	7	7				19	6か月	5名程度

※　卒園後の受入先となる「連携施設」は設定されていません。詳しくは、11ページをご覧ください。

3　玉川地域

最新版はこちら
ページID：13053

(1) 保育園

令和９年４月１日予定認可定員（令和８年７月現在）

	コードNo.	地図No.	保育園名	所在地	電話番号	年齢別定員							0歳保育開始月齢(翌月から)	延長保育定員
						0	1	2	3	4	5	合計		
区立	401	①	南奥沢★	奥沢1-2-13	3727-9309		9	9	9	17	17	61		20
	402	②	奥沢★	奥沢2-3-11	3717-0922	7	10	10	10	17	18	72	5か月	25
	404	④	中町	中町3-27-2	3705-0753	9	16	18	19	20	21	103	5か月	25
	405	⑤	玉川	玉川4-16-6	3700-8458		15	18	20	22	22	97		20
	406	⑥	上用賀★※17	上用賀4-2-10	3425-1079	7	14	15	21	22	22	101	5か月	25
	407	⑦	ふじみ★	上用賀5-19-6	3709-4881		16	16	19	19	20	90		20
	408	⑧	用賀★	用賀2-29-22	3700-1945		11	19	20	20	34	104		25
	409	⑨	用賀保育園分園 わくわく★	用賀2-28-20	3700-7031		9	9	10	10	20	49		25
	410	⑩	等々力中央	等々力4-19-18	3705-2005	4	18	22	30	30	30	134	5か月	25
		⑩	等々力中央※1 (医療的ケア児枠)				←	2	→			2		
	411	⑪	新町★	駒沢4-3-1	3418-4531		13	14	19	19	19	84		25
私立	421	12	めぐみ	深沢3-13-8	3701-3241	9	11	14	14	14	15	77	57日	20名程度 2時間延長
	422	13	いずみ	深沢1-14-23	5752-8911	6	12	13	15	15	15	76	57日	20名程度
	423	14	わかな	瀬田1-7-7	3700-3818		14	18	18	18	20	88		20名程度
	424	15	ナオミ	等々力4-13-10	3701-8311	15	24	24	24	24	24	135	43日	20名程度 2時間延長
	425	16	ナオミ保育園 分園ぶどうの木	奥沢6-19-1	5707-7817	9	9	9	9	9	9	54	43日	10名程度
	427	18	等々力	等々力5-22-22	3704-5103	9	18	18	18	18	18	99	57日	30名程度 4時間延長
	428	19	等々力保育園 分園このは	等々力6-4-2	3701-8591	6	10	10	12	10	10	58	57日	15名程度
	429	20	尾山台	尾山台1-1-6	5758-0012	9	12	16	16	16	16	85	57日	20名程度 2時間延長
	430	21	用賀なのはな※2	用賀1-2-2	5707-4700	10	13	15	27	27	27	119	57日	40名程度
	431	22	用賀なのはな保育園 深沢分園※3	新町1-3-31	5426-4100		12	12				24		10名程度
	432	23	さくらの木※4	玉川台2-18-18	5797-5700	9	12	14	18	18	18	89	57日	20名程度
	433	24	身延山※5	瀬田4-12-4	3700-2268	9	13	13	27	27	28	117	5か月	20名程度
	434	25	身延山保育園 分園さくら青空※6	瀬田2-17-1	6657-5120		12	14				26		
	435	26	さくらしんまち※4	桜新町2-29-3	6273-8585	9	16	19	21	21	21	107	57日	20名程度 2時間延長
	436	27	ぴっころ※4	桜新町2-13-17	6413-7974	7	8	9	13	13	13	63	57日	20名程度
	437	28	グリーンヒル奥沢 ※7	奥沢1-48-13	3727-1833	6	9	12	9	7	7	50	57日	20名程度 2時間延長
	438	29	グリーンヒル奥沢保育園 分園グリーンバレー等々力	等々力2-33-14	6432-2921		9	10	10	10	10	49		20名程度
	439	30	上用賀青い空保育園 分園森の家※8	上用賀5-15-1 (用賀中学校校舎内)	6805-7678		8	8	8	8	8	40		6名程度
	440	31	たまがわみんなの家	玉川3-39-22	6447-9671	9	17	21	21	21	21	110	57日	20名程度 2時間延長
	441	32	グリーンフィールド 上野毛	上野毛1-9-7	6455-9511	6	7	8	8	8	8	45	57日	25名程度 2時間延長
	442	33	駒沢どろんこ	深沢2-19-14 サンライズ会館2階	6455-9551	9	15	18	22	22	22	108	57日	20名程度 2時間15分延長
	443	34	Gakkenほいくえん 等々力	等々力4-2-12	5752-1711	9	12	14	15	15	15	80	57日	20名程度 2時間延長
	444	35	ふかさわミル	深沢1-32-24	6432-1546	10	18	23	23	23	23	120	57日	25名程度 2時間延長
	445	36	せたがやこころ	深沢4-25-22	5752-2111	6	12	12	12	13	15	70	57日	10名程度 2時間延長

私立	446	37	ベネッセ桜新町	桜新町2-12-4	5426-3785	6	10	11	12	12	12	63	57日	20名程度 2時間延長
	447	38	わらべうた桜新町	桜新町1-1-6 桜新町1-32-1	5758-2131	7	14	14	15	15	15	80	57日	15名程度 2時間延長
	448	39	ポピンズナーサリースクール世田谷中町	中町5-9-9 コミュニティプラザ1・2階	6455-9581	6	10	11	11	11	11	60	57日	10名程度 2時間延長
	449	40	馬事公苑ひかり	上用賀4-16-14	3439-1188	9	15	18	26	26	26	120	57日	15名程度 2時間延長
	450	41	用賀みこころ	用賀3-6-3 ラヴィーレレジデンス用賀1階	6805-6422	6	10	11	11	11	11	60	57日	20名程度 2時間延長
	451	42	ニチイキッズ 深沢坂上	深沢5-23-15	5758-1088	6	8	10	12	12	12	60	57日	15名程度 2時間延長
	452	43	Cha Cha Children Todoroki※9	等々力7-7-9	5758-1277	9	17	18	25	25	25	119	57日	全員受入可 2時間延長
	453	44	世田谷仁慈保幼園	玉堤2-13-11	6432-2663	12	15	18	20	20	20	105	57日	全員受入可 2時間延長
	454	45	キッド・ステイ 世田谷南	玉川田園調布2-4-14	5483-1181	10	15	18	18	18	18	97	57日	20名程度 2時間延長
	455	46	わらべうた等々力 ※10	等々力3-27-15 パークハイム等々力三丁目壱番館	5758-1156	6	12	12				30	57日	5名程度 2時間延長
	456	47	スマイルキッズ 桜新町※11	①桜新町2-6-4 ②桜新町2-9-6	3425-4433	15	15	15	15	16	16	92	57日	20名程度 2時間延長
	457	48	グリーンホーム東玉川	東玉川1-21-13	6421-8970	10	10	10	10	10	10	60	57日	20名程度 2時間延長
	458	49	尾山台みどり	尾山台3-29-2	6411-2880	9	13	13	15	15	15	80	57日	20名程度 2時間延長
	459	50	上用賀青い空	上用賀6-8-17	6413-5291	9	12	12	12	12	12	69	57日	20名程度 2時間延長
	460	51	用賀ルンビニ	用賀4-14-22	5491-7100	6	9	15	15	15	15	75	57日	20名程度 2時間延長
	461	52	コンビプラザ等々力	等々力2-32-16 ヴァレーサイドトドロキ2階	5758-8761	6	7	7	7	7	7	41	57日	10名程度 2時間延長
	462	53	空の鳥	野毛1-19-13	6809-8567	9	18	18	18	18	18	99	57日	20名程度 2時間延長
	426	17	空の鳥保育園 分園りんごの木	野毛1-25-2	5707-7337	6	9	9	9	9	8	50	57日	10名程度
	463	54	RISSHO KID'S きらり 玉川※12	玉川4-11-2	3707-1311	6	7	7				20	57日	P69、70 参照
	464	55	駒沢わこう※13	駒沢5-2-7	5760-6561	12	17	17	24	24	24	118	57日	全員受入可 2時間延長
	465	55	駒沢わこう (送迎枠)　※13						7	7	7	21		P71、72 参照
	466	56	にじのこ※14	奥沢7-36-9	3703-3500	9	10	12	15	15	15	76	57日	10名程度 2時間延長
	467	57	いいほいくえん 用賀分園※15	用賀3-12-19	3707-4042		10	10				20	57日	
	468	58	東玉川善隣	東玉川2-35-16	6425-7276		10	11	11	11	11	54		20名程度 2時間延長
	469	59	かほる	上野毛3-11-1	6432-3420	6	7	8	8	8	8	45	57日	3名程度 2時間延長
	470	60	ラフ・クルー駒沢 ※16	駒沢4-29-16	6805-2428		4	5	12	12	12	45		全員受入可 2時間延長
	471	61	おひさま※10	尾山台3-33-2	5707-3888	6	10	10				26	57日	20名程度 2時間延長
	472	62	スマイルキッズ 深沢※18	深沢4-33-13 1・2階	6809-8808		10	12				22		5名程度 1時間延長

(医療的ケア児枠は含まない。)

"★"は、移転・統合等を予定している保育園です。詳細は、76ページの「●今後の保育園整備等」をご覧ください。

※1　医療的ケア児受入枠2名(1歳児以上)については、定員に空きがある場合のみ選考を行います。詳細は37～41ページをご覧ください。
※2　玉川地域22用賀なのはな保育園深沢分園の3歳児以降の進級先となります。
※3　3歳児以降は、玉川地域21用賀なのはな保育園で保育します。原則、土曜日は全クラス玉川地域21用賀なのはな保育園で保育します。
※4　玉川地域▽駒沢ほしにねがいを保育園の3歳児以降の進級先となります。
※5　玉川地域25身延山保育園分園さくら青空の3歳児以降の進級先となります。
※6　3歳児以降は玉川地域24身延山保育園で保育します。原則、土曜日は全クラス玉川地域24身延山保育園で保育します。
※7　待機児解消のための弾力的運営を行っており、在園児は全員卒園まで継続して通うことが可能です。
※8　原則、土曜日は全クラス玉川地域50上用賀青い空保育園で保育します。

※9　玉川地域▽4等々力ほしにねがいを保育園の３歳児以降の進級先となります。
※10　0～2歳児対象の保育園です。３歳児以降の利用については、再度入園選考（利用調整）をお申込みいただく必要がありますのでご注意ください。
※11　①と②で一つの保育園です。①の施設では、１歳児（15名のうち９名）～５歳児、②の施設では、０歳児・１歳児（15名のうち６名）に分かれて保育します。
※12　砧地域43RISSHO KID'Sきらり岡本の分園です。３歳児以降は併設する送迎保育ステーションから砧地域43RISSHO KID'Sきらり岡本に送迎し、保育します。入園を希望される場合は、必ず69・70ページをご覧ください。
※13　定員のうち、３～５歳児の各７名は、世田谷地域55三軒茶屋わこう保育園の３歳児以降の進級先となっており、原則として送迎保育利用となります。詳細は71ページをご覧ください。
※14　玉川地域▽7ホームマミーおくさわⒶの３歳児以降の進級先となります。
※15　１歳児以降については、世田谷地域61いいほいくえん用賀で保育します。
※16　玉川地域▽9ラフ・クルー駒沢公園ナーサリーの３歳児以降の進級先となります。
※17　令和９年度以降に改修工事を予定しています。各保育園にお問い合わせください。
※18　１～２歳児対象の保育園です。３歳児以降の利用については、再度入園選考（利用調整）をお申込みいただく必要がありますのでご注意ください。

(2) 小規模保育事業

	コードNo.	地図No.	事業所名	所在地	電話番号	年齢別定員							0歳保育開始月齢(翌月から)	延長保育定員
						0	1	2	3	4	5	合計		
A型	480	▽1	ホームマミーおくさわⒶ※1	奥沢8-15-8	3701-3551	2	3	3				8	36日	
A型	486	▽1	ホームマミーおくさわⒷ※2				2	2				4		
A型	481	▽2	駒沢ほしにねがいをⒶ※3	駒沢3-26-3 WOOD COURT101	6311-1164	3	3	3				9	57日	5名程度2時間延長
A型	482	▽2	駒沢ほしにねがいをⒷ※3			1	1	1				3	57日	
A型	483	▽2	駒沢ほしにねがいをⒸ※3			2	2	3				7	57日	
A型	484	▽3	ラフ・クルー駒沢公園ナーサリー※4	駒沢公園1-1 Tote駒沢公園２階	6804-0961	5	7	7				19	57日	全員受入可
A型	485	▽4	等々力ほしにねがいを※5	等々力4-5-9 キラクプレイス等々力Ⅰ-B	6809-8745	6	6	7				19	57日	5名程度2時間延長

※1　卒園後の受入先となる「連携施設」は玉川地域56にじのこ保育園です。入園を希望する場合は、延長保育時間等に違いがありますので、必ず73ページをご覧ください。
※2　卒園後の受入先となる「連携施設」は設定されていません。詳しくは、11ページをご覧ください。
※3　卒園後の受入先となる「連携施設」は、Ⓐは玉川地域23さくらの木保育園、Ⓑは玉川地域26さくらしんまち保育園、Ⓒは玉川地域27ぴっころ保育園となります。入園を希望される場合は、連携施設によって開所時間や延長保育時間等に違いがありますので、必ず73ページをご覧ください。
※4　卒園後の受入先となる「連携施設」は、玉川地域60ラフ・クルー駒沢保育園です。
※5　卒園後の受入先となる「連携施設」は、玉川地域43Cha Cha Children Todoroki保育園です。

4　砧地域

最新版はこちら
ページID：13053

(1) 保育園

令和９年４月１日予定認可定員（令和８年７月現在）

	コードNo.	地図No.	保育園名	所在地	電話番号	年齢別定員							0歳保育開始月齢（翌月から）	延長保育定員
						0	1	2	3	4	5	合計		
区立	501	①	船橋東	船橋5-14-19	3302-9567		16	16	19	19	20	90		20
	502	②	希望丘	船橋6-25-1	3302-5814	7	18	22	29	30	30	136	5か月	25
		②	希望丘（医療的ケア児枠）※1				← 1 →					1		
	503	③	小梅	喜多見2-10-41-101	3417-2841		14	14	17	17	17	79		20
	504	④	喜多見★	成城3-18-20	3416-5082		15	17	19	20	20	91		25
	505	⑤	南大蔵★	大蔵1-7-11	3417-3671	6	11	14	17	17	18	83	5か月	25
	506	⑥	大蔵★	砧4-5-12	3416-8551		11	18	23	23	23	98		25
私立	511	7	祖師谷わかば※2	祖師谷2-5-38	3482-5513	9	20	20	25	25	25	124	57日	20名程度 1時間延長
	512	8	砧	祖師谷4-3-17	3483-1950	6	12	12	14	16	16	76	57日	30名程度 4時間延長
	513	9	世田谷つくしんぼ	祖師谷6-33-5	5384-5800	9	15	18	20	20	20	102	57日	20名程度 2時間延長
	514	10	千歳※3	千歳台6-16-12	3300-4823	6	15	16	21	21	21	100	6か月	20名程度
	515	11	千歳ないろ	千歳台3-17-5	5429-7716	6	12	12	16	16	16	78	6か月	15名程度
	516	12	すこやか園	船橋1-30-9	3426-2359	6	6	6	7	7	7	39	57日	10名程度
	517	13	宇奈根なごやか園※4	宇奈根2-7-16	5727-0036	6	12	11	17	17	17	80	57日	20名程度 2時間延長
	518	13	宇奈根なごやか園（送迎枠）※4						4	4	4	12		P73～75参照
	519	14	青い空※5	岡本2-5-11	3700-6914	9	11	12	15	15	15	77	5か月	20名程度
	520	15	成育しせい	大蔵2-10-18（国立成育医療研究センター敷地内）	5727-2252	9	18	20	21	21	21	110	57日	30名程度 24時間対応
	521	16	大蔵ふたば	大蔵3-1-20	3415-1298	12	18	18	22	22	22	114	57日	20名程度 2時間延長
	522	17	ひだまり	船橋4-3-2	6411-2066	7	9	12	14	14	14	70	57日	20名程度
	523	18	喜多見バオバブ	喜多見1-4-7	3749-1818	6	12	14	15	15	15	77	57日	20名程度 2時間延長
	524	19	成城つくしんぼ※6	成城8-27-17	5490-2100	12	25	30	28	28	28	151	57日	30名程度 2時間延長
	525	20	岡本こもれび	岡本3-20-10	3416-6116	9	14	17	20	20	20	100	57日	20名程度 2時間延長
	526	21	喜多見野の花	喜多見3-21-22	6411-8290	9	12	12	13	13	13	72	57日	20名程度 2時間延長
	527	22	世田谷おとぎの森	岡本2-22-11	5797-9771		12	12	12	12	12	60		12名程度 2時間延長
	528	23	太陽の子世田谷船橋	船橋4-13-7	5429-0715	6	12	12	12	12	12	66	57日	20名程度 2時間延長
	529	24	Gakkenほいくえん砧	砧5-20-14	5727-9351	9	12	14	15	15	15	80	57日	20名程度 2時間延長
	530	25	生活クラブ保育園ぽむ・砧※7	砧2-11-14	5727-9595		14	14	14	14	14	70	1歳～	15名程度 2時間延長
	531	26	生活クラブ保育園ぽむ・砧分園※8	砧4-38-4 グランドテラス1階	5727-0637	12						12	57日	3名程度
	532	27	ちきゅうのこどもほいくえん成城	大蔵5-7-29	6411-0812	9	14	14	14	14	15	80	57日	15名程度 2時間延長
	533	28	太陽の子世田谷きぬた	砧4-26-8	6805-8390	9	10	12	15	16	16	78	57日	20名程度 2時間延長
	534	29	AIAI NURSERY 祖師谷	祖師谷4-4-16	6411-5606		10	10	10	10	10	50		10名程度 2時間延長
	535	30	チャイルドスクエアそしがや	祖師谷3-36-2	5490-6261	3	6	10	10	10	10	49	57日	10名程度 2時間延長
	536	31	太陽の子めぐりさわ※9	千歳台4-14-1	5429-9211	6	15	15				36	57日	10名程度 2時間延長
	537	32	太陽の子めぐりさわ保育園分園 太陽の子千歳台二丁目※10、11	千歳台2-8-23	6277-9946	3	3	3	18	18	18	63	57日	15名程度 2時間延長

私立	538	33	にじいろ保育園千歳台	千歳台5-21-17	6411-2761	6	10	12	14	14	14	70	57日	全員受入可 2時間延長
	539	34	鎌田のびやか園※12	鎌田4-12-17	6411-0351	6	12	14	17	17	17	83	57日	20名程度 2時間延長
	540	34	鎌田のびやか園(送迎枠)※12						3	3	3	9		P73～75 参照
	541	35	鎌田のびやか園分園Ⓐ※13、14	成城6-13-2 住友生命ビル1階	6411-4491	4	4	4				12	57日	P73～75 参照
	542	35	鎌田のびやか園分園Ⓒ※13、14			2	3	3				8	57日	P73～75 参照
	543	36	はあと保育園成城※15	成城3-2-9	3416-2550	6	6	6	14	14	14	60	57日	15名程度 2時間延長
	544	37	はあと保育園成城喜多見分園※16	喜多見6-23-14	6411-1243	6	7	8				21	57日	10名程度 2時間延長
	545	38	フラヌール※17、18	船橋3-1-1	6804-4080				15	15	15	45		10名程度 2時間延長
	546	39	フラヌール保育園分園※17、19	船橋1-29-1 世田谷信用金庫船橋支店3階	6804-4841	9	15	15				39	57日	6名程度 2時間延長
	547	40	キッズスマイル世田谷千歳台	千歳台3-11-13	5787-7512	9	10	12	14	14	14	73	57日	全員受入可 2時間延長
	548	41	もみの木保育園希望丘※20	船橋4-29-8	5787-7807	9	10	10	21	15	15	80	57日	20名程度 2時間延長
	556	48	もみの木保育園希望丘分園※21	船橋6-16-11 2階	6379-7886		10	10				20		全員受入可
	549	42	YMCA保育園ねがい	船橋6-26-5	5317-9105	9	14	14	14	14	14	79	57日	10名程度 2時間延長
	550	43	RISSHO KID'S きらり岡本※22	岡本2-33-22	6411-0077	6	13	13	20	20	20	92	57日	10名程度 2時間延長
	551	43	RISSHO KID'S きらり岡本(送迎枠)※22						7	7	7	21		P69、70 参照
	552	44	ひなたの森※23	砧6-7-5	5429-6361		6	6	13	13	13	51		6名程度 2時間延長
	554	45	ひなたの森保育園分園※24	砧2-14-12	6411-0823	6	7	7				20	57日	6名程度 2時間延長
	553	46	日本女子体育大学附属	船橋7-20-16	6277-9351	9	12	12	20	20	20	93	57日	10名程度 2時間延長
	555	47	えにっくす成城※25	成城5-26-11 ドミシラドレ成城101	6411-3440		10	10				20		10名程度
	562	49	高木※25	砧6-18-6 1階	3415-4440	5	7	8				20	43日	5名程度
	557	50	喜多見こどもの家※25	宇奈根3-11-10	3749-1079	3	13	13				29	57日	全員受入可 2時間延長
	558	51	えにっくす芦花公園※25	千歳台4-30-10 1階	5349-1870		10	10				20		20名程度 1時間延長

(医療的ケア児枠は含まない。)

“★”は、移転・統合等を予定している保育園です。詳細は、76ページの「●今後の保育園整備等」をご覧ください。

※1　医療的ケア児受入枠1名(1歳児以上)については、定員に空きがある場合のみ選考を行います。詳細は37～41ページをご覧ください。
※2　世田谷地域48祖師谷わかば保育園千歳船橋分園あおばⒶの3歳児以降の進級先となります。
※3　烏山地域▽千歳ぴっち小規模保育園の3歳児以降の進級先となります。
※4　定員のうち、3～5歳児の各4名は、砧地域35鎌田のびやか園分園Ⓐの3歳児以降の進級先となっており、原則として、送迎保育利用となります。詳細は73～75ページをご覧ください。
※5　砧地域▽青い空の家の3歳児以降の進級先となります。
※6　待機児解消のための弾力的運営を行っており、在園児は全員卒園まで継続して通うことが可能です。
※7　砧地域26生活クラブ保育園ぽむ・砧分園の1歳児以降の進級先となります。
※8　1歳児以降は、砧地域25生活クラブ保育園ぽむ・砧で保育します。
※9　3歳児以降は、砧地域32太陽の子めぐりさわ保育園分園太陽の子千歳台二丁目で保育します。
※10 砧地域31太陽の子めぐりさわ保育園の3歳児以降の進級先となります。
※11 入園の決定に際しては、保護者と運営法人との間で、自家用車による登降園を実施しない旨の誓約等をしていただきます。
※12 定員のうち、3～5歳児の各3名は、砧地域35鎌田のびやか園分園Ⓒの3歳児以降の進級先となっており、原則として送迎保育利用となります。詳細は73～75ページをご覧ください。
※13 3歳児以降は、併設する送迎保育ステーションからⒶは砧地域13宇奈根なごやか園、Ⓒは砧地域34鎌田のびやか園に送迎し、保育します。入園を希望される場合は、必ず73～75ページをご覧ください。
※14 専用の自転車駐輪場はなく、当該建物付近での路上駐輪は禁止です。駐輪の必要がある方は、原則として、公共の駐輪場を利用していただきます。
※15 砧地域37はあと保育園成城喜多見分園の3歳児以降の進級先となります。
※16 3歳児以降は、砧地域36はあと保育園成城で保育します。

※17 土曜日は在園児の状況に応じ、フラヌール保育園あるいはフラヌール保育園分園どちらかのみで保育する場合があります。詳細については園へお問合わせください。
※18 砧地域39フラヌール保育園分園の３歳児以降の進級先となります。
※19 ３歳児以降は、砧地域38フラヌール保育園で保育します。
※20 砧地域48もみの木保育園希望丘分園の３歳児以降の進級先となります。在園児及び分園の卒園児が全員進級できるよう、今後段階的に定員を変更する予定です。
※21 ３歳児以降は、砧地域41もみの木保育園希望丘で保育します。原則、土曜日は全クラス砧地域41もみの木保育園希望丘で保育します。
※22 定員のうち、3～5歳児の各７名は、玉川地域54RISSHO KID'Sきらり玉川の進級先となっており、原則として送迎保育利用となります。詳細は69・70ページをご覧ください。
※23 砧地域45ひなたの森保育園分園の３歳児以降の進級先となります。
※24 ３歳児以降は、砧地域44ひなたの森保育園で保育します。原則、土曜日は全クラス砧地域44ひなたの森保育園で保育します。
※25 ２歳児までの保育園です。３歳児以降の利用については、再度入園選考（利用調整）をお申込みいただく必要がありますのでご注意ください。

(2) 認定こども園

		コードNo.	地図No.	施設名	所在地	電話番号	年齢別定員							0歳保育開始月齢(翌月から)	延長保育定員
							0	1	2	3	4	5	合計		
私立	幼保連携型	559	〈1〉	認定こども園 世田谷ベアーズ	千歳台6-7-2	6279-5397	6	14	15	15	15	15	80	57日	15名程度 2時間延長

※ 認定こども園（保育認定枠）の利用条件は、保育日数など認可保育園と異なるところがあります。また、園により制服代や入園手続き時の納入金、教材費等の実費負担がありますので、ご希望される場合は、必ず事前に施設へお問い合わせください。
(参考)
認定こども園の教育標準時間認定枠（定員：認定こども園世田谷ベアーズ３～５歳児各20人）は、施設への直接申し込みとなりますので、詳しくは、施設へお問い合わせください。

(3) 家庭的保育事業

	コードNo.	地図No.	事業所名	所在地	電話番号	年齢別定員							0歳保育開始月齢(翌月から)	延長保育定員
						0	1	2	3	4	5	合計		
	560	〈1〉	らふ・くるーまむ	船橋5-17-1-101 船橋5-17-7-104、105(3カ所)	5357-8100	0	6	9				15		10名程度

※ 保育場所を選択することはできません。
※ 卒園後の受け入れ先となる「連携施設」は設定されていません。詳しくは、11ページをご覧ください。
※ 短時間保育施設です。開所時間、延長保育時間は81ページをご覧ください。
※ 地域の保育需要に応じて、年齢別定員を変更する可能性があります。

(4) 小規模保育事業

	コードNo.	地図No.	事業所名	所在地	電話番号	年齢別定員							0歳保育開始月齢(翌月から)	延長保育定員
						0	1	2	3	4	5	合計		
A型	561	〈1〉	青い空の家※1	岡本2-5-11	3700-6914	3	3	3				9	5か月	4名程度
A型	563	〈3〉	えにっくす※2※3	千歳台5-23-13 ペアステージ東館1階	6411-5195	3	8	8				19	42日	19名程度

※1 卒園後の受入先となる「連携施設」は、砧地域14青い空保育園です。原則、土曜日は全クラス砧地域14青い空保育園で保育します。
※2 卒園後の受入先となる「連携施設」は設定されていません。詳しくは、11ページをご覧ください。
※3 短時間保育施設です。開所時間、延長保育時間は81ページをご覧ください。

5　烏山地域

最新版はこちら
ページID：13053

(1) 保育園

令和９年４月１日予定認可定員（令和８年７月現在）

	コードNo.	地図No.	保育園名	所在地	電話番号	年齢別定員							0歳保育開始月齢（翌月から）	延長保育定員
						0	1	2	3	4	5	合計		
区立	601	①	松沢	上北沢1-32-3	3302-3029		16	17	21	21	21	96		20
		①	松沢（医療的ケア児枠）※1				←	1	→			1		
	602	②	上北沢	上北沢4-25-3	3302-9045	12	20	21	22	22	22	119	5か月	25
	603	③	上祖師谷	上祖師谷1-16-17	3307-1556		18	18	21	21	21	99		25
	604	④	上祖師谷南	上祖師谷4-6-7	3326-3581	4	16	19	21	21	21	102	5か月	25
	605	⑤	南八幡山★	八幡山3-9-20-101	3329-5021		11	16	17	17	17	78		20
	606	⑥	八幡山	粕谷2-22-3（芦花小中敷地内）	3302-3730		16	17	21	21	21	96		20
	607	⑦	給田★	給田2-13-6	3309-3408	5	16	20	22	22	22	107	5か月	25
	608	⑧	芦花	南烏山2-30-17-101	3326-0551	8	15	16	20	20	20	99	5か月	25
	609	⑨	烏山北★	北烏山3-13-35	3308-2727		13	14	19	19	19	84		20
	610	⑩	西之谷★	北烏山6-12-21	3326-4071	7	17	18	19	20	21	102	5か月	25
私立	611	11	祖師谷	上祖師谷3-20-17	3326-1131	9	14	17	20	24	24	108	57日	20名程度 2時間延長
	612	12	祖師谷保育園分園※2、3	上祖師谷6-31-5	5384-7117	9	14	14	8	8	7	60	57日	20名程度
	613	13	烏山杉の子	南烏山2-2-3	3326-5877	7	8	11	11	11	11	59	57日	20名程度 2時間延長
	614	14	烏山	南烏山6-22-14	3326-1700	12	18	20	22	22	22	116	57日	30名程度 4時間延長
	615	15	せたがや小鳥の森※4	北烏山8-9-13	5315-5041	9	10	12	12	12	12	67	57日	20名程度 2時間延長
	616	16	北烏山なごみ	北烏山3-11-6	3326-7530	9	18	22	22	22	24	117	57日	20名程度 2時間延長
	617	17	小さなおうち	上北沢3-1-20	6379-6571		6	6	6	6	6	30		15名程度
	618	18	烏山いちご	北烏山8-1-5	5969-1515	6	10	11	11	11	11	60	57日	20名程度 2時間延長
	619	19	第二いちご※5	南烏山2-33-3	5969-1500	9	16	18	19	20	22	104	57日	20名程度 2時間延長
	620	20	烏山翼※5、6	北烏山1-28-3	3307-5551	9	13	13	17	17	17	86	57日	20名程度 2時間延長
	621	21	上北沢こぐま	上北沢1-32-10	5357-8531	9	17	17	17	17	17	94	57日	15名程度 2時間延長
	622	22	いずみの園	上北沢4-19-2	5316-6605		10	11	11	11	11	54		15名程度 2時間延長
	623	23	ChaCha Children Soshigayakoen※7、8	上祖師谷3-10-3	5429-7331		4	4	24	24	24	80		全員受入可 2時間延長
	624	24	ChaCha Children Soshigayakoen Park side※9	上祖師谷4-4-20	5490-8220	12	18	20				50	57日	全員受入可 2時間延長
	625	25	芦花そらいろ※6	粕谷3-19-1	3309-7006	6	10	12	14	14	14	70	57日	15名程度 2時間延長
	626	26	芦花の丘かたるぱ	粕谷1-20-1	6379-9963	12	15	15	19	19	19	99	57日	20名程度 2時間延長
	627	27	ピノキオ幼児舎芦花	粕谷2-3-11	6304-6981	9	13	14	14	14	14	78	57日	10名程度 2時間延長
	628	28	京王キッズプラッツ烏山※10	南烏山5-17-5 子育てステーション烏山2階	5313-5511	9	15	16				40	57日	5名程度 2時間延長
	631	29	にじいろ保育園給田※11	給田4-4-14	5314-9263	3	5	6	18	18	18	68	57日	全員受入可 2時間延長
	629	30	にじいろ保育園給田分園※12、13	給田4-1-8	5969-8162	9	12	12				33	57日	全員受入可 2時間延長
	630	31	えにっくす八幡山※10	八幡山3-21-15	5357-8499	6	9	9				24	57日	16名程度
	632	32	ラフ・クルー烏山※14	南烏山6-37-4	6909-0440	6	9	9	17	17	17	75	57日	全員受入可 2時間延長

	633	33	ラフ・クルー烏山保育園分園※15	南烏山6-38-9 ステラ21 1階	6279-6106	4	8	8				20	57日	全員受入可 2時間延長
	634	34	メネス※10	南烏山4-16-16	3300-1673	6	12	12				30	57日	6名程度

(医療的ケア児枠は含まない。)

“★”は、移転・統合等を予定している保育園です。詳細は、76ページの「●今後の保育園整備等」をご覧ください。

※1 医療的ケア児受入枠1名(1歳児以上)については、定員に空きがある場合のみ選考を行います。詳細は、37～41ページをご覧ください。
※2 待機児解消のための弾力的運営を行っており、在園児は全員卒園まで継続して通うことが可能です。
※3 本園敷地は都市計画道路の事業予定地に含まれていることから、令和9年度以降に園庭が使用できなくなる予定があります。
※4 本園敷地は都市計画道路の事業予定地に含まれていることから、将来的に園庭の大部分が使用できなくなる予定があります。あらかじめご承知おきください。
※5 烏山地域▽3▽翼の鐘保育園の3歳児以降の進級先となります。
※6 入園の決定に際しては、保護者と運営法人との間で、自家用車による登降園を実施しない旨の誓約等をしていただきます。
※7 烏山地域24ChaCha Children Soshigayakoen Park sideの3歳児以降の進級先となります。
※8 土曜日は全クラス烏山地域24ChaCha Children Soshigayakoen Park sideで保育します。
※9 3歳児以降は、烏山地域23ChaCha Children Soshigayakoenで保育します。
※10 0～2歳児対象の保育園です。3歳児以降の利用については、再度入園選考(利用調整)をお申込みいただく必要がありますのでご注意ください。
※11 烏山地域30にじいろ保育園給田分園の3歳児以降の進級先となります。
※12 3歳児以降は、烏山地域29にじいろ保育園給田で保育します。
※13 原則、土曜日は全クラス29にじいろ保育園給田、または30にじいろ保育園給田分園で保育します。
※14 烏山地域33ラフ・クルー烏山保育園分園の3歳児以降の進級先となります。
※15 3歳児以降は、烏山地域32ラフ・クルー烏山保育園で保育します。原則、土曜日は全クラス烏山地域32ラフ・クルー烏山保育園で保育します。

(2) 家庭的保育事業

	コードNo.	地図No.	事業所名	所在地	電話番号	年齢別定員 0	1	2	3	4	5	合計	0歳保育開始月齢(翌月から)	延長保育定員
	640	△1▽	おうち① ※1 ※2	上祖師谷1-16-16 パークサイド101・102・103・105・106(5カ所)	3326-1131 (祖師谷保育園)	5	10	10				25	57日	10名程度
	641	△2▽	おうち② ※2	上祖師谷5-11-17 ビクトワール101号		1	2	2				5	57日	

※ 給食の提供については、施設にお問合わせください。
※ 卒園後の受入先となる「連携施設」は設定されていません。詳しくは、11ページをご覧ください。
※1 保育場所を選択することはできません。
※2 短時間保育施設です。開所時間、延長保育時間は81ページをご覧ください。

(3) 小規模保育事業

	コードNo.	地図No.	事業所名	所在地	電話番号	年齢別定員 0	1	2	3	4	5	合計	0歳保育開始月齢(翌月から)	延長保育定員
A型	643	▽1▽	ららるー※1	北烏山1-59-7	3300-8850	3	4	5				12	36日	12名程度
A型	644	▽2▽	千歳ぴっち小規模※2	南烏山5-24-20	6909-0819	2	5	5				12	57日	5名程度
A型	645	▽3▽	翼の鐘Ⓐ※3	南烏山3-25-15	6279-6525	4	4	4				12	57日	3名程度 2時間延長
A型	646	▽3▽	翼の鐘Ⓑ※3			1	1	1				3	57日	

※1 卒園後の受入先となる「連携施設」は設定されていません。詳しくは、11ページをご覧ください。
短時間保育施設です。開所時間、延長保育時間は81ページをご覧ください。
※2 卒園後の受入先となる「連携施設」は砧地域10千歳保育園です。
※3 卒園後の受入先となる「連携施設」はⒶは烏山地域20烏山翼保育園、Ⓑは烏山地域19第二いちご保育園となります。入園を希望される場合は、連携施設によって開所時間や延長保育時間等に違いがありますので、必ず75ページをご覧ください。

●区立保育園における０歳児定員の定員調整

出生時期等によって入園のしやすさに差が生じている０歳児について、年度途中における入園機会の均等を図る観点から、区立保育園では、令和９年４月入園の受入れ枠の一部（各園１～２人分）を令和９年10月入園の受入れ枠とします。

該当の区立保育園名と０歳児定員

※０歳児定員のうち、１０月入園の受入れ枠です。

例：三宿保育園では、4月入園で10人募集、10月入園で2人募集します。

地域	コードNo.	地図No.	保育園名	０歳児定員（人）		
				4月	10月※	合計
世田谷	102	②	三　宿	10	＋2	12
	103	③	太子堂	6	＋1	7
	105	⑤	世田谷	8	＋2	10
	107	⑦	東弦巻	8	＋2	10
	109	⑨	西弦巻	8	＋1	9
	110	⑩	南桜丘	7	＋1	8
	111	⑪	わかくさ	10	＋2	12
	112	⑫	下　馬	4	＋1	5
	114	⑭	上　馬	4	＋1	5
北沢	305	④	松原北	8	＋2	10
玉川	402	②	奥　沢	7	＋1	8
	404	④	中　町	9	＋2	11
	406	⑥	上用賀	7	＋1	8
	410	⑩	等々力中央	4	＋1	5
砧	502	②	希望丘	7	＋1	8
	505	⑤	南大蔵	6	＋1	7
烏山	602	②	上北沢	12	＋2	14
	604	④	上祖師谷南	4	＋1	5
	607	⑦	給　田	5	＋1	6
	608	⑧	芦　花	8	＋1	9
	610	⑩	西之谷	7	＋1	8

【問合わせ】保育課　保育計画・再整備担当　☎5432－2448

●入園申込みにあたっての注意事項

P55　世田谷地域　35 世田谷いちい保育園北ウイングおよび36 世田谷いちい保育園南ウイング

- 世田谷いちい保育園北ウイングと世田谷いちい保育園南ウイングは、一つの建物ですが、別々の保育園です。２園の申込みを希望する場合は、通いたい順番にそれぞれの「名称」を正確にご記入ください。
- 入園後に２つの保育園間（世田谷いちい保育園北ウイングから世田谷いちい保育園南ウイング等）の転園を希望する場合は、改めて転園の申込みが必要となります。転園の申込みに必要な書類は、18ページ以降をご覧ください。

P55　世田谷地域　48 祖師谷わかば保育園千歳船橋分園あおば Ⓐ、Ⓑ

- ０～２歳児の入園申込時に、３歳児以降に在籍することとなる園（進級先）を指定してお申込みいただくことになりますので、入園選考は、祖師谷わかば保育園千歳船橋分園あおばⒶ、Ⓑそれぞれで行います。保育所等入園（転園）申込書等に記入するときは、保育園名を正確に「祖師谷わかば保育園千歳船橋分園あおばⒶ」、「祖師谷わかば保育園千歳船橋分園あおばⒷ」とご記入ください。
- 入園後に３歳児以降に在籍することとなる園（進級先）の変更（例：祖師谷わかば保育園千歳船橋分園あおばⒶから祖師谷わかば保育園千歳船橋分園あおばⒷへの変更）を希望する場合は、改めて転園の申込みが必要となります。転園の申込みに必要な書類は、18ページ以降をご覧ください。

＜48 祖師谷わかば保育園千歳船橋分園あおば＞

地域	地図No.	保育園名	運営事業者連絡先	年齢別定員							0歳保育開始月齢（翌月から）	延長保育定員
				0	1	2	3	4	5	合計		
世田谷	48	祖師谷わかば保育園千歳船橋分園あおばⒶ	（福）けやき福祉会（祖師谷わかば保育園）3482－5513	4	5	5	進級先：砧地域 7祖師谷わかば保育園			14	57日	6名程度 1時間延長
	48	祖師谷わかば保育園千歳船橋分園あおばⒷ注1）		2	4	4	進級先：未設定			10	57日	

注1）３歳児以降の利用については、再度入園選考（利用調整）をお申込みいただく必要がありますのでご注意ください。

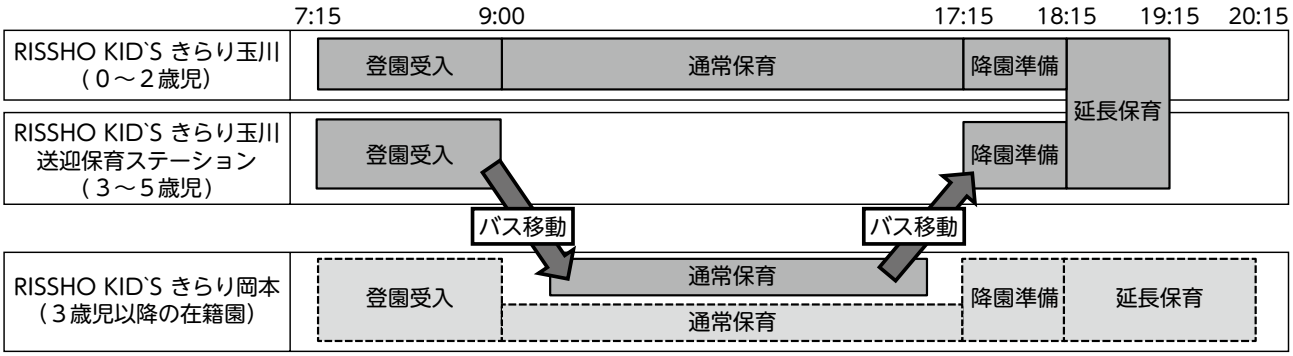
P61　玉川地域　54 RISSHO KID'S きらり 玉川

- RISSHO KID'S きらり玉川は、０～２歳児対象の保育園であり、３歳児以降は併設する送迎保育ステーションから、進級先であるRISSHO KID'Sきらり岡本に送迎し、日中保育します。
- 送迎保育対象となる３歳児以降の入園申込みを希望される場合において、保育所等入園（転園）申込書等に記入するときは、保育所名を正確に「RISSHO KID'Sきらり岡本（送迎枠）」とご記入ください。
- 留意事項や利用条件等の詳細については内定後の面談等でお示しいたしますが、入園の申込みにあたっては以下の事項にご留意いただきますようお願いします。

地域	地図No.	保育園名（送迎保育ステーション併設）	運営事業者連絡先	年齢別定員							0歳保育開始月齢（翌月から）	延長保育定員
				0	1	2	3	4	5	合計		
玉川	54	RISSHO KID'S きらり 玉川	（福）たちばな福祉会（RISSHO KID'Sきらり岡本）6411－0077（RISSHO KID'Sきらり玉川）3707－1311	6	7	7	進級先：砧地域43 RISSHO KID'Sきらり岡本（送迎）			20	57日	10名程度 1時間延長
砧	43	RISSHO KID'Sきらり岡本（送迎枠）　注1・2）					7	7	7	21		
	43	RISSHO KID'Sきらり岡本　注3）		6	13	13	20（13）	20（13）	20（13）	92（71）	57日	10名程度 2時間延長

注1）RISSHO KID'Sきらり玉川併設の送迎保育ステーションを利用したRISSHO KID'Sきらり岡本への送迎枠になります。
注2）３・４・５歳児の延長保育については、在籍園（進級先）であるRISSHO KID'Sきらり岡本との直接契約になりますが、利用時間や定員については送迎保育ステーションのある「RISSHO KID'Sきらり玉川」の範囲内で行われます。
注3）年齢別定員のうち、３～５歳児の各７名については、RISSHO KID'Sきらり玉川併設の送迎保育ステーションを利用した送迎の受入枠となります。

• 登降園の時間等について



※送迎保育を利用される場合、RISSHO KID'Sきらり玉川への保護者による送り迎えは、7:15から9：00まで（登園時）、17：15から18：15（延長保育利用者は19：15）まで（降園時）の間となります。上記時間外での登降園に関しては、直接RISSHO KID'Sきらり岡本にお越しいただき、登園時間によっては、RISSHO KID'Sきらり岡本の戸外活動先へお願いする場合があります。

• 送迎保育を利用する上での留意点

①送迎保育を利用する上で、留意事項を守り、送迎保育ステーションとRISSHO KID'Sきらり岡本の運営が円滑に進められるよう協力していただくことが利用条件となります。
万一、送迎保育ステーションやRISSHO KID'Sきらり岡本が提示する利用条件に対して、協力していただけない場合には、送迎保育の利用を停止させていただく可能性があります。その場合は、直接、RISSHO KID'Sきらり岡本に送り迎えをしていただくことになります。

【留意事項（詳細は、内定後の面談等でお示しさせていただきます）】

▽ 急な発熱等、体調が悪化した場合は、その時点で受け入れている保育施設へ直接迎えに来ていただきます。

▽ 保護者都合による園指定場所以外からのバスへの乗降はできません。

▽ 3歳児以降の園児の保護者には、RISSHO KID'Sきらり岡本との関係を深めるため、行事や保護者会に関して、基本的に送迎保育ステーションが行うものとRISSHO KID'Sきらり岡本が行うものの両方に参加していただきます。

▽ 感染症発症による登園停止が解除され登園再開となった場合など、1週間以上の休み明け後は、家庭での様子や配慮の必要性等を担当の保育士が共有・把握させていただくために、可能な範囲でRISSHO KID'Sきらり岡本に直接送り迎えをしていただきます。

②バスの乗車時間については、園児がバスに乗車してから10分から15分程度を見込んでおりますが、交通状況（工事・渋滞等）や園児の出欠席の状況等により、バスの発着時間及び送迎ルート等を変更する可能性があります。
また、天候（台風や降雪状況等）や災害、事故等により、送迎が困難となってしまった場合は、保護者によるRISSHO KID'Sきらり岡本への送り迎えをお願いすることがあります。

③送迎保育の利用に伴う費用負担はありません。
保険については、運営事業者で加入します。

• 入園申込みにあたっての注意事項

▽ RISSHO KID'Sきらり玉川にて3歳児以降クラスに進級後、送迎保育を利用せずにRISSHO KID'Sきらり岡本へ直接送り迎えをする場合は、RISSHO KID'Sきらり岡本へ転園の申込みが必要になります。

▽ RISSHO KID'Sきらり岡本（送迎枠）の園児で、延長保育を希望する場合は、RISSHO KID'Sきらり岡本へ直接申込みをしていただきます。ただし、延長保育はRISSHO KID'Sきらり岡本ではなく、送迎保育ステーションにおいて延長保育利用時間（19：15まで）の範囲内で行われます。

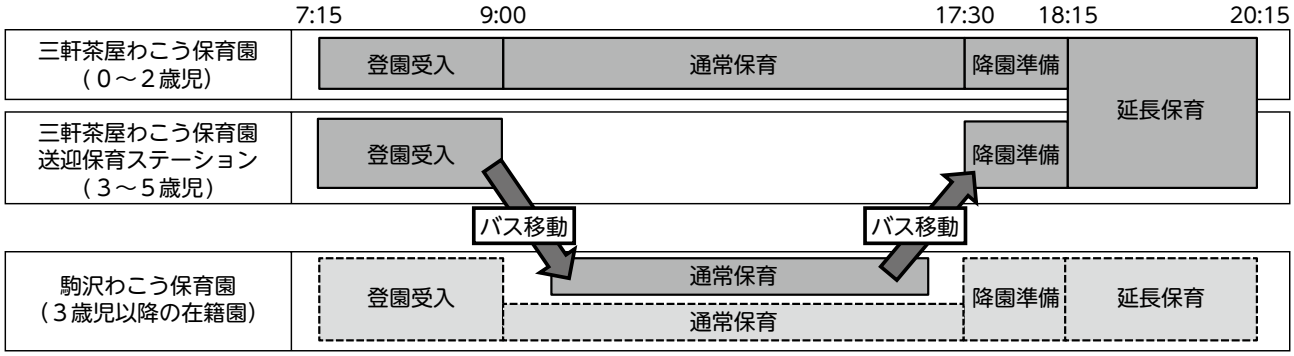
P56　世田谷地域　㊺ 三軒茶屋わこう保育園

- 三軒茶屋わこう保育園は、0～2歳児対象の保育園であり、3歳児以降は併設する送迎保育ステーションから、進級先である駒沢わこう保育園に送迎し、日中保育します。
- 送迎保育対象となる3歳児以降の入園申込みを希望される場合において、保育所等入園（転園）申込書等に記入するときは、保育所名を正確に「駒沢わこう保育園（送迎枠）」とご記入ください。
- 留意事項や利用条件等の詳細については、内定後の面談等でお示しいたしますが、入園の申込みにあたっては以下の事項にご留意いただきますようお願いいたします。

地域	地図No.	保育園名（送迎ステーション併設）	運営事業者 連絡先	年齢別定員							0歳保育開始月齢（翌月から）	延長保育定員
				0	1	2	3	4	5	合計		
世田谷	㊺	三軒茶屋わこう	（福）和光会 （駒沢わこう保育園） 5760-6561 （三軒茶屋わこう保育園） 3410-3715	6	7	7	進級先：玉川地域 ㊺駒沢わこう（送迎）			20	57日	全員受入可 2時間延長
玉川	㊺	駒沢わこう（送迎枠）注1					7	7	7	21		
	㊺	駒沢わこう 注2		12	15	17	24 (17)	24 (17)	24 (17)	116 (95)	57日	

注1）三軒茶屋わこう保育園併設の送迎保育ステーションを利用した駒沢わこう保育園への送迎枠になります。
注2）年齢別定員のうち、3～5歳児の各7名については、三軒茶屋わこう保育園併設の送迎保育ステーションを利用した送迎の受入枠となります。

- 登降園の時間等について



※送迎保育を利用される場合、三軒茶屋わこう保育園への保護者による送り迎えは、7：15から9：00まで（登園時）、17：30から18：15（延長保育利用者は20：15）まで（降園時）の間となります。上記時間外での登降園に関しては、直接駒沢わこう保育園にお越しいただき、登園時間によっては、駒沢わこう保育園の戸外活動先へお願いする場合があります。

- 送迎保育を利用する上での留意点

①送迎保育を利用する上で、留意事項を守り、送迎保育ステーションと駒沢わこう保育園の運営が円滑に進められるよう協力していただくことが利用条件となります。
万一、送迎保育ステーションや駒沢わこう保育園が提示する利用条件に対して、協力していただけない場合には、送迎保育の利用を停止させていただく可能性があります。その場合は、直接、駒沢わこう保育園に送り迎えをしていただくことになります。

【留意事項（詳細は、内定後の面談等でお示しさせていただきます）】

▽ 急な発熱等、体調が悪化した場合は、その時点で受け入れている保育施設へ直接迎えに来ていただきます。
▽ 保護者都合による園指定場所以外からのバスへの乗降はできません。
▽ 3歳児以降の園児の保護者には、駒沢わこう保育園との関係を深めるため、行事や保護者会に関して、基本的に送迎保育ステーションが行うものと駒沢わこう保育園が行うものの両方に参加していただきます。
▽ 感染症発症による登園停止が解除され登園再開となった場合など、1週間以上の休み明け後は、家庭での様子や配慮の必要性等を担当の保育士が共有・把握させていただくために、可能な範囲で駒沢わこう保育園に直接送り迎えをしていただきます。

②バスの乗車時間については、園児がバスに乗車してから15分程度を見込んでおりますが、交通状況（工事・渋滞等）や園児の出欠席の状況等により、バスの発着時間及び送迎ルート等を変更する可能性があります。
また、天候（台風や降雪状況等）や災害、事故等により、送迎が困難となってしまった場合は、保護者による駒沢わこう保育園への送り迎えをお願いすることがあります。

③送迎保育の利用に伴う費用負担はありません。
保険については、運営事業者で加入します。

- 入園申込みにあたっての注意事項
 - ▽ 三軒茶屋わこう保育園にて３歳児以降クラスに進級後、送迎保育を利用せずに駒沢わこう保育園へ直接送り迎えをする場合は、駒沢わこう保育園へ転園の申込みが必要になります。
 - ▽ 駒沢わこう（送迎枠）の園児で延長保育を希望する場合は、駒沢わこう保育園へ直接申込みをしていただきます。ただし、延長保育は駒沢わこう保育園ではなく、送迎保育ステーションにおいて延長保育利用時間（20：15まで）の範囲内で行われます。

P57　世田谷地域　▽1 もみの木Mom太子堂 Ⓐ、Ⓑ

- ０～２歳児の入園申込時に、３歳児以降に在籍することとなる園（連携施設）を指定してお申し込みいただくことになりますので、入園選考は、もみの木Mom太子堂Ⓐ、Ⓑそれぞれで行います。保育所等入園（転園）申込書等に記入するときは、事業所名を正確に「もみの木Mom太子堂Ⓐ」、「もみの木Mom太子堂Ⓑ」とご記入ください。
- 入園後に３歳児以降に在籍することとなる園（連携施設）の変更（例：もみの木Mom太子堂Ⓐからもみの木Mom太子堂Ⓑへの変更）を希望する場合は、改めて、転園の申込みが必要となります。転園の申込みに必要な書類は18ページ以降をご確認ください。

地域	類型	事業所名	所在地 電話番号	年齢別定員							0歳保育開始月齢	延長保育定員
				0	1	2	3	4	5	合計		
世田谷	A型	▽1 もみの木Mom太子堂Ⓐ	太子堂1－14－20 太子堂区民センター 西側の外階段２階部分 6805－5054	2	2	2	進級先：世田谷地域 ㉚もみの木保育園太子堂			6	5か月	
		▽1 もみの木Mom太子堂Ⓑ		2	2	2	進級先：世田谷地域 ㉜遊愛			6		

P57　世田谷地域　▽7 世田谷ほしにねがいを Ⓐ、Ⓑ

- ０～２歳児の入園申込時に、３歳児以降に在籍することとなる園（連携施設）を指定してお申し込みいただくことになりますので、入園選考は、世田谷ほしにねがいをⒶ、Ⓑそれぞれで行います。保育所等入園（転園）申込書等に記入するときは、事業所名を正確に「世田谷ほしにねがいをⒶ」、「世田谷ほしにねがいをⒷ」とご記入ください。
- 入園後に３歳児以降に在籍することとなる園（連携施設）の変更（例：世田谷ほしにねがいをⒶから世田谷ほしにねがいをⒷへの変更）を希望する場合は、改めて、転園の申込みが必要となります。転園の申込みに必要な書類は18ページ以降をご確認ください。

地域	類型	事業所名	所在地 電話番号	年齢別定員							0歳保育開始月齢	延長保育定員
				0	1	2	3	4	5	合計		
世田谷	A型	▽7 世田谷ほしにねがいをⒶ	世田谷4-14-32 6413－7864	4	4	4	進級先：世田谷地域 ㊺つむぎ			12	57日	5名程度 2時間延長
		▽7 世田谷ほしにねがいをⒷ		1	1	1	進級先：世田谷地域 ㉝桜すくすく			3		

P62　玉川地域　①ホームマミーおくさわⒶ、Ⓑ

- ０歳児にて入園する場合
 １歳児進級前にホームマミーおくさわⒶ、Ⓑのいずれかに進級するかお選びいただくことになりますが、保育所等入園（転園）申込書等に記入するときは、「ホームマミーおくさわⒶ」とご記入ください。
- １～２歳児にて入園する場合
 入園申込時に、３歳児以降の進級先を指定してお申込みいただくことになりますので、入園選考は、ホームマミーおくさわⒶ、Ⓑそれぞれで行います。保育所等入園（転園）申込書等に記入するときは、事業所名を正確に「ホームマミーおくさわⒶ」、「ホームマミーおくさわⒷ」とご記入ください。
 入園後に３歳児以降の進級先の変更（例：ホームマミーおくさわⒷからホームマミーおくさわⒶへの変更）を希望する場合は、改めて転園の申込みが必要となります。転園の申込みに必要な書類は、18ページ以降をご確認ください。

地域	類型	事業所名	所在地 電話番号	年齢別定員							０歳保育開始月齢	延長保育定員
				0	1	2	3	4	5	合計		
玉川	A型	①ホームマミーおくさわⒶ	奥沢8-15-8 3701－3551	2	3	3	進級先：玉川地域 56にじのこ保育園			8	57日	
		①ホームマミーおくさわⒷ　注1）			2	2	進級先：未設定			4		

注１）3歳児以降の利用については、再度入園選考（利用調整）をお申込みいただく必要がありますのでご注意ください。

P62　玉川地域　②駒沢ほしにねがいを Ⓐ、Ⓑ、Ⓒ

- ０～２歳児の入園申込時に、３歳児以降に在籍することとなる園（連携施設）を指定してお申し込みいただくことになりますので、入園選考は、駒沢ほしにねがいをⒶ、Ⓑ、Ⓒそれぞれで行います。保育所等入園（転園）申込書等に記入するときは、事業所名を正確に「駒沢ほしにねがいをⒶ」、「駒沢ほしにねがいをⒷ」、「駒沢ほしにねがいをⒸ」とご記入ください。
- 入園後に３歳児以降に在籍することとなる園（連携施設）の変更（例：駒沢ほしにねがいをⒶから駒沢ほしにねがいをⒷへの変更）を希望する場合は、改めて転園の申込みが必要となります。転園の申込みに必要な書類は、18ページ以降をご確認ください。

地域	類型	事業所名	所在地 電話番号	年齢別定員							０歳保育開始月齢	延長保育定員
				0	1	2	3	4	5	合計		
玉川	A型	②駒沢ほしにねがいをⒶ	駒沢3－26－3 WOOD COURT101 6311－1164	3	3	3	進級先：玉川地域 23さくらの木			9	57日	5名程度 2時間延長
		②駒沢ほしにねがいをⒷ		1	1	1	進級先：玉川地域 26さくらしんまち			3		
		②駒沢ほしにねがいをⒸ		2	2	3	進級先：玉川地域 27ぴっころ			7		

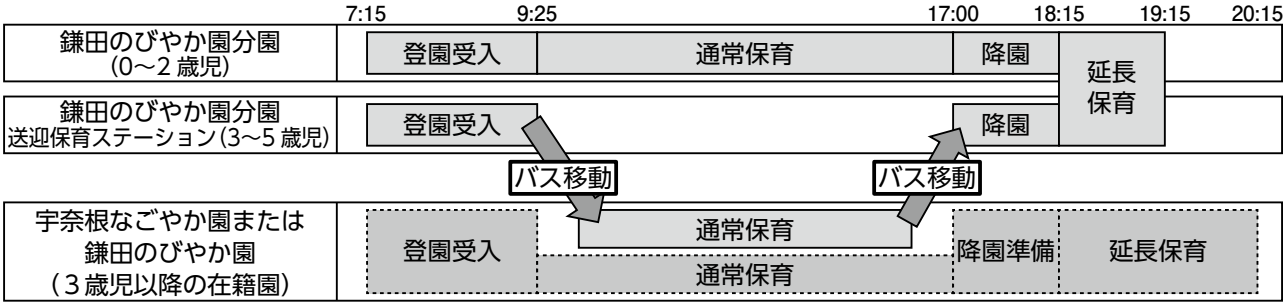
P64　砧地域　35 鎌田のびやか園分園 Ⓐ、Ⓒ

- 鎌田のびやか園分園は０～２歳児対象の保育園であり、入園申込時に、３歳児以降に在籍することとなる園（進級先）を指定してお申込みいただくことになりますので、入園選考は、鎌田のびやか園分園 Ⓐ、Ⓒそれぞれで行います。保育所等入園（転園）申込書等に記入するときは、保育園名を正確に「鎌田のびやか園分園Ⓐ」、「鎌田のびやか園分園Ⓒ」とご記入ください。
- 送迎保育利用対象となる３歳児以降の入園申込を希望される場合において、保育所等入園（転園）申込書等に記入するときは、入園を希望する在籍園を選択したうえで保育園名を正確に「宇奈根なごやか園（送迎）」、「鎌田のびやか園（送迎）」とご記入ください。

地域	地図No.	保育園名 (送迎保育ステーション併設)	運営事業者 連絡先	年齢別定員							0歳保育 開始月齢 (翌月から)	延長保育 定員
				0	1	2	3	4	5	合計		
砧	35	鎌田のびやか園分園Ⓐ	(福)嬉泉 (鎌田のびやか園) 6411−0351	4	4	4	進級先：砧地域 13宇奈根なごやか園(送迎)			12	57日	10名程度 1時間延長
	35	鎌田のびやか園分園Ⓒ		2	3	3	進級先：砧地域 34鎌田のびやか園(送迎)			8	57日	
	13	宇奈根なごやか園 (送迎枠)　注1)					4	4	4	12		
	13	宇奈根なごやか園 注2)		6	10	13	17 (13)	17 (13)	17 (13)	80 (68)	57日	20名程度 2時間延長
	34	鎌田のびやか園 (送迎枠)　注3)					3	3	3	9		10名程度 1時間延長
	35	鎌田のびやか園 注4)		6	12	14	17 (14)	17 (14)	17 (14)	83 (74)	57日	20名程度 2時間延長

注1）鎌田のびやか園分園併設の送迎保育ステーションを利用した宇奈根なごやか園の送迎枠になります。
注2）年齢別定員のうち、3～5歳児の各4名については、鎌田のびやか園分園併設の送迎保育ステーションを利用した送迎の受入枠になります。
注3）鎌田のびやか園分園併設の送迎保育ステーションを利用した鎌田のびやか園の送迎枠になります。
注4）年齢別定員のうち、3～5歳児の各3名については、鎌田のびやか園分園併設の送迎保育ステーションを利用した送迎の受入枠となります。

• 登降園の時間等について



※送迎保育を利用される場合、鎌田のびやか園分園Ⓐ、Ⓒへの保護者による送り迎えに関しては、7：15から9：25まで（登園時）、17：00から18：15（延長保育利用者は19：15）まで（降園時）の間となります。上記時間外での登降園に関しては、直接、3歳児以降の在籍園（進級先）となる施設にお越しいただき、登園時間によっては、3歳児以降の在籍園（進級先）となる施設の戸外活動先へお願いする場合があります。

• 送迎保育を利用する上での留意点

① 送迎保育を利用する上で、留意事項を守り、送迎保育ステーションと3歳児以降の在籍園（進級先）の運営が円滑に進められるよう協力していただくことが利用条件となります。万一、送迎保育ステーションや3歳児以降の在籍園（進級先）が提示する利用条件に対して、協力していただけない場合には、送迎保育の利用を停止させていただくことがあります。その場合は、直接、3歳児以降の在籍園（進級先）に送り迎えをしていただくことになります。

【留意事項（詳細は、内定後の面談等でお示しさせていただきます）】

▽急な発熱等、体調が悪化した場合は、その時点で受け入れている保育施設へ直接迎えに来ていただきます。

※バス乗車時に急な体調の変化があった場合、児童の様子や交通状況（工事・渋滞等）により、送迎時に経由する保育施設で下車する可能性があります。そのような事態となった場合は、運営事業者からご連絡をさせていただいた上で、当該保育施設へ直接迎えに来ていただきます。

▽保護者都合による園指定場所以外からのバスへの乗降はできません。
▽３歳児以降の園児の保護者には、３歳児以降の在籍園（進級先）との関係を深めるため、行事や保護者会に関して、基本的に送迎保育ステーションが行うものと３歳児以降の在籍園（進級先）が行うものの両方に参加していただきます。
▽感染症発症による登園停止が解除され登園再開となった場合など、１週間以上の休み明け後は、家庭での様子や配慮の必要性等を担当の保育士が共有・把握させていただくために、可能な範囲で３歳児以降の在籍園（進級先）に来ていただき、直接送り迎えをしていただきます。

② バスの発着時間や乗車時間、送迎ルート等については、交通状況（工事・渋滞等）や園児の出欠席の状況等により、変更する可能性があります。
また、天候（台風や降雪状況等）や災害、事故等により、送迎が困難となってしまった場合は、保護者による３歳児以降の在籍園（進級先）への送迎をお願いすることがあります。

③ 送迎保育の利用に伴う費用負担はありません。保険加入については、運営事業者で加入します。

• 入園申込みにあたって注意事項
▽入園後に３歳児以降に在籍することとなる園（進級先）への転園（鎌田のびやか園分園Ⓐ、Ⓒ間の変更）を希望する場合は、改めて転園の申込みが必要となります。
▽入園後に３歳児以降に在籍することとなる園（進級先）へ送迎保育を利用せずに直接送り迎えする場合は、改めて「宇奈根なごやか園（送迎）」、「鎌田のびやか園（送迎）」から「宇奈根なごやか園」、「鎌田のびやか園」への転園の申込みが必要となります。
▽送迎保育利用対象となる３歳児以降の年齢に進級または入園後、延長保育を利用する場合は、在籍園との直接契約になりますが、利用時間については送迎保育ステーションの延長保育利用時間（19：15まで）の範囲となります。

P67　烏山地域 3 翼の鐘 Ⓐ、Ⓑ

• ０～２歳児の入園申込時に、３歳児以降に在籍することとなる園（連携施設）を指定してお申し込みいただくことになりますので、入園選考は、翼の鐘Ⓐ、Ⓑそれぞれで行います。保育所等入園（転園）申込書等に記入するときは、事業所名を正確に「翼の鐘Ⓐ」、「翼の鐘Ⓑ」とご記入ください。
• 入園後に３歳児以降に在籍することとなる園（連携施設）の変更（例：翼の鐘Ⓐから翼の鐘Ⓑへの変更）を希望する場合は、改めて転園の申込みが必要となります。転園の申込みに必要な書類は、18ページ以降をご確認ください。

地域	類型	地図No.	事業所名	所在地 電話番号	年齢別定員							０歳保育開始月齢	延長保育定員
					0	1	2	3	4	5	合計		
烏山	A型	3	翼の鐘 Ⓐ	南烏山3-25-15 6279-6525	4	4	4	進級先：烏山地域 ⑳烏山翼			12	57日	３名程度 ２時間延長
		3	翼の鐘 Ⓑ		1	1	1	進級先：烏山地域 ⑲第二いちご			3		

●今後の保育園整備等

区立保育園の移転・統合等

区では、保育需要の変化や区立保育園の老朽化に対応するため、区立保育園の再整備を計画的に進めています。再整備の手法は園によって異なりますが、園舎の改築や近隣の区立保育園との統合に伴い、在園中に仮園舎への移転や、新園舎への移転、定員の変更等が生じる場合があります。

現在予定している計画では以下の区立保育園が再整備対象です。各計画の詳細については、区のホームページに掲載しております。詳しくは、区のホームページ「区立保育園の再整備（移転・統合等）について」〔ページID：1610〕をご確認ください。

今後、新たな計画の策定により再整備対象園が増えた場合は、「保育のごあんない追加・訂正表」および上記区のホームページにてお知らせします。

☆・・令和９年４月入園児のお子さんのクラス（年齢）によっては、在園中に仮園舎や新園舎への移転など通園に影響が発生することが予定されている施設です。入園申込みの際は、区のホームページ〔ページID：1610〕を必ずご覧いただき、スケジュール等の詳細をご確認ください。

地域	コードNo.		保育園名	所在地	移転・統合等の計画概要
世田谷	106	☆	桜	桜2−18−3	長寿命化改修工事のため、令和13（2031）年度以降の２年間程度、仮園舎（現西弦巻保育園）に移転
	108	☆	弦巻	弦巻3−15−5	令和12（2030）年度以降、新園舎（弦巻5−21）に移転・統合
	109	☆	西弦巻	弦巻5−13−5	
	114		上馬	上馬5−29−13	令和15（2033）年度以降、長寿命化改修工事または改築を予定　※
玉川	401	☆	南奥沢	奥沢1−2−13	令和14（2032）年度以降、新園舎（現奥沢保育園）に移転
	402	☆	奥沢	奥沢2−3−11	令和11（2029）年度以降、南奥沢保育園に一時移転・統合後、令和14（2032）年度以降、新園舎（現奥沢保育園）に移転
	406		上用賀	上用賀4−2−10	令和16（2034）年度以降、新園舎（現用賀分園わくわく）に移転・統合
	407	☆	ふじみ	上用賀5−19−6	令和10（2028）年度以降の３年間程度、仮園舎（現用賀分園わくわく）に移転 令和16（2034）年度以降、新園舎（現用賀分園わくわく）に移転・統合
	408	☆	用賀	用賀2−29−22	令和10（2028）年度以降、用賀保育園に統合
	409	☆	用賀保育園分園わくわく	用賀2−28−20	
	411	☆	新町	駒沢4−3−1	長寿命化改修工事のため、令和12（2030）年度以降の２年間程度、仮園舎（深沢5−16−17 旧深沢保育園）に移転
砧	504		喜多見	成城3−18−20	令和14（2032）年度以降、新園舎（成城1−10 区立砧中学校敷地内）へ移転
	505	☆	南大蔵	大蔵1−7−11	令和10（2028）年度以降の３年間程度、仮園舎（現ふじみ保育園）に移転 令和13（2031）年度以降、新園舎（現南大蔵保育園）に移転
	506	☆	大蔵	砧4−5−12	令和13（2031）年度以降、新園舎（現南大蔵保育園）に移転・統合
烏山	605	☆	南八幡山	八幡山3−9−20−101	令和13（2031）年度以降、新園舎（八幡山3−６）へ移転
	607		給田	給田2−13−6	園舎の増改築等のため、令和17（2035）年度以降の３年間程度、仮園舎（現西之谷保育園）に移転
	609		烏山北	北烏山3-13-35	令和14（2032）年度以降、西之谷保育園に一時移転・統合後、令和17（2035）年度以降、新園舎（現烏山北保育園）に移転
	610		西之谷	北烏山6-12-21	令和17（2035）年度以降、新園舎（現烏山北保育園）に移転

※　整備手法等の計画の詳細が決まり次第、「保育のごあんない追加・訂正表」および区のホームページ〔ページID：1610〕で公表します。なお、令和９年度入園申込での影響はありません。

【問合わせ】保育課　保育計画・再整備担当　☎5432−2448

私立保育園の新規整備

開設時期および入園申込時期等が決まりましたら、区のホームページ等でお知らせします。なお、工事等の進捗により、開設時期等が変更になる可能性があります。詳細については、区のホームページ〔ページID：5463〕をご覧ください。

【問合わせ】保育課　保育育成支援担当（整備班）　☎5432−2527

17. 開所時間

保育園の開所時間は11時間、地域型保育事業の開所時間は8時間または11時間を基本としています。時間帯は各施設・事業により異なります。

なお、保育時間は、保護者の通勤時間等の事情を考慮して、開所時間の範囲内で決められます（詳しくは入園した保育園等にご相談ください）。

更に、保護者の勤務時間等の都合により、通常保育の開所時間終了後、延長保育を実施している保育園があります（延長保育の申込みについては34 ～ 36ページをご覧ください）。

勤務時間や通勤経路等をよくご検討のうえ、保育園等を選択し、お申込みください。

（原則として保育園への車での送迎については、固くお断りしております。）51ページ問23参照

1. 区立保育園

開　所　日　月～土曜（祝日・年末年始12/29 ～ 1/3を除く）
開所時間　午前7時15分～午後6時15分
延長保育時間　午後6時15分～午後7時15分

2. 私立保育園

開　所　日　月～土曜（祝日・年末年始12/29 ～ 1/3を除く）

- ☆は休日・年末保育を実施しています（スマイルキッズ桜新町は休日保育のみ実施）。詳細は86 ～ 87ページをご覧ください。
- 延長保育の対象児童の年齢については、直接保育園にお問合わせください。

地域	保育園名	開所時間	延長保育時間
世田谷	鳩ぽっぽ	午前　午後 7:15～6:15	午後 6:15～8:15
	さくらのその	午前　午後 7:15～6:15	午後 6:15～8:15
	さくらのその保育園 分園つぼみ	午前　午後 7:15～6:15	午後 6:15～7:15
	池尻かもめ	午前　午後 7:15～6:15	午後 6:15～8:15
	下馬鳩ぽっぽ	午前　午後 7:15～6:15	午後 6:15～8:15
	下馬鳩ぽっぽ保育園 分園野の花園	午前　午後 7:15～6:15	午後 6:15～7:15
	おともだち	午前　午後 7:15～6:15	午後 6:15～7:15
	おともだち保育園 分園こまどめ	午前　午後 7:15～6:15	午後 6:15～7:15
	おともだち保育園 分園こまつなぎ	午前　午後 7:15～6:15	午後 6:15～7:15
	桜ヶ丘	午前　午後 7:15～6:15	午後 6:15～7:15
	☆経堂	午前　午後 7:15～6:15	午後 6:15～10:15
	オリーブア	午前　午後 7:15～6:15	午後 6:15～8:15
	太子堂なごみ	午前　午後 7:15～6:15	午後 6:15～8:15
	烏山杉の子保育園 分園みなみ風	午前　午後 7:15～6:15	午後 6:15～7:15
	すこやか園 分園キリン	午前　午後 7:15～6:15	午後 6:15～7:15
	もみの木保育園 太子堂	午前　午後 7:15～6:15	午後 6:15～8:15
	世田谷はっと	午前　午後 7:15～6:15	午後 6:15～8:15

地域	保育園名	開所時間	延長保育時間
世田谷	遊愛	午前　午後 7:15～6:15	午後 6:15～8:15
	桜すくすく	午前　午後 7:15～6:15	午後 6:15～8:15
	駒沢こだま	午前　午後 7:15～6:15	午後 6:15～8:15
	世田谷いちい保育園 北ウイング	午前　午後 7:15～6:15	午後 6:15～8:15
	世田谷いちい保育園 南ウイング	午前　午後 7:15～6:15	午後 6:15～8:15
	ポピンズナーサリー スクール経堂南	午前　午後 7:15～6:15	午後 6:15～8:15
	キッズスマイル 世田谷上馬	午前　午後 7:15～6:15	午後 6:15～8:15
	クラルテ	午前　午後 7:15～6:15	午後 6:15～8:15
	ミアヘルサ保育園 ひびき上馬	午前　午後 7:15～6:15	午後 6:15～8:15
	ラフ・クルー経堂	午前　午後 7:15～6:15	午後 6:15～8:15
	昭和ナースリー	午前　午後 7:15～6:15	午後 6:15～7:15
	グローバルキッズ 世田谷四丁目園	午前　午後 7:15～6:15	午後 6:15～8:15
	グローバルキッズ 若林園	午前　午後 7:15～6:15	午後 6:15～8:15
	桜の詩	午前　午後 7:15～6:15	午後 6:15～8:15
	おともだち・ララ	午前　午後 7:15～6:15	午後 6:15～8:15
	わらべうた三宿	午前　午後 7:30～6:30	午後 6:30～8:30
	祖師谷わかば保育園 千歳船橋分園あおば	午前　午後 7:15～6:15	午後 6:15～7:15

地域	保育園名	開所時間	延長保育時間
世田谷	三宿の杜なごみ	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～7：15
	インターナショナル 三軒茶屋えほん	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	よつば	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	三茶こだま	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	上町しぜんの国	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	天使の詩	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	三軒茶屋わこう	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	世田谷1丁目ゆたか園	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	スマイルキッズ駒繋	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	モニカ三軒茶屋園	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～7：15
	つくし	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	フロンティアキッズ上町	午前　午後 7：00～6：00	午後 6：00～8：00
	いいほいくえん用賀	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～7：15
	フロンティアキッズ上馬	午前　午後 7：00～6：00	午後 6：00～8：00
	野沢そらの木	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	若葉の詩	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	つむぎ	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	サン・ベビールーム	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～7：15
	グローバルキッズ 松陰神社駅前	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
北沢	春明	午前　午後 7：30～6：30	
	☆松原	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～10：15
	早苗	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～7：15
	早苗保育園 分園ほなみ	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～7：15
	河田	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～7：15
	梅丘至誠	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～7：15
	梅丘至誠パーチェ	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～7：15
	東北沢ききょう	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	梅丘なごみ	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～7：15
	代沢みこころ	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	代沢みこころ保育園分園 小さな森の保育園	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	みんなのおうち	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	ポピンズナーサリー スクール羽根木	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	赤堤ゆりの木	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	マリア	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	わらべうた経堂	午前　午後 7：30～6：30	午後 6：30～8：30

地域	保育園名	開所時間	延長保育時間
北沢	スマイルキッズ 下北沢	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	にじのおうち	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	代沢ききょう	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	RISSHO KID'S きらり 代沢	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	世田谷代田仁慈保幼園	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	北沢みこころ	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	まつばらけやき保育園 本園	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	まつばらけやき保育園 分園	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	おおわだ保育園 世田谷豪徳寺	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～7：15
	キッズスマイル 世田谷梅丘	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	葵みこころ	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	にじいろ保育園 松原	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	スマイルキッズ ドレミファ	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	京王キッズプラッツ 桜上水	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	風の丘めぐみ保育園 風棟	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～7：15
	風の丘めぐみ保育園 森棟	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	下北沢そらいろ	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	あそびの森ゆう	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	あそびの森ゆう＋ （たす）	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	下北沢	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～10：15
	学び処世田谷保育屋敷 わびさびあそび	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	みこと	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
玉川	めぐみ	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	いずみ	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～7：15
	わかな	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～7：15
	ナオミ	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	ナオミ保育園 分園ぶどうの木	午前　午後 7：30～6：30	午後 6：30～7：30
	☆等々力	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～10：15
	等々力保育園 分園このは	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～7：15
	尾山台	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	用賀なのはな	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～7：15
	用賀なのはな保育園 深沢分園	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～7：15
	さくらの木	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～7：15
	身延山	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～7：15
	身延山保育園 分園さくら青空	午前　午後 7：15～6：15	

地域	保育園名	開所時間	延長保育時間
玉川	さくらしんまち	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	ぴっころ	午前　午後 7：30～6：30	午後 6：30～7：30
	グリーンヒル奥沢	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	グリーンヒル奥沢保育園 分園グリーンバレー等々力	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～7：15
	上用賀青い空保育園 分園森の家	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～7：15
	たまがわみんなの家	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	グリーンフィールド 上野毛	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	駒沢どろんこ	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：30
	Gakkenほいくえん 等々力	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	ふかさわミル	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	せたがやこころ	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	ベネッセ桜新町	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	わらべうた桜新町	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	ポピンズナーサリー スクール世田谷中町	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	馬事公苑ひかり	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	用賀みこころ	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	ニチイキッズ 深沢坂上	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	Cha Cha Children Todoroki	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	世田谷仁慈保幼園	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	キッド・ステイ 世田谷南	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	わらべうた等々力	午前　午後 7：30～6：30	午後 6：30～8：30
	☆スマイルキッズ 桜新町	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	グリーンホーム 東玉川	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	尾山台みどり	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	上用賀青い空	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	用賀ルンビニ	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	コンビプラザ 等々力	午前　午後 7：30～6：30	午後 6：30～8：30
	空の鳥	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	空の鳥保育園 分園りんごの木	午前　午後 7：30～6：30	午後 6：30～7：30
	RISSHO KID'S きらり 玉川	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～7：15
	駒沢わこう	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	にじのこ	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	いいほいくえん用賀 分園	午前　午後 7：15～6：15	
	東玉川善隣	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	かほる	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15

地域	保育園名	開所時間	延長保育時間
玉川	ラフ・クルー駒沢	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	おひさま	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	スマイルキッズ深沢	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～7：15
砧	祖師谷わかば	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～7：15
	☆砧	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～10：15
	世田谷つくしんぼ	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	千歳	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～7：15
	千歳なないろ	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～7：15
	すこやか園	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～7：15
	宇奈根なごやか園	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	青い空	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～7：15
	成育しせい	午前　午後 7：15～6：15	午後　午前 6：15～7：15 (24時間対応)
	大蔵ふたば	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	ひだまり	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～7：15
	喜多見バオバブ	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	成城つくしんぼ	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	岡本こもれび	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	喜多見野の花	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	世田谷おとぎの森	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	太陽の子世田谷船橋	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	Gakkenほいくえん 砧	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	生活クラブ保育園 ぽむ・砧	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	生活クラブ保育園 ぽむ・砧分園	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～7：15
	ちきゅうのこども ほいくえん成城	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	太陽の子世田谷きぬた	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	AIAI NURSERY 祖師谷	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	チャイルドスクエア そしがや	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	太陽の子めぐりさわ	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	太陽の子めぐりさわ保育園 分園太陽の子千歳台二丁目	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	にじいろ保育園 千歳台	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	鎌田のびやか園	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	鎌田のびやか園 分園	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～7：15
	はあと保育園成城	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	はあと保育園成城 喜多見分園	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	フラヌール	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15

地域	保育園名	開所時間	延長保育時間
砧	フラヌール保育園分園	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	キッズスマイル世田谷千歳台	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	もみの木保育園希望丘	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	もみの木保育園希望丘分園	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～7：15
	YMCA保育園ねがい	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	RISSHO KID'S きらり 岡本	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	ひなたの森	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	ひなたの森保育園分園	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	日本女子体育大学附属	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	えにっくす成城	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～7：15
	高木	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～7：15
	喜多見こどもの家	午前　午後 7：00～6：00	午後 6：00～8：00
	えにっくす芦花公園	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～7：15
烏山	祖師谷	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	祖師谷保育園分園	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～7：15
	烏山杉の子	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	☆烏山	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～10：15
	せたがや小鳥の森	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	北烏山なごみ	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15

地域	保育園名	開所時間	延長保育時間
烏山	小さなおうち	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～7：15
	烏山いちご	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	第二いちご	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	烏山翼	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	上北沢こぐま	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	いずみの園	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	Cha Cha Children Soshigayakoen	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	Cha Cha Children SoshigayakoenPark side	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	芦花そらいろ	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	芦花の丘かたるぱ	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	ピノキオ幼児舎芦花	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	京王キッズプラッツ烏山	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	にじいろ保育園給田	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	にじいろ保育園給田分園	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	えにっくす八幡山	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～7：15
	ラフ・クルー烏山	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	ラフ・クルー烏山保育園分園	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～8：15
	メネス	午前　午後 7：15～6：15	午後 6：15～7：15

3.　認定こども園

	地域	類型	施　設　名	開所時間	延長保育時間	開所日
区立	世田谷	幼稚園型	多聞幼稚園	午前7時15分～ 午後6時15分	午後6時15分～ 7時15分	月～土曜 ※祝日・年末年始12/29～1/3を除く
私立	世田谷	幼保連携型	青葉学園 野沢こども園	午前7時30分～ 午後6時30分	午後6時30分～ 7時30分	月～土曜 ※祝日・年末年始12/29～1/3を除く
		幼保連携型	昭和女子大学附属 昭和こども園	午前7時15分～ 午後6時15分	午後6時15分～ 7時15分	月～土曜 ※祝日・年末年始12/29～1/3を除く
		幼保連携型	日本大学 認定こども園	午前7時15分～ 午後6時15分	午後6時15分～ 8時15分	月～土曜 ※祝日・年末年始12/29～1/3を除く
	北沢	幼保連携型	羽根木こども園	午前7時30分～ 午後6時30分	午後6時30分～ 7時30分	月～土曜 ※祝日・年末年始12/29～1/3を除く
		幼稚園型	円光院幼稚園	午前7時30分～ 午後6時30分		月～金曜 ※祝日・年末年始12/29～1/3を除く
	砧	幼保連携型	認定こども園 世田谷ベアーズ	午前7時15分～ 午後6時15分	午後6時15分～ 8時15分	月～土曜 ※祝日・年末年始12/29～1/3を除く

4. 地域型保育事業

① 家庭的保育事業

開所日　月～土曜（祝日・年末年始12/29 ～ 1/3を除く）

開所時間および延長保育時間

地域	施設名	開所時間	延長保育時間
砧	らふ・くるーまむ	午前９時～午後５時	前後１時間
烏山	おうち①	午前９時～午後５時	前１時間後１時間30分
	おうち②	午前９時～午後５時	前後30分

② 小規模保育事業

開所日　月～土曜（祝日・年末年始12/29 ～ 1/3を除く）

開所時間および延長保育時間

地域	型	施設名	開所時間	延長保育時間
世田谷	A	もみの木Ｍｏｍ太子堂	午前７時15分～午後６時15分	
	A	ふたばクラブ三軒茶屋	午前７時15分～午後６時15分	後１時間
	A	なかよしほいくえん	午前７時15分～午後６時15分	後１時間
	A	ベベ・ア・パリ保育園　経堂	午前７時15分～午後６時15分	後１時間
	A	上馬つきの木	午前７時15分～午後６時15分	後２時間
	A	マリアの家	午前７時15分～午後６時15分	後１時間
	A	世田谷ほしにねがいを	午前７時15分～午後６時15分	後２時間
北沢	A	アルタベビー下北沢園	午前７時15分～午後６時15分	後１時間
玉川	A	ホームマミーおくさわ	午前７時15分～午後６時15分	
	A	駒沢ほしにねがいを	午前７時15分～午後６時15分	後２時間
	A	ラフ・クルー駒沢公園ナーサリー	午前７時15分～午後６時15分	後１時間
	A	等々力ほしにねがいを	午前７時15分～午後６時15分	後２時間
砧	A	青い空の家	午前７時15分～午後６時15分	後１時間
	A	えにっくす	午前９時　～午後５時	前30分後１時間
烏山	A	ららるー	午前９時　～午後５時	前後１時間
	A	千歳ぴっち小規模	午前７時15分～午後６時15分	後１時間
	A	翼の鐘	午前７時15分～午後６時15分	後２時間

③ 事業所内保育事業

開所日　月～土曜（祝日・年末年始12/29 ～ 1/3を除く）

開所時間および延長保育時間

地域	型	施設名	開所時間	延長保育時間
世田谷	保育所	ヤクルト経堂	午前７時15分～午後６時15分	後45分

④ 居宅訪問型保育事業

利用日　月～金曜（祝日・年末年始12/29 ～ 1/3を除く）

保育時間

名称	保育時間
障害児訪問保育アニー	午前８時から午後６時のうち最長８時間
ほわわびじっと１	午前９時～午後５時

18. 多様な保育

多様な保育の事業種別や利用料の無償化制度については、区のホームページに一覧でまとめています。右の二次元コードからご覧ください。

ページID：22465

(1) 緊急保育

区内在住で通常はご家庭で育児をしている方が、次のいずれかに該当し、緊急に保育を必要とするときにご利用できます。

- ○ 保護者が、死亡、行方不明等で不存在のとき。
- ○ 保護者が、傷病のため入院するとき。
- ○ 保護者が、出産するとき。
- ○ 保護者が、入院する親族の看護にあたるとき。
- ○ 保護者が、災害復旧活動に従事するとき。
- ○ 保護者が、親族の葬儀を主催するときまたは出席するとき。
- ○ 保護者が、裁判員（候補者・補充裁判員を含む）となり、裁判所から来庁を依頼された期間。

1 区立保育園

◎**預けることができる期間は**１か月以内が原則です。（事由により１回に限り更新可能）

定員と年齢	各保育園１～２名程度。（保育園の所在地は、54～67ページをご覧ください。） ０歳児は生後５か月以上で、０歳児実施園のみでお預かりします。
利用時間と利用料金	午前８時30分～午後５時までは無償。ただし下記時間延長を利用する場合は別途料金がかかります。
時間延長について	午前７時15分～午前８時30分、午後５時～午後６時15分までの時間延長ができます。30分単位100円です。払込用紙を送付するのでお近くの金融機関でお支払いください。
預けることのできない日	日曜日、祝日および年末年始（12/29～1/3）
申込方法	お住まいの地域を担当する各総合支所子ども家庭支援課へ電話をして空き状況等を確認してからお越しください。**利用日の２週間前から受け付けています。**
必要書類	緊急保育の要件に該当することが確認できる書類（出産予定児の母子手帳、診断書、入院計画書等）
保育園に持っていく物	着替え一式、手拭きタオル、汚れ物入れ、上履き等です。詳しくは面接時に保育園長にご相談ください。布団一式は保育園に用意してあります。
その他	保育園で面接をした後、保育園指定の医師の健康診断を受けていただきます。

2 私立保育園・私立認定こども園

◎**預けることができる期間は７日間が原則です。**（相当の事由があるとき、更に30日延長可能）

定員と年齢	１～２名程度。１歳児から未就学児。 （認定こども園は原則２歳児から未就学児。）
利用時間と利用料金	利用時間については、直接施設にお問合わせください。 １日８時間までは無償。８時間を超える場合は延長料金（500円／１時間）がかかります。
時間延長について	直接施設にお問合わせください。
預けることのできない日	日曜日、祝日および年末年始（12/29～1/3） ※土曜日については、直接施設にお問合せください。
実施施設と申込方法	一時保育の実施園（84～85ページ）に直接お問合せください。 **実施していない保育園もあります。**
その他保育園の緊急保育	一時保育の実施園以外の保育園でも、施設独自の緊急保育を実施している場合があります。 実施内容等詳しくは各保育園に直接お問合わせください。

(2) 一時保育

区内在住で通常はご家庭で育児をしている方が、次のいずれかに該当し、家庭における保育が一時的に困難なときにご利用できます。

※幼稚園が夏休み等の理由だけでは利用できません。また、状況によってはお受けできない場合があります。

- ○ 保護者が、就労を必要とするとき。
- ○ 保護者が、就労のための技能を習得するとき。
- ○ 保護者が、通学を必要とするとき。
- ○ 保護者が、通院を必要とするとき。
- ○ 保護者が、親族の看護または介護にあたるとき。
- ○ 保護者が、子育て不安、育児疲れ等により利用を必要とするとき（区立保育園を除く）

1 区立保育園（定員に空きがある保育園のみ）〔ページID：1540〕

◎**預けることができる期間は**

３か月。１回に限り更新できます。ただし、お預りしている途中で、定員に空きがなくなった場合、または要件がなくなった場合、承認期間中であっても途中退園していただくことになりますのでご了承ください。また、区立保育園の一時保育と私立保育園の一時保育の併用はできません。

定員と年齢	定員に１名空きがある保育園で１名まで、複数名空きがある保育園で２名まで。（保育園の所在地は、54～67ページをご覧ください。） ただし、０歳児は生後５か月以上で、０歳児実施園のみでお預かりします。
利用時間と利用料金	午前８時30分～午後５時までは無償。ただし下記時間延長を利用する場合は別途料金がかかります。
時間延長について	午前７時15分～午前８時30分、午後５時～午後６時15分までの時間延長ができます。 30分単位200円です。払込用紙を送付するのでお近くの金融機関でお支払いください。

預けることのできない日	日曜日、祝日および年末年始（12/29～1/3）
申込方法	世田谷区公式LINEからお申込みください。 「子育て」メニュー→予約・申込→一時保育（区立保育園）から予約できます。 申込者が多数の場合は抽選となります。 利用内定連絡後、3開庁日以内に必要書類を持参し窓口で申請手続きをしてください。 区公式LINE **【申込期間】**利用開始希望月の前月1日～利用開始希望月の前月15日まで 上記申込期間の翌日から各月末までは翌々月の利用希望として申込を受け付けます。 お住まいの地域を担当する各総合支所子ども家庭支援課へ電話等で利用申込※することもできます。 （※電話等の場合、申込開始日が閉庁日の場合は翌開庁日から、締切日が閉庁日の場合は前開庁日までにお申込みください。）
必要書類	一時保育の要件に該当することが確認できる書類
保育園に持っていく物	着替え一式、手拭きタオル、汚れ物入れ、上履き等です。詳しくは面接時に保育園長にご相談ください。布団一式は保育園に用意してあります。
その他	保育園で面接をした後、保育園指定の医師の健康診断を受けていただきます。

2 私立保育園・私立認定こども園・保育室・一時保育専用施設

〔ページID：1539〕

◎預けることができる期間は

原則として6か月（相当の事由があるとき、更に6か月延長可能）2園併用可。利用は合わせて週3日程度ご利用できます。

● 私立保育園・私立認定こども園（下記申込方法にある保育園等で実施）

定員と年齢	5～10名程度。1歳児から未就学児。（認定こども園は原則2歳児から未就学児。）
利用時間と利用料金	利用時間については、直接保育園等にお問合わせください。 1日8時間までは無償。8時間を超える場合は延長料金（500円／1時間）がかかります。
時間延長について	直接施設にお問合わせください。 ※成育しせい保育園は24時間対応
預けることのできない日	日曜日、祝日および年末年始（12/29～1/3） ※土曜日については、直接保育園等にお問合わせください。
申込方法	直接保育園等にお問合わせください。

地域区分	No.	施設名	所在地	電話番号	
世田谷	1	鳩ぽっぽ保育園	太子堂1-15-5	3411-0333	
	2	下馬鳩ぽっぽ保育園分園野の花園	三宿2-26-25	5779-6240	
	3	おともだち保育園分園こまつなぎ	下馬1-42-1	5433-3230	
	4	青葉学園野沢こども園	野沢1-3-19	5431-3420	
	5	世田谷はっと保育園	下馬4-1-8	3414-0810	
	6	さくらのその保育園分園つぼみ	桜丘2-24-16	5799-4318	（一時保育専用）
	7	池尻かもめ保育園	池尻2-5-8	5433-1311	
	8	遊愛保育園	三宿2-16-32	5433-1500	
	9	桜すくすく保育園	桜3-19-13	6413-5871	
	10	世田谷いちい保育園南ウイング	弦巻5-10-22	6413-7171	
	11	つむぎ保育園	若林4-37-2	6450-8480	

地域区分	No.	施設名	所在地	電話番号	
北沢	12	みんなのおうち保育園	桜上水5-3-28	6379-8911	
	13	あそびの森ゆう	梅丘1-31-36	6413-1222	
	14	羽根木こども園	代田4-25-9	6453-4478	(一時保育専用)
	15	下北沢保育園	代沢5-34-16	6805-3561	
	16	マリア保育園	赤堤3-20-4	6304-3501	
	17	RISSHO KID'S きらり代沢	代沢1-8-3	3419-1313	
	18	葵みこころ保育園	代沢3-27-4	6450-9047	
玉川	19	ナオミ保育園	等々力4-13-10	3701-8311	
	20	尾山台保育園	尾山台1-1-6	5758-0012	
	21	さくらの木保育園	玉川台2-18-18	5797-5700	
	22	上用賀青い空保育園分園森の家	上用賀5-15-1	6805-7678	
	23	グリーンフィールド上野毛保育園	上野毛1-9-7	6455-9511	
	24	ベネッセ桜新町保育園	桜新町2-12-4	3706-3111	(一時保育専用)
	25	グリーンホーム東玉川保育園	東玉川1-21-13	6421-8970	
	26	上用賀青い空保育園	上用賀6-8-17	6413-5291	
	27	空の鳥保育園	野毛1-19-13	6809-8567	
	28	東玉川善隣保育園	東玉川2-35-16	6425-7276	
	29	用賀ルンビニ保育園	用賀4-14-22	5491-7100	
	30	駒沢どろんこ保育園	深沢2-19-14	6455-9551	
	31	馬事公苑ひかり保育園	上用賀4-16-14	3439-1188	
砧	32	大蔵ふたば保育園	大蔵3-1-20	3415-1298	
	33	成育しせい保育園	大蔵2-10-18	5727-2252	
	34	成城つくしんぼ保育園	成城8-27-17	5490-2100	
	35	喜多見野の花保育園	喜多見3-21-22	6411-8290	
	36	ひだまり保育園	船橋4-3-2	6411-2215	(一時保育専用)
	37	千歳なないろ保育園	千歳台3-17-5	5429-7716	
	38	はあと保育園成城	成城3-2-9	3416-2550	
烏山	39	烏山杉の子保育園	南烏山2-2-3	3326-5877	
	40	せたがや小鳥の森保育園	北烏山8-9-13	5315-5041	
	41	烏山翼保育園	北烏山1-28-3	3307-5551	
	42	上北沢こぐま保育園	上北沢1-32-10	5357-8531	
	43	いずみの園保育園	上北沢4-19-2	5316-6605	

● 保育室 〔ページID：1492〕

定員と年齢	3歳未満、0歳児は生後43日以上。定員は5名から10名。
利用時間と利用料金	午前7時30分～午後6時 無償
時間延長について	8時間を超える場合は、別途延長料金がかかります。500円/1時間です。
預けることのできない日	基本的には、日曜日、祝日および年末年始（12/29～1/4）。そのほかについては保育室にお問合わせください。
申込方法	直接保育室にお問合わせください。

● キッズルームてぃんかぁべる三茶、キッズルームてぃんかぁべる下北

〔ページID：1539〕

定員と年齢	10名程度。（三茶）1～3歳未満。（下北）1～4歳未満。
利用時間と利用料金	（三茶）午前9時～午後7時（土曜日は午後5時） （下北）午前9時～午後7時（土曜日は閉室）1日8時間までは無償。
時間延長について	8時間を超える場合は、別途延長料金がかかります。500円/1時間です。
預けることのできない日	日曜日、第2、第4、第5土曜日（下北は全土曜日）、祝日および年末年始（12/29～1/4）、そのほかについては施設にお問合わせください。

申込方法	直接施設にお問合わせください。 (キッズルームてぃんかぁべる三茶) 太子堂4-1-1　キャロットタワー３階　　☎ 3412-1400 ※施設の改修工事のため、令和８年４月から令和９年3月（予定）までの間、下記に仮移転します。 太子堂4-3-1　STKハイツ２階 (キッズルームてぃんかぁべる下北) 北沢2-39-6　COS下北沢101　　☎ 5452-3433

(3) 認証保育所の一時預かり 〔ページID：1542〕

毎日の子育ての気分転換や、美容院や兄弟姉妹の学校行事、カルチャー講座に参加したいなど、保護者の理由にかかわらず月48時間までご利用できます。区内在住の方以外でもご利用可能です。

利用対象	生後５か月～小学校就学前までの児童が対象です（対象年齢は施設により異なります）。 ほかの認可保育園や幼稚園等と併用いただくことも可能です。
利用可能人数	認証保育所の定員に空きがある場合に、ご利用いただけます。最新の空き状況については、各施設に直接お問い合わせください。
利用料金	無償
申込方法	直接各施設へ、電話等により空き状況を確認し、ご予約ください。

地域区分	No.	施設名	所在地	電話番号
世田谷	1	三茶こっこ保育園	太子堂1-12-40 グレート王寿ビル2階	5787-6250
	2	リトルパルズ・アカデミー	三軒茶屋2-32-10 アダージョ三軒茶屋1階	5432-9380
	3	保育園夢未来桜新町園	弦巻3-9-9	6432-6345
北沢	4	こもれび保育園東松原園	羽根木1-31-21 ドクターズプラザ羽根木	3328-0707
玉川	5	マミーズエンジェル奥沢保育園	奥沢3-44-2 1階	5754-8787
	6	小学館アカデミーふたこたまがわ保育園	玉川3-34-2 リオ・ヴェルデ2階	5797-5671
	7	ベビールーム等々力	等々力1-19-9 1階	3702-4455
	8	こもれび保育園上野毛園	上野毛1-26-6 上野毛駅ビル２階	3701-8808
	9	こもれび保育園用賀園	瀬田4-28-12 パラッシオ用賀１階	3700-0404
砧	10	世田谷喜多見雲母保育園	喜多見9-1-2 喜多見ル・ジュール103	5761-9101
	11	世田谷祖師ヶ谷大蔵雲母保育園	砧8-6-25 ヒグチ栄ビル１・２階	3415-2602

(4) 休日・年末保育 〔ページID：1536〕

日曜･祝日･年末（12月29日、30日）に就労のため、家庭で保育ができないときにご利用できます。

対象児童

区内在住で、保護者の就労が常態（月 48 時間以上の就労）となっていることにより、以下の保育施設を利用している児童（区内認可保育園に在籍している他区市町村在住の児童も対象）

① 認可保育園
② 認定こども園（保育認定枠）
③ 地域型保育事業（家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業）
④ 保育室、保育ママ、認証保育所、幼稚園の預かり保育
⑤ 認可保育園・認定こども園の一時保育・緊急保育・定期利用保育
⑥ 保育室・認証保育所の一時保育
⑦ 一時保育専用施設、認可外保育施設（ベビーホテル、院内保育所、事業所内保育所ほか）

開所時間

１日利用	午前７時15分～午後６時15分
午前利用	午前７時15分～午後１時
午後利用	午後１時　　～午後６時15分

※保育時間は、勤務・通勤等の事情を考慮して決められます。

利用料金

休日保育	無料
年末保育	１日4,000円、半日2,000円 ※きょうだい同時利用の場合、２人目以降は半額になります。

※やむを得ず開所時間を超過した場合は、休日保育・年末保育ともに超過料金をお支払いいただきます。

申込方法

休日・年末保育予約システム（https://w206090101.azukari.hoic.jp/my/login）で受け付けます。

Web予約システムはこちらから→

予約申込みは、抽選によって利用者を決定する「一次申込み期間」と、一次申込みで埋まらなかった枠を先着順によって利用者を決定する「二次申込み期間」の二期に分けて受け付けます。

（１）一次申込み（抽選申込み）

〈申込期間〉　利用日の前々月 21 日９時から 25 日 23 時 50 分まで

〈抽選結果発表〉利用日前月１日９時

（２）二次申込み（先着順申込み）

〈申込期間〉　利用日の前月１日 12 時から 20 日 23 時 50 分まで

※二次申込みについて、施設からの承認通知をもって予約が確定となります。

問合わせ先

休日・年末保育を実施している保育園

保育園	利用できるお子さん	所在地	電話番号	
経堂保育園	生後６か月以上のお子さん	経堂4-13-10	6413-1330	
松原保育園		松原5-33-16	6379-0154	
等々力保育園		等々力5-22-22	3704-5103	
スマイルキッズ桜新町保育園		桜新町2-6-4（A棟）	3425-4433	※休日保育のみ実施
烏山保育園		南烏山6-22-14	3326-1700	
砧保育園	12か月以上のお子さんからお預かりします。	祖師谷4-3-17	3483-1950	

定　員

１日 10 名程度。

※なお、園の環境や体制により、受入れ制限があります。

制度に関する問合わせ先

保育課　保育育成支援担当　☎ 5432 – 2320

(5) 定期利用保育　〔ページID：1543〕

定期利用保育は入園児童数の状況に応じて施設の使い方を工夫し、臨時に児童を受け入れるものです。利用対象者は施設型給付対象施設及び地域型保育事業への入園が待機となった児童です。契約は年度末（3月31日）で終了し、更新はありません。

利用対象者

次の①～③の要件を全て満たす方が利用できます。
①世田谷区在住で、集団保育が可能な児童であること
②保護者が利用開始月に就労しており、保護者共に就労を理由として6か月以上継続して当該児童を保育することが出来ない場合であること
③施設型給付対象施設及び地域型保育事業への入園が待機となった児童であること

問合わせ

（区立保育園に関すること）保育課　区立保育園運営担当　☎ 6453－4837
（私立保育園に関すること）保育課　保育育成支援担当　☎ 5432－2320

(6) 24時間対応型一時保育　〔ページID：1541〕

24時間対応型一時保育は、多様化する社会にあって、医療職や介護職の方をはじめとする夜間勤務のある方や、親族の介護・看護などで、家庭で夜間の保育ができない方のニーズにお応えする事業です。詳しくは直接実施保育園にお問合わせください。

定員と年齢　在園児を含めて5名まで。区内在住の1歳児から未就学児。

預けることのできない日　日曜日、祝日および年末年始（12/29～1/3）

問合わせ・申込先　成育しせい保育園　大蔵2－10－18　☎ 5727－2252

(7) 病児・病後児保育

保育施設等を利用している乳幼児が病気やケガ等で、集団保育が困難な時期に専用施設で一時的にお預かりします。

利用対象

世田谷区内に住所を有し、教育・保育給付または施設等利用給付の認定（2号または3号）を受け、①～⑥のいずれかの保育施設等を利用している生後5か月から就学前の乳幼児。
①認可保育園・認定こども園（保育認定枠）・地域型保育事業（家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業）・保育室・保育ママ・認証保育所
②認可保育園・認定こども園の一時保育・緊急保育・定期利用保育
③保育室の一時保育
④一時保育専門の保育施設（キッズルームてぃんかぁべる三茶・下北）
⑤その他　企業主導型保育施設、ベビーホテル（ほっとステイ等除く）、院内保育所、地域型保育事業以外の事業所内保育所、幼稚園の預かり保育や認証保育所の一時保育等に有償で預けていることを常態としている。または、幼稚園と併せて他の保育施設に有償で預けていることを常態としている。
⑥ベビーシッター利用支援事業（事業者連携型）

利用料金　1人1日2,000円（免除制度あり）

申込方法

事前に**保育課**へ登録申請し、登録番号を取得することが必要です。登録申請は、原則区のホームページからの電子申請となります。詳細は、区のホームページ〔ページID：1546〕をご確認ください。利用は予約制です。利用希望日の前日に直接施設へ予約してください。

←こちらの二次元コードからお手続き可能です

病児・病後児保育
登録手続きのご案内
ページID：1546

その他

症状やワクチンの接種状況によりお預かりできない場合がありますので、事業の詳細については、区のホームページ〔ページID：1547〕をご確認ください。

病児・病後児保育
利用のご案内
ページID：1547

問合わせ

保育課　保育計画・再整備担当　☎ 5432−2325

(8) 幼稚園等の預かり保育

幼稚園や認定こども園の教育時間の前後等に園児の保育を行う「預かり保育」については、施設や補助制度等の違いにより、実施内容が異なります。

● 区立幼稚園と区立認定こども園

① 区立幼稚園

区立幼稚園では、長期休業期間（夏休み、冬休み、春休み）を除く、教育時間終了後に在園児を対象に「預かり保育」を行っています。（行事等による除外日あり）

実施施設

三島幼稚園 中町幼稚園 ※1	深沢5-11-5	☎ 3703-0213
給田幼稚園	給田4-7-11	☎ 3308-2790
松丘幼稚園 桜丘幼稚園 ※1	弦巻5-21-10	☎ 3426-5453
砧幼稚園 ※2	喜多見6-9-11	☎ 3416-8630
八幡山幼稚園	八幡山1-27-25	☎ 3302-5707

※1　令和８年度中は松丘幼稚園と桜丘幼稚園を同園舎で、三島幼稚園と中町幼稚園を同園舎でそれぞれ運営します。令和９年度には、松丘・桜丘幼稚園を集約化し「（仮称）さくらのおか幼稚園（桜丘5-2-19）」、三島・中町幼稚園を集約化し「（仮称）たまがわのもり幼稚園（中町4-38-21）」として、それぞれ開園する予定です。また、集約化後は３歳児の募集も開始いたします。

※2　砧幼稚園は施設の改築工事に伴い、令和９年度から仮設園舎で運営を行う予定です。

定員

各園１日あたり25名
※三島・中町幼稚園、松丘・桜丘幼稚園の定員は２園の合計で25名となります。

預かり保育を行う日

園の教育活動（登園）日（行事等により預かり保育を行わない日があります）
夏休み、冬休み、春休みは行いません。
年中（４歳児クラス）は５月初旬からの利用となります。

保育時間

教育時間終了後～午後４時30分まで

預かり保育料

日額200円

制度に関する問合わせ先

乳幼児教育・保育支援課　☎ 6453－1531

② 区立認定こども園

多聞幼稚園は平成28年４月より認定こども園に移行し、土曜日、長期休業期間等も預かり保育を行っています。

実施認定こども園

多聞幼稚園	三宿2-25-9	☎ 3413-7612

定員

１号認定（幼稚園枠の園児）　24名

預かり保育を行う日

月曜日から土曜日（祝日、年末年始を除く）
行事等により預かり保育を行わない日があります。
年少（３歳児クラス）は５月初旬からの利用となります。
※保護者の就労等条件に該当しない場合は、園の教育活動（登園）日のみの利用となります。

保育時間

1．教育時間開始前　午前７時15分から午前９時00分まで
2．教育時間終了後　午後２時00分から午後６時15分まで
3．長期休業期間（夏休み、冬休み、春休み）午前７時15分から午後６時15分まで
※保護者の就労等条件に該当しない場合は、教育時間終了後午後２時00分から午後４時30分までの利用となります。

預かり保育料

利用時間により異なります。詳しくは多聞幼稚園または乳幼児教育・保育支援課にお問合わせください。

制度に関する問合わせ先

乳幼児教育・保育支援課　☎ 6453－1531

●国制度による私立幼稚園と私立認定こども園

教育標準時間認定枠の在園児を対象に、教育時間の前後などに保育を行う一時預かり事業（幼稚園型）を行っています。実施日や保育時間、預かり保育利用料については、直接園にお問合わせください。

実施施設

昭和女子大学附属　昭和こども園	太子堂1-7-57	☎ 3411-5113
日本大学認定こども園	野沢1-32-6	☎ 6450-8120
尾山台ナザレン幼稚園	尾山台2-5-6	☎ 3701-3461
認定こども園世田谷ベアーズ	千歳台6-7-2	☎ 6279-5397
みょうじょう幼稚園	三軒茶屋2-51-32	☎ 3422-3189
こひつじ幼稚園	瀬田2-11-11	☎ 3708-5931
玉川小羊幼稚園	奥沢7-12-22	☎ 3701-6508

制度に関する問合わせ先

保育課　教育・保育給付担当
☎ 5432－2966

実施施設

さくら幼稚園	新町3-21-3	☎ 3428-6474
善隣幼稚園	等々力2-6-19	☎ 3702-0117

制度に関する問合わせ先

子ども・若者支援課　私学係
☎ 5432－2066

●区独自制度による私立幼稚園と私立認定こども園

保護者の就労等で日中保育を必要とする私立幼稚園等の在園児を対象に、教育時間の前後や長期休業期間（夏休み、冬休み、春休み）に「預かり保育」を行っています。（行事等による除外日あり）

保育時間（教育時間を含む）が保育園と同様の「標準型」と、保育時間が比較的短時間の「準標準型」があります。

実施日や具体的な保育時間、預かり保育利用料については、各園で異なりますので、直接園にお問合わせください。

実施施設

【私立幼稚園】

＜標準型11時間＞

家庭	若林2-30-17	☎ 3411-2312
玉川	岡本3-35-10	☎ 3415-1709
日本女子体育大学附属みどり	松原2-17-22	☎ 3322-9155
芦花	粕谷2-20-1	☎ 3303-1956

＜準標準型８～10時間＞

あけぼの	砧6-20-11	☎ 3416-1611
いづみ	下馬1-20-4	☎ 3424-3752
銀の鈴	東玉川2-30-3	☎ 3720-6740
聖セシリア喜多見	喜多見9-9-5	☎ 3480-1936
代田	代田2-17-14	☎ 3412-4893
松沢	上北沢3-8-19	☎ 3303-8091

制度に関する問合わせ先　**子ども・若者支援課　私学係**
☎ 5432-2066

実施施設　【私立認定こども園】

＜標準型11時間＞

青葉学園野沢こども園	野沢1-3-19	☎ 5431-3420
円光院幼稚園	梅丘2-19-8	☎3420-8700
羽根木こども園	代田4-25-9	☎ 6453-2512

制度に関する問合わせ先　**保育課　教育・保育給付担当**
☎ 5432-2966

●園独自による私立幼稚園

90ページの預かり保育とは別に、私立幼稚園の中には教育時間の前後などに「独自の預かり保育」を行っている園があります。

実施幼稚園

1	愛珠	経堂1-1-14	☎ 3429-7575	16	松蔭	北沢1-16-10	☎ 3467-1555
2	青葉学園	世田谷3-11-3	☎ 3429-5165	17	常徳	宮坂2-10-1	☎ 3427-2251
3	あかつつみ	赤堤2-25-2	☎ 3321-5397	18	聖ドミニコ学園	岡本1-10-1	☎ 3700-0017
4	麻生学園深沢	深沢3-29-11	☎ 3704-6341	19	瀬田	瀬田4-11-25	☎ 3700-0940
5	淡島	代沢3-27-1	☎ 3419-3811	20	世田谷	太子堂4-17-10	☎ 3413-3379
6	育成	北沢4-20-5	☎ 3466-6038	21	世田谷聖母	深沢8-13-16	☎ 3702-7334
7	永安寺学園	鎌田3-23-19	☎ 3709-0400	22	調布	東玉川1-1-21	☎ 3720-6720
8	奥沢	奥沢2-36-7	☎ 3718-2971	23	東京都市大学二子幼稚園	玉川2-17-10	☎ 3708-0104
9	上野毛	上野毛2-10-18	☎ 3701-0552	24	日体	中町5-10-20	☎ 3701-4450
10	国本	喜多見8-15-33	☎ 3416-4724	25	平安	下馬2-41-5	☎ 3421-4993
11	慶元寺	喜多見4-17-2	☎ 3417-4321	26	マダレナ・カノッサ	桜上水2-5-1	☎ 3304-5281
12	佼成学園	給田2-11-1	☎ 3308-2161	27	三宿さくら	三宿2-27-4	☎ 3413-2472
13	コドモの園	上馬4-12-3	☎ 3422-1824	28	ゆかり文化	砧7-15-14	☎ 3417-2448
14	三軒茶屋	三軒茶屋2-9-21	☎ 3421-9005	29	和光	桜2-18-18	☎ 3420-4352
15	春光	船橋1-36-7	☎ 3426-3311				

問合わせ先　実施日、保育時間、利用料等については、直接園にお問合わせください。

19. 認可外保育施設（区補助対象）

■世田谷区の認可外保育施設とは・・・

認可外保育施設とは、児童福祉法に基づく児童福祉施設として認可を受けていない保育施設、または子ども・子育て支援法で規定された「認定こども園」や「地域型保育事業」以外の保育施設の総称です。

世田谷区では、一定の要件を満たした認可外保育施設について、運営費補助を行っています。

利用にあたっては、利用者が各民間事業者と直接契約してください。保育料のお支払いについても、各民間事業者へ直接お支払いください。

1 施設の概要

1　**保育室**……世田谷区の定める保育室の設置基準を満たす認可外保育施設です。
　　生後43日～３歳未満の乳幼児への保育を行っています。

2　**保育ママ**……世田谷区の定める資格条件を満たす保育ママが、自宅でお預かりします。
　　生後36日～３歳未満の乳幼児への保育を行っています。

3　**認証保育所**……東京都の認証を受けた民間の保育施設で、Ａ型とＢ型があります。
　　13時間以上の開所を義務付けられた認可外保育施設です。

※ご利用にあたっての保育時間や保育料等の詳細な情報は、各ページの説明をご覧ください。
①保育室については、94ページをご覧ください。
②保育ママについては、95・96ページをご覧ください。
③認証保育所については、97～99ページをご覧ください。

2 申込みについて

情報提供・案内
各認可外保育施設の説明や案内をします。（各総合支所子ども家庭支援課、保育課、保育認定・調整課、区ホームページにも掲載しています。）

↓

話し合い・申込み
保育内容、保育日・保育時間（延長保育の要否）、料金などについて施設と十分話し合いの上、直接施設にお申込みください。

↓

契　　約
保護者と保育施設との直接契約になります。

↓

保育の開始

(1)保　育　室

■保育室とは…

保護者が就労していたり、病気等のために日中保育を必要とする場合に、そのお子さんを各保育室の特色を生かした比較的少人数（20人～29人程度）の中で保育を行っている施設です。

区は、一定の要件を備えた施設を「保育室」として、運営経費の一部を支援する補助事業を行っています。保護者は、当該保育室と直接契約します。

1 対象となる方

◎区内在住（世田谷区内で生活している）の方
◎保育を必要とする事由（3ページの表参照）が、週４日かつ１日６時間以上である方（ただし、出産、疾病、障害、介護、災害は30ページの細目のとおり）
◎生後43日から３歳未満の乳幼児
※育児休業期間中は、利用できません。

2 保育料について

（1） 保育料　月額４万５千円
※保育料を補助する制度があります。補助金額等については、右の二次元コードから区ホームページをご覧ください。
また、詳しいご案内や、申請書は、入室後、申請時期になりましたら、保育室を通して配付します。補助金についてご不明な点がございましたら、幼保補助金事務センター（☎ 6453-4990）へご連絡ください。

保育料補助について
ページID　1493

※住民税非課税世帯の方で保育の必要性がある方は幼児教育・保育無償化の対象です。
該当の方は、必要な手続きがありますので、５ページ「施設等利用給付認定」についてをご覧ください。

（2） 時間外保育料
１時間500円　ただし、最初の30分は350円（補食代含む）

（3） おむつ代
保育室でおむつを用意する場合、月額3,000円を上限とした実費が必要となります。

3 保育時間について

◎午前７時30分から午後６時までです。
◎必要に応じて午後７時まで開所していますので、各保育室にご相談ください。
◎午後６時以降は延長保育となり、時間外保育料の対象になります。

4 保育室所在地一覧表

令和９年４月１日予定

地域区分	地図No.	保育室名	定員	所 在 地	電話番号	一時保育
北沢地域	1	ドレミファ保育室	29	北沢2-26-23	3485-7384	○

・保育室の所在地は、100 ページの地図をご覧ください。
※令和 10 年４月以降、九品仏複合施設（奥沢 8-4-14）へ認可保育所として移転予定です。

◎保育室の空き情報は、区のホームページをご覧ください。

保育室（空き数）
ページID　1572

（２）保育ママ

■保育ママとは…

保護者が就労していたり、病気等のために日中保育を必要とする場合に、そのお子さんを保育ママが保育ママの自宅で毎日一定の時間預かる制度です。３～５名の少人数で家庭的な雰囲気の中で保育が行われることが特色です。保護者は、個人事業主である保育ママと直接契約します。

区は、資格や研修履修など一定の要件を備えた方を「保育ママ」として、運営経費の一部を支援する補助事業を行っています。

1 対象となる方

◎区内在住（世田谷区内で生活している）の方
◎保育を必要とする事由（3ページの表参照）が、週４日かつ１日６時間以上である方（ただし、出産、疾病、障害、介護、災害は30ページの細目のとおり）
◎生後36日から３歳未満の乳幼児
※育児休業期間中は、利用できません。

2 保育料について

（１） 基本料金　月額２万５千円
※保育料を補助する制度があります。補助金額等については、右の二次元コードから区ホームページをご覧ください。
また、詳しいご案内や申請書は、利用開始後、申請時期になりましたら、保育ママを通して配付します。補助金についてご不明な点がございましたら、幼保補助金事務センター（☎6453－4990）へご連絡ください。

保育料補助について
ページID　1493

（２） 時間外保育料　30分　250円以内／１時間　500円以内

（3） 食事代・おやつ代

お子さんの食事・おやつは保護者の方にお持ちいただきますが、食事・おやつを用意している保育ママもいますので、申込みのときにご確認ください。保育ママが用意する場合は、１日500円を上限とした実費が必要となります。

（4） おむつ代

おむつは保護者の方に用意していただきますが、保育ママが用意する場合は、月額3,000円を上限とした実費が必要となります。

3 保育時間について

◎午前８時30分から午後５時までの間の８時間が基本時間です。

◎午前８時30分以前、午後５時以降の保育は時間外保育となり、別途時間外保育料がかかります。

◎１日８時間を超える場合は、基本時間内であっても時間外保育料の対象になります。

例）午前８時30分から午後６時まで預けた場合

午前８時30分から午後４時30分の８時間 …… 基本料金

午後４時30分から午後６時の1.5時間 …… 時間外保育料

◎基本時間を超える場合でも、保育時間は極力、開始は午前7時30分以降、終了は午後7時を過ぎないようにしてください。

◎保育ママが保育する日は、次の日を除く毎日（月～土）です。

1 日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日

2 年末年始（12月29日から１月４日まで）

3 年次休業（年20日間）

4 夏季休業（７月１日から９月30日までの間の５日間）

年次休業・夏季休業は、特定された日ではありません。事前に十分話し合いのうえ、ご契約ください。

4 保育ママ所在地一覧表

令和９年４月１日予定

地域区分	地図No.	氏　名	定員	所在地	電話番号
世田谷地域	1	中　山　照　美	3	池尻4-20-11	3414-1612
	2	左　川　紀美江	5	太子堂3-10-10	3795-1834

・保育ママの所在地は、100 ページの地図をご覧ください。

※ No.1 の施設は、令和９年３月末で終了となります。

◎保育ママの空き情報は、区のホームページをご覧ください。

保育ママ（空き数）
ページID　1573

（３）認証保育所

■認証保育所とは……

東京都の認証を受けた保育施設で、大都市のニーズに対応するため１日13時間以上の長時間開所等を行っているのが特色です。株式会社等の民間事業者が設置するＡ型とＢ型があり、利用対象が異なります。保護者は、当該認証保育所と直接契約します。

型	Ａ型	Ｂ型
設置主体	株式会社等民間事業者	
対象児童	０歳～小学校就学前（施設により異なる）	０～２歳児
規　　模	20～120名	６～29名
開所時間	１日13時間以上の開所	
保 育 料	料金は自由設定（上限あり）	

1 対象となる方

◎Ａ型、Ｂ型いずれも月48時間以上利用する方（契約できる時間は施設により異なります）

2 保育料について

保育料などは、施設により異なります。詳しくは各施設にお問合わせください。

※保育料を補助する制度があります。保育の必要性の認定を受けている場合、補助上限額が高くなります。保育の必要性がある方は、４～７ページをご確認いただき、施設利用開始前に手続きしてください。補助金額や申請方法等については、右の二次元コードから区ホームページをご覧ください。補助金についてご不明な点がございましたら、幼保補助金事務センター（☎ 6453－4990）へご連絡ください。

保育料補助について
ページID　1509

3 保育時間について

保育時間については、98・99ページをご覧ください。

4 認証保育所所在地一覧表

令和９年４月１日予定

地域区分	地図No.	型	保育施設名	対象年齢	所　在　地	電話番号	開所時間
世田谷地域	1	A	都市型保育園ポポラー東京三軒茶屋園	生後２か月～小学校就学前	太子堂3-37-1-D201 グランドヒルズ三軒茶屋ヒルトップガーデンディセンフォート内	5431-7070	午前7:00～午後8:00
	2	A	ニチイキッズ三軒茶屋保育園	生後57日～２歳児	三軒茶屋1-2-21アミックビル１・２階	5779-9280	午前7:30～午後8:30
	3	B	ねいろ保育園	生後60日～２歳児	弦巻4-7-15	5477-4747	午前7:30～午後8:30
	4	A	ポピンズナーサリースクール三軒茶屋	生後57日～小学校就学前	野沢1-35-8世田谷ティーズヒルA施設棟2階	5481-2136	午前7:30～午後8:30
	5	A	まなびの森保育園駒沢プチ・クレイシュ	生後３か月～小学校就学前	上馬4-2-5上馬セントラル2階	3410-4442	午前7:00～午後8:00
	6	A	三茶こっこ保育園	生後57日～２歳児	太子堂1-12-40グレート王寿ビル２階	5787-6250	午前7:30～午後8:30
	7	A	リトルパルズ・アカデミー	生後57日～２歳児	三軒茶屋2-32-10アダージョ三軒茶屋１階	5432-9380	午前7:30～午後8:30
	8	A	保育園夢未来桜新町園	生後43日～小学校就学前	弦巻3-9-9	6432-6345	午前7:30～午後8:30
北沢地域	9	A	こもれび保育園東松原園	生後57日～小学校就学前	羽根木1-31-21ドクターズプラザ羽根木	3328-0707	午前7:30～午後9:00
	10	A	アスクバイリンガル保育園明大前	生後45日～小学校就学前	松原1-50-15ル・ポー松原２階	3324-4593	午前7:30～午後8:30
	11	A	ポピンズナーサリースクール経堂	生後57日～小学校就学前	赤堤3-32-5メゾン香葉１階	5329-2177	午前7:30～午後10:00
玉川地域	12	A	マミーズエンジェル奥沢保育園	生後36日～小学校就学前	奥沢3-44-2-１階	5754-8787	午前7:30～午後10:00
	13	A	ベビールーム等々力	生後56日～小学校就学前	等々力1-19-９１階	3702-4455	午前7:00～午後8:00
	14	A	ピノキオ幼児舎上野毛園	生後１か月～小学校就学前	上野毛1-9-14メゾン田園１階	5758-7480	午前7:00～午後9:00
	15	A	こもれび保育園上野毛園	生後57日～小学校就学前	上野毛1-26-6上野毛駅ビル２階	3701-8808	午前7:30～午後9:00
	16	A	ナーサリールームベリーベアー用賀	生後57日～小学校就学前	用賀2-27-1大東京ビル３階	6382-7300	午前7:30～午後9:30
	17	A	まなびの森保育園用賀プチ・クレイシュ	生後３か月～小学校就学前	用賀4-3-11ハッピービルド２階	3709-1222	午前7:00～午後8:00
	18	A	はじまり はじまり えんniko	生後43日～２歳児	玉川1-15-6-103二子玉川ライズ・プラザモール	5717-3369	午前7:30～午後8:30
	19	A	ポピンズナーサリースクール二子玉川	生後57日～小学校就学前	玉川3-17-1玉川高島屋S・C西館１・２階	5797-2100	午前7:00～午後11:00
	20	A	小学館アカデミーふたこたまがわ保育園	生後57日～２歳児	玉川3-34-2リオ・ヴェルデ2階	5797-5671	午前7:30～午後10:00
	21	A	こもれび保育園用賀園	生後57日～小学校就学前	瀬田4-28-12パラッシオ用賀１階	3700-0404	午前7:30～午後9:00
	22	A	ポピンズナーサリースクール桜新町	生後57日～小学校就学前	桜新町2-8-1世田谷目黒農協ビル４階	5426-2201	午前7:00～午後10:00
	23	A	ナーサリーさくらキッズ	生後57日～２歳児	新町3-21-3	5426-2415	午前7:00～午後8:00
砧地域	24	A	木下の保育園祖師谷	生後１か月～２歳児	祖師谷1-5-20	3789-7135	午前7:00～午後8:00
	25	A	木下の保育園成城	生後１か月～２歳児	成城6-5-34成城コルティ ３階	5490-7369	午前7:00～午後8:00

地域区分	地図No.	型	保育施設名	対象年齢	所　在　地	電話番号	開所時間
砧地域	26	A	エクレール保育園	生後43日～ 小学校就学前	船橋1-11-2	3425-8287	午前7:15～ 午後8:15
	27	A	世田谷喜多見 雲母（きらら）保育園	生後57日～ 小学校就学前	喜多見9-1-2 喜多見ル・ジュール103	5761-9101	午前7:00～ 午後9:00
	28	A	砧南らる保育園	生後43日～ ２歳児	鎌田3-13-20 （砧南中学校内）	3417-1591	午前7:15～ 午後8:30
	29	A	世田谷祖師ケ谷大蔵 雲母（きらら）保育園	生後57日～ 小学校就学前	砧8-6-25 ヒグチ栄ビル１・２階	3415-2602	午前7:30～ 午後9:00
烏山地域	30	A	ポピンズナーサリー スクール千歳烏山	生後57日～ 小学校就学前	南烏山6-12-12 コーシャハイム千歳烏山12号棟2階	5315-3071	午前7:30～ 午後10:00

・認証保育所の所在地は100ページの地図をご覧ください。

※1 ニチイキッズ三軒茶屋保育園は、令和９年３月末で閉園を予定しています。

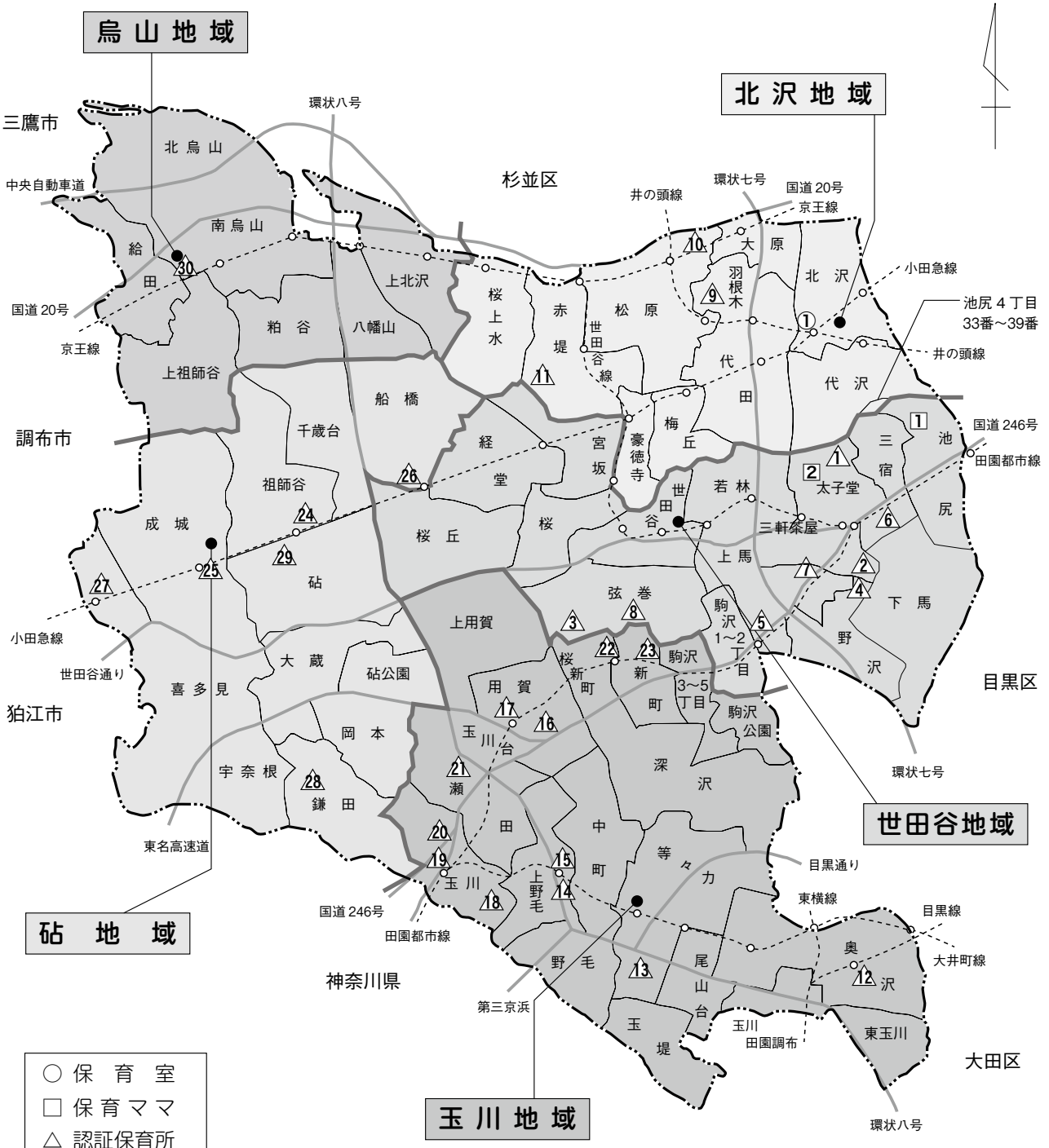
※2 砧南らる保育園は、令和９年３月末で閉園を予定しています。

◎認証保育所の定員・空き情報は、区のホームページをご覧ください。

認証保育所
（定員・空き数）
ページID　24893

地図

保育室・保育ママ・認証保育所　所在地



※このページの番号はP95、96、98、99の「所在地一覧表」に対応しています。

(4) その他の認可外保育施設

■その他の認可外保育施設について

世田谷区が運営費の補助を行っている認可外保育施設のほかに、世田谷区に設置の届出をしている認可外保育施設（ベビーホテル、事業所内保育施設（企業主導型保育事業含む）、院内保育施設、その他の認可外保育施設）があります。

施設利用の際は、施設と保護者との直接契約になります。詳細および一覧につきましては、区のホームページ〔ページID：1526〕でご確認ください。

認可外保育施設一覧
ページID　1526

■企業主導型保育施設について

①概要

企業主導型保育施設とは、仕事と子育てとの両立に資することを目的に事業主拠出金を財源として国（こども家庭庁）が運営費の助成を行っている施設です。企業主導型保育施設は区の認可は受けていないため、「認可外保育施設」の区分に入ります。企業主導型保育施設の概要や空き数は、区ホームページ〔ページID：1521〕でご確認ください。

企業主導型保育事業とは
ページID　1521

②企業主導型保育施設の幼児教育・保育無償化について

企業主導型保育施設利用者の保育無償化（0歳児～2歳児クラスの住民税非課税世帯の方、もしくは3歳児～5歳児クラスの方が対象）は、施設を通じて国から給付されます。（施設に支払う保育料が減額されます）金額等の詳細は、施設もしくは児童育成協会（0570－550－819）に直接お問い合わせください。

③区からの保育料に対する補助金について

区では、幼児教育・保育無償化とは別に、企業主導型保育施設にお通いのお子様がいるご世帯に対して、保育料補助を行っています。該当の方には、区から保育料補助に対するご案内を直接お送りしています。詳細については区のホームページ〔ページID：1523〕をご覧ください。

保育料補助について
ページID　1523

④企業主導型保育施設の空き情報は、区のホームページをご覧ください。

企業主導型保育施設
（定員・空き数）
ページID　1576

(5) 認可外保育施設利用者に対する保育料補助について

■保育料補助について

世田谷区では、認可外保育施設利用者に対して、保育料の一部を補助しております。補助の内容は「**児童のクラス年齢**」「**施設種別**（認可外保育施設の中でどの種別にあたるか）」「**世帯の住民税課税状況**」「**保育の必要性の認定の有無**」「**認可保育園の申し込みの有無**」により異なります（区ホームページID1511内フローチャート参照）。

また補助を受けるためには、お通いの施設が「**認可外保育施設指導監督基準を満たし、その旨の証明書が発行されている**」施設である必要があります。詳細は、下記の区ホームページの該当ページをご確認ください。

○補助全体について知りたい

→ 認可外保育施設利用者に対する保育料補助について（概要）
〔ページID：1511〕

○認可外保育施設の無償化について知りたい

→ 幼児教育・保育の無償化について（幼稚園や認可保育園を利用しない方向け）
〔ページID：1405〕

○無償化の対象となる施設一覧を確認したい

→ 無償化対象施設一覧
〔ページID：1406〕

○各施設ごとの補助制度について知りたい

認証保育所	保育室・保育ママ	企業主導型保育施設	そのほかの認可外保育施設
1509	1493	1523	1510

【保育料補助に関するお問い合わせ】

幼保補助金事務センター　☎ 6453-4990

MEMO

20. 子ども家庭支援課子育て応援相談員のご案内

世田谷区では、子ども・子育ての相談支援の充実を図るため、５つの総合支所の子ども家庭支援課に「子育て応援相談員」を配置し、子育て支援に関する情報提供、相談・助言やサービス利用の支援などを行っています。お気軽にご相談ください。

●相談場所：各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課

○世田谷地域	世田谷区世田谷4−22−33	(世田谷区役所第２庁舎３階)	電話 5432−2915
	※令和８年10月19日以降は、本庁舎西棟３階へ移転予定。		
○北沢地域	世田谷区北沢２−８−18	(北沢タウンホール９階)	電話 6804−7525
○玉川地域	世田谷区等々力3−4−1	(玉川総合支所３階)	電話 3702−1189
○砧地域	世田谷区成城６−２−１	(砧総合支所２階)	電話 3482−5271
○烏山地域	世田谷区南烏山６−22−14	(烏山総合支所３階)	電話 3326−6155

●相談時間：月～金曜日　午前８時30分～午後５時

（祝日・休日・年末年始12/29～1/3を除く）

●保育入園個別相談について

子ども家庭支援課の窓口相談が予約できます。

時間　**1回30分まで**

予約方法　**区公式LINE**
「予約」または「子育て」メニューからご予約ください。

区の公式ＬＩＮＥ

ご確認ください

お住まいの地域（または希望する）子ども家庭支援課へご予約ください。
時間に限りがありますので、質問事項をまとめてご相談ください。
相談の際は、実際の各ご家庭の指数や保育料の金額についてはご案内できません。
（指数等は、申込・選考後、保育認定・調整課入園担当にお問合せください。）
ご予約がない方は、お待たせする場合がございます。

ただし、下記の期間は、窓口が大変混みあうため、
子ども家庭支援課の「窓口相談」は原則「予約制」となります。

期間　**令和８年９月１日（火）から10月30日（金）まで**

●窓口での保育園申込（申込）については、予約は不要です。受付順に対応いたします。

21. 子ども・子育て情報の配信

世田谷区では、妊娠期から就学前の子育て家庭を対象に、子育てに役立つ情報を提供しています。

◆区公式ＬＩＮＥ

区公式ＬＩＮＥでは、妊娠期から就学前までの子育て家庭を対象に、子育てに役立つ情報を提供しています。

右の二次元コード、またはＬＩＮＥで「世田谷区」「Setagayacity」を検索し、友だち追加をお願いします。

区公式ＬＩＮＥ
友だち追加

友だち追加時に自動配信されるメッセージの“初回登録設定”から「子育て情報」の配信を登録していただくと、世田谷区の子育てイベント情報や登録情報（出産予定日・お子さんの生年月日等）に合わせた子育て支援情報をトーク画面でお知らせします。

◆メールマガジン配信サービス（子ども子育て情報）

あらかじめご登録いただいた方に、認可保育園等の入園案内やイベント開催のお知らせ等の情報をメールで配信します。

《新規登録》 下記のアドレスから案内にしたがい、空メールを送信してください。
すぐに案内メールが届きます。
https://mail.cous.jp/setagaya-mail/
（パソコン版、携帯版共通）
情報利用料は無料です（ただし、通信料は自己負担です）。

メールマガジン登録

◆世田谷区ホームページ

保育に関する情報や、子育てに関する様々な情報がご覧になれます。
https://www.city.setagaya.lg.jp/

世田谷区ホームページ

◆福祉サービス第三者評価

保育施設が力を入れている取り組みや、評価者が保育施設を見て特に良いと評価した点などが掲載されています。

https://www.fukunavi.or.jp （「福ナビ」で検索）

とうきょう福祉ナビゲーション

22. 申込書等記入例・注意事項

〈 申込書第１面・記入例 〉

第13号様式(第5条、第16条、第20条関係)

記入日:2026年 9月 10日)

〈記入日〉
申込書を記入した年月日を
必ず記入してください。

世田谷区長 あて

保育所等入園(転園)申込書兼教育・保

入園担当事務処理欄	
☐ 新規	☐ 再申込
☐ 転園 ☐ 区外単願	☐ 継続通園 ☐ 区外併願
前回申込状況 ☐ 却下 ☐ 取下	

保育所等の入園(転園)・施設型給付費または地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定について、次のとおり申し込みます。
※保護者①が通知物等の宛名となります。(以前に兄弟姉妹の申込みをされている方は、その際に登録された保護者が優先されます。)
※単身赴任等で別居している方についても記入してください。

	フリガナ / 保護者氏名	申込児との続柄	連絡先として優先する保護者にチェック / 日中に連絡のつく電話番号(国内)	個人番号(マイナンバーカード) / 生年月日(西暦)
申請者(保護者) 保護者①	セタガヤ イチロウ 世田谷 一郎	父	☑ 03 −1111−2222 ☑携帯 ☐自宅 ☐その他()	1111 1111 1111 1990年 1月 1日 生
住民登録地	昨年1月1日 ☑世田谷区 ☐他自治体等() / 今年1月1日 ☑世田谷区 ☐他自治体等()			
保護者②	セタガヤ ハナコ 世田谷 花子	母	☐ 090 −3333−4444 ☑携帯 ☐自宅 ☐その他()	1111 1111 1112 1991年 2月 1日 生
住民登録地	昨年1月1日 ☑世田谷区 ☐他自治体等() / 今年1月1日 ☑世田谷区 ☐他自治体等()			
現住所	世田谷区 (区外の場合 都・道・府・県 市・区・町・村)			
	赤堤 1 丁目 1 番 1 号 / 方書(建物名および居室番号など) ○○○ハウス101号室			

※家庭状況は、保護者以外の**同居する全員**について記入してください。

	フリガナ / 氏名	申込児との続柄	生年月日(年齢)
家庭状況 入園(転園)申込児全員の番号にチェックしてください。 1 ☑申込児	セタガヤ ジロウ 世田谷 次郎	申込児	2025年12月5日(0歳)
	個人番号(マイナンバー) 1111 1111 1113	通学(園)先等 なし	☐在園中 ☐卒園予定 ☐進級先なし
2 ☑申込児	セタガヤ タロウ 世田谷 太郎	続柄 兄 / 生計 ☑同 ☐別	2023年8月10日(3歳)
	個人番号(マイナンバー) 1111 1111 1114	通学(園)先等 ×××保育園	☐在園中 ☐卒園予定 ☐進級先なし
3 ☐申込児	ワカバヤシ ヒデオ 若林 秀男	続柄 祖父 / 生計 ☐同 ☑別	1961年6月20日(65歳)
	個人番号(マイナンバー)	通学(園)先等 なし	☐在園中 ☐卒園予定 ☐進級先なし
4 ☐申込児	ワカバヤシ フミコ 若林 文子	続柄 祖母 / 生計 ☐同 ☑別	1966年8月2日(60歳)
	個人番号(マイナンバー)	通学(園)先等 パートタイム勤務	☐在園中 ☐卒園予定 ☐進級先なし

保育の利用開始を希望する月	2027年 4月1日から	転入予定日(該当者のみ)	20 年 月 日

事務処理欄	20 年 月 日
本人確認 免許証・マイナンバー()	収受欄

◎申込児の祖父母の状況

		氏名	住所(同居の場合は"同居"と記載)	職業
保護者①	祖父	死別		
	祖母	離別		
保護者②	祖父			
	祖母			

兄弟姉妹で申し込む場合、すべての
申込み児にチェックしてください。

保護者①								《子ども家庭支援課》			
取得	取得確認							入力	係長	保育担当	面接

申請書1/5
2026/9

記入例

〈　各ページ共通の注意事項　〉

・申込書は全部で５面あります。記載事項に虚偽があった場合には申し込みは無効となります。
・機械で読み取るため必ず枠内に記入してください。
・手書きの場合はボールペンで記入してください。（鉛筆、消せるボールペンは不可）
・Excel で入力し印刷する場合は**必ず A4 サイズで**ご提出ください。
　様式は区 HP（ページ ID：1552）にございます。
・郵送申請の場合は第５面裏のチェックリストを記入し送付漏れのないようにご注意ください。

※一度提出された書類は返却できません。控えが必要な場合は、ご自身でコピーをお取りください。

〈　申込書第１面・注意事項　〉

〈電話番号〉
・携帯・自宅以外はその他を選択し、（　）に詳細を記入してください。
（例：母勤務先、父勤務先、祖父、祖母）

〈個人番号（マイナンバー）〉

※申請者（保護者）、申請者の配偶者、申込児（教育・保育給付を受ける児童）のみ個人番号（マイナンバー）を記入してください。
・個人番号（マイナンバー）がご不明な場合は、記入不要です。
※申込みの際には「番号確認」と「本人確認」ができる書類をご持参ください。
（詳細は 21 ページ参照）

〈事務処理欄〉
「事務処理欄」については記入不要です。

〈　申込書第２面・記入例　〉

◎申込児入園希望条件確認および希望園コード・施設名記入欄

≪注意事項≫　※必ず確認してください。

① 希望園は、最大10園まで選択できます。ただし、区外にお住まいの方は区立園は希望できません。

② 希望する保育施設について、保育のごあんないの「保育所等一覧」を参照し、
コードNo、0歳児保育開始月齢、表外の注意事項（進級先の有無等）を必ず確認のうえ、記入してください。

③ 以下に☑した内容および記入（提出）していただいた希望順位のみで利用調整を行いますので、
漏れや誤りがないように記入してください。

④ **本園や分園、連携園などは、全て別の保育施設の扱いになります（同園対象にはなりません）。**
確認事項および希望園（兄弟姉妹希望園組み合わせ表も含む）の記入の際は注意してください。

⑤ 申込児が1人の場合は、希望園一覧のみ記入してください。
2人以上の場合は、以下の該当項目にチェックの上、希望園一覧に記入してください。
（該当項目が「その他」の場合は【兄弟姉妹希望園組み合わせ表】を提出してください。）

＜確認事項＞2人以上のお子さんを同時に申し込む場合の希望について、該当する□欄1つにチェックしてください。

必ず**全員同時**の入園を希望する

- ☑ 同園のみを希望する
- ● 別々の園でも入園する
 - □ 希望順位どおりの入園を希望
 - □ 希望順位が低くても同園を優先
 - □ その他
 ⇒ 兄弟姉妹希望園組み合わせ表を必ず提出してください。
 なお、以下の＜希望園一覧＞の記入は不要です。

同時に入園できなくてもよい（**一人だけでも入園を希望**）

※ 育休中で内定した場合は、育休中の対象児童が内定しなかったとしても復職は必須となります。（育休中の転園（下位選考）除く。）

- □ 希望順位どおりの入園を希望
- □ 同時に入園できる場合は、希望順位が低くても同園を優先
- □ その他（※特定の児童の入園を優先する場合も含む。）
 ⇒ 兄弟姉妹希望園組み合わせ表を必ず提出してください。
 なお、以下の＜希望園一覧＞の記入は不要です。

＜希望園一覧＞

申込児①氏名	世田谷　太郎				申込児②氏名	世田谷　次郎				申込児③氏名				
					希望園が申込児①と同一の場合は右欄に☑してください。（以下は記入不要です。）				☑	希望園が申込児①と同一の場合は右欄に☑してください。（以下は記入不要です。）				□
希望順位	コードNo.			施設名称	希望順位	コードNo.			施設名称	希望順位	コードNo.			施設名称
1	9	9	4	○○保育園	1					1				
2	9	9	5	△△保育園	2					2				
3	9	9	6	□□保育園	3					3				
4	9	9	7	●●保育園	4					4				
5	9	9	8	▲▲保育園	5					5				
6	9	9	9	■■保育園	6					6				
7					7					7				
8					8					8				
9					9					9				
10					10					10				

記入例

〈　申込書第２面・注意事項　〉

※コード No.を機械で読み取るため、必ず記入してください。

また、コードの書き間違いがないように記入してください。

〈兄弟姉妹の２人以上で申し込む場合〉

・兄弟姉妹での申し込みをされる場合、必ず希望選考条件を選択してください。

・「別々の園でも入園する→その他」もしくは、
「同時に入園できなくてもよい（一人だけでも入園を希望）→その他」を選択された場合は、
兄弟姉妹条件組み合わせ表の提出が必要になります。（希望園一覧は記入不要です。）
組み合わせの内容によっては、きょうだい同時申込として受付できない場合があります。

〈コード No.および施設名称〉

・５４～６７ページまたは、１１６、１１７ページの「保育施設コード表」を必ず参照し、
表外の注意事項（進級先の有無等）、保育開始月齢、コード No.を確認のうえ記入してください。
・希望保育施設については、必ずあらかじめご記入のうえ、お持ちください。
（窓口でのご記入はお控えください。）
・世田谷区内と区外の保育園を併せて希望する場合は、すべての保育園を希望する順番に記入してください。
区内・区外を問わず、上位の希望園で内定します。

左記の申込児と希望園が同一の場合には、チェックをつけてください。

〈　申込書第３面・記入例　〉

◎家庭状況届［該当事項をチェックし、必要項目を記入してください。］

	保護者①	保護者②
入園希望理由	保育の利用を必要とする理由（あてはまるもの全てを選択） ☑勤務　☐内定　☑自営　☐求職中 ☐妊娠・出産　☐就学　☐不存在 ☐疾病　☐障害　☐介護　☐災害復旧 ☐その他（　　）	保育の利用を必要とする理由（あてはまるもの全てを選択） ☑勤務　☐内定　☐自営　☐求職中 ☐妊娠・出産　☐就学　☐不存在 ☐疾病　☐障害　☐介護　☐災害復旧 ☐その他（　　）
勤務・内定・自営・就学　事業所名（学校名）	複数ある場合はすべて記入してください。 株式会社××××（勤務） □□□税理士事務所（自営） ※経営者が親族の場合　本人との続柄⇒（　兄　）	複数ある場合はすべて記入してください。 世田谷区役所 ※経営者が親族の場合　本人との続柄⇒（　　）
育児休業　育児休業に対する意思	☐直ちに復職を希望する ☐希望する保育所等に入園できない場合は、育児休業の延長も許容できる	☑直ちに復職を希望する ☐希望する保育所等に入園できない場合は、育児休業の延長も許容できる
育児休業	※「希望する保育所等に入園できない場合は、育児休業の延長も許容できる」を選択された方は、選考順位が下位となります。申込有効期間内において、「直ちに復職を希望する」に変更する場合は右記に記入してください。	→　　月からは直ちに復職を希望する
育児休業　申込児の退園	育児休業を取得したことにより、自治体が利用調整を行う保育所等を2024年8月31日以前に申込児が退園した場合は、以下に記入してください。 ◎退園した児童氏名（　　）　◎退園した年月：20　年　月	
育児時間　育児短時間を取得（予定）の場合 取得後の日数および時間（未定は記入不要）	20　年　月　日から 20　年　月　日まで 　時　分から　時　分まで （週　日勤務）	2026年4月1日から 2027年3月31日まで 9時00分から16時00分まで （週5日勤務）
出産　申込児以外の出産予定 ※申込後に出産予定が判明した場合は、直ちに「申込内容変更・取下届」を提出してください。	※ 入園希望理由が妊娠・出産の場合以外でも、出産予定がある方は必ず全ての内容を記入してください。	
出産予定日	20　年　月　日	
産前産後休業	20　年　月　日から　20　年　月　日まで	
その後の予定	☐育児休業　☐職場復帰　☐求職　☐その他（　　）	
※育児休業取得の場合	20　年　月　日から　20　年　月　日まで	
不存在　発生時期および理由	続柄（　）　20　年　月　日から ☐死亡　☐離婚　☐未婚　☐失踪　☐拘禁　☐離婚前提の別居　☐その他（　　）	
不存在　保護者および児童以外の同居者 ※同居者がいる場合は記入	氏名（　　）　申込児との続柄（　　）	
疾病・障害　病名・障害名	（　　） 上記が、指定難病のときはチェック☐ →特定医療費受給者証の写しまたは医師の診断書等を添付	（　　） 上記が、指定難病のときはチェック☐ →特定医療費受給者証の写しまたは医師の診断書等を添付
疾病・障害　手帳の種類（申請中も含む。）	☐身体障害者手帳　級 （ある場合）うち、聴覚障害　級 ☐精神障害者保健福祉手帳　級 ☐愛の手帳　度	☑身体障害者手帳　4　級 （ある場合）うち、聴覚障害　級 ☐精神障害者保健福祉手帳　級 ☐愛の手帳　度
疾病・障害　状況	☐自宅療養 ☐通院通所　（月に　日　週に　日） ☐入院　20　年　月　日から	☐自宅療養 ☐通院通所　（月に　日　週に　日） ☐入院　20　年　月　日から
疾病・障害　病院・施設名		
介護　保護者が親族等の介護を行っていますか？	☐はい　→　（介護状況申告書および必要書類を添付）	
同一世帯の方が、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・愛の手帳をお持ちですか？	☑はい　→　（コピーを添付）	
現在、生活保護を受けていますか？	☐受給中　☐申請中	

記入例

〈　申込書第３面・注意事項　〉

〈入園希望理由〉

・保護者それぞれの入園希望理由を選択し、以下の該当する項目をすべて記入してください。
※複数該当する場合は複数チェックしてください。
※不存在の場合には、不存在にチェックをしてください。
　単身赴任は不存在に該当しません。

〈育児休業〉

①「直ちに復職を希望する」→復職を希望している場合にチェックしてください。
②「希望する保育所等に入園できない場合は、育児休業の延長も許容できる」
　→**必ず※の内容を確認のうえ**、チェックしてください。

〈申込児の退園〉

育児休業を取得したため、自治体が利用調整を行う保育所等を申込児が 2024 年 8 月末以前に退園したことがある場合、必ずご記入ください。

〈育児時間〉

育児時間の取得の有無について、必ず記入してください。
予定の場合も必ず記入してください。
未定の場合は、未記入でも構いません。

〈出産〉

出産予定がある場合には、必ず詳細を記入してください。
申請後に、出産（産休・育休取得）予定に変更があった場合は、変更届にその旨を記入し、提出してください。

〈疾病・障害、介護〉

入園希望理由にかかわらず該当するものがありましたら記入してください。

〈身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・愛の手帳・生活保護受給状況〉

該当するものに必ずチェックしてください。

〈 申込書第４面・記入例 〉

◎申込児の状況［該当事項をチェックし、必要項目を記入してください。］

児童氏名	（ 世田谷 次郎 ）	（ 世田谷 太郎 ）
現在の保育状況 （個人のときは氏名を記入してください。）	1 自宅で 世田谷 花子 が保育している 2 の職場に同行している （職場内託児所があり、そこで保育している ☐） 3 に預けている 該当の施設種別にチェックしてください。 ☐ 認可保育園 ☐ 認可外保育施設等 ☐ 個人 ☐ こども園（保育枠） ☐ こども園（幼稚園枠） 4 <上記2～3>保育料 月額 円 月 日から （週 日） ：	1 自宅で が保育している 2 の職場に同行している （職場内託児所があり、そこで保育している ☐） 3 ×××保育園 に預けている 該当の施設種別にチェックしてください。 ☑ 認可保育園 ☐ 認可外保育施設等 ☐ 個人 ☐ こども園（保育枠） ☐ こども園（幼稚園枠） 4 <上記2～3>保育料 月額 円 2024年 4月 1日から （週 5日） 時間 8：00～17：30
（個人のときは氏名を記入してください。）	で に 月 20 年 月 所在地	
身長および体重	出生時（ 50 ）cm （ 3 （ 申込時（ 70 ）cm （ 8500 ）g （2026年 9月現在）	申込時（ 98 ）cm （ 14 ）kg （2026年 9月現在）
発達の状況	・首のすわり 生後（ 3 ）か月頃 ・ ☐ 未 ・寝返り 生後（ 5 ）か月頃 ・ ☐ 未 ・はいはい 生後（ 7 ）か月頃 ・ ☐ 未 ・歩き始め 生後（ ）か月頃 ・ ☐ 未	・首のすわり 生後（ 3 ）か月頃 ・ ☐ 未 ・寝返り 生後（ 5 ）か月頃 ・ ☐ 未 ・はいはい 生後（ 7 ）か月頃 ・ ☐ 未 ・歩き始め 生後（ 12 ）か月頃 ・ ☐ 未
今までに大きな病気やけががありますか？	☑ 無 ・ ☐ 有（ ☐ 治療中 ☐ 経過観察 ☐ 完治 ） 病名等・病院名（ ） 時期 （ 歳 か月）	☑ 無 ・ ☐ 有（ ☐ 治療中 ☐ 経過観察 ☐ 完治 ） 病名等・病院名（ ） 時期 （ 歳 か月）
健診以外で定期的に通院している病院や訓練機関はありますか？	☐ 無 ・ ☑ 有 病院名等（ ○○病院 ） 病名等 （ アトピー・喘息 ）	☐ 無 ・ ☑ 有 病院名等（ △△病院 ） 病名等 （ 水腎症 ）
通院(所)期間・頻度	2026年 3月頃から （年 月・週 に 1 回）	2024年 6月頃から （年・月・週 に 1 回）
服薬	☐ 無 ・ ☑ 有 1日 3 回	☑ 無 ・ ☐ 有 1日 回
薬の名前	○○○○ ／ ○○○○	
アレルギーの有無	☐ 無(不明) ・ ☑ 有（ある場合は下記に記入）	☑ 無(不明) ・ ☐ 有（ある場合は下記に記入）
症状、アレルゲン（食物・薬品）など	卵(卵白)・小麦	
けいれん発作を起こしたことがありますか？	☐ 無 ・ ☑ 有（ 歳 7 か月の時） ↳ 発熱 ☐ 無 ・ ☑ 有 状況・頻度等（ 1度のみ ）	☑ 無 ・ ☐ 有（ 歳 か月の時） ↳ 発熱 ☐ 無 ・ ☐ 有 状況・頻度等（ ）
愛の手帳または障害者手帳お持ちですか？	☑ 無 ・ ☐ 有 愛の手帳 （ 度） 身体障害者手帳（ 級）精神障害者保健福祉手帳（ 級）	☑ 無 ・ ☐ 有 愛の手帳 （ 度） 身体障害者手帳（ 級）精神障害者保健福祉手帳（ 級）
医療的ケアが必要ですか？	☑ 不要・ ☐ 必要（ ）	☑ 不要・ ☐ 必要（ ）
保育所等の入園にあたり、健康上または発達上、気になることがありましたら記入してください。	☑ 無 ・ ☐ 有 （ある場合は下記に記入）	☐ 無 ・ ☑ 有 （ある場合は下記に記入） 言葉の発達の遅れがあり、療育に通院中です(週1回)

該当する場合は記入してください。
（※認可に限らず、認可外保育施設等に預けている場合も含みます）

以下の項目については必ずすべて記入してください。
記入いただいたお子さんの状態によっては、追加で「保育のめやす」や「子どもの状況」の提出を求める場合があります。追加で求めた書類が期日までにそろわない場合は、ご希望の入園月の選考に間に合わず、保育園の内定が保留となる場合があります。

事務処理欄（下記の部分は記入しないでください。）

☆記事 来所者【 父・母・祖父・祖母・対象児童・おじ・おば・その他（ ）】

記入不要

〈　申込書第５面・記入例　〉

◎入園申込みに関する重要事項の確認

※「保育のごあんない」も参照してください。

以下の事項は、保育所等入園申込みにあたり特に重要なことです。
該当する事項をよくご確認いただき、保護者総意のうえ、チェックおよびご署名をお願いします。

		確認
1. お申込みのすべての方へ	・入園選考に必要な書類は、入園希望月の申込締切日までに必ず提出してください。 ・提出がない場合は、入園選考対象外となります。 ・締切後に提出された書類は、次回以降の選考対象となります。	☑
	・申込後（申込有効期間内）に申請内容に変更があった場合（在園中の兄弟姉妹の状況含む。）は、必ず「申込内容変更・取下届」および必要書類を提出してください。 ・提出がないまま内定・入園し、申請内容と事実に相違があった場合は、内定取消または退園になることがあります。	☑
	・申込時の就労状況（予定）が入園後も継続するものとして利用調整を行います。 ・そのため、入園後、提出いただいた就労証明書の内容（就労日数・時間等）と事実に相違があった場合は、退園になる可能性があります。 ・変更があった場合は、入園担当へ連絡のうえ、直ちに必要な届出をしてください。 ・指数は、提出書類等を基に審査のうえ、決定します。	☑
	・保育所等入園（転園）申込書および区立保育園等延長保育申請書の有効期間は、提出月から1年後の入園選考まで有効となります。（2月・3月入園は除く） ・有効期間内に入園が決定した場合は、申込は取下げとなります。入園後、転園を希望する場合は再度申込みが必要となります。	☑
	・保育所等に内定したときは、入園月の前月末までに面接および健康診断を受けてください。 ・面接および健康診断の結果により集団保育ができます。	☑
	・集団保育が可能である旨を記入した診断書によっては集団保育が困難で保育園での受け入れない場合に、入園待機となることがあります。 ・なお、記入された事項を当該施設および事業者に提供させていただきます。	☑
	・申込児の兄弟姉妹（転園申込み中のお子さんを含む。）に保育料等の滞納がある方は、選考上不利になることがあります。	☑
	・入園前に在園中の兄弟姉妹が退園した場合または同時申込み中の兄弟姉妹の内定辞退または申込み取下をした場合は、選考時点での指数と異なるため、申込児が内定取消または退園となることがあります。	☑
2. 育児休業を取得中の方へ	・入園した場合は、育児休業期間又は兄弟姉妹の育児休業であるかにかかわらず、入園月中に復職してください。なお、自営業または雇用保険未加入者が取得している育児休業はみなし休業となるため、お子さんが満1歳を迎えた年度末の翌日まで、または入園月中のいずれか早いほうで復職してください（育児休業中の転園（下位選考）は除く。）。 ・復職後は、速やかに勤務先が作成する「復職証明書」を提出してください。 ・「復職」とは、育児休業を取得している在職中の職場に復職して就労を開始することをいいます。 ・復職の確認がとれなかった場合は、退園になります。 ・また、育児休業終了時に勤務先を退職（転職含む。）した場合は、内定取消または退園となることがありますので、必ず事前に入園担当にご相談ください。	☑
	・申込書第3面の育児休業に対する意思で、「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」にチェックされた方は、選考順位が下位となります。	☑
	・育児休業給付金に関する手続き等については、必ず勤務先やハローワークに確認してください。 （世田谷区では、2月および3月入園選考を行っておりません。）	☑
3. 勤務先に育児時間・育児短時間勤務制度等がある方へ	・育児時間・育児短時間勤務制度等を取得予定の方（既に取得中の方を含む。）は、週の勤務日数が減少する場合、短縮後の日数により選考します。	☑
4. 認可外保育施設や一時保育等に預けている方へ	・不定期利用かつ受託証明書に記載された利用実績が3か月に満たない場合は区で実績を確認します。 ・申込有効期間内に、利用状況の確認のため受託証明書の再提出を依頼します。受託証明書の再提出がない場合は、加点対象外となります。	☑
	・申込有効期間内で、受託をやめたり契約内容に変更があった場合は、速やかに報告してください。	☑
5. 転園	・ることはできません。 ことが可能です。	☑
6. 税情報等の提供にあたっての同意	・世田谷区が保育料等を算 認することおよびそれらの 報に基づき決定した保育料等について、特定教育・保育施設等に対して通知することに同意します。	☑

※必ず重要事項を確認のうえ、
漏れのないようにチェックしてください。

※手書き以外で作成した場合も必ず自筆でご記入ください。

※この申込書に記載された内容は、保育施設の入所に関する統計資料等に使用する場合があります。

上記1～5について確認し、6について同意しました。

申込児氏名：　世田谷　太郎

申込児生年月日：20 2 3 年 8 1 0 日生

※兄弟姉妹で申込む場合は、兄弟姉妹のうち1人分を申込児氏名欄に記入してください。

署名日：20 2 6 年 9 月 1 0 日

保護者署名：　世田谷　一郎

※必ず自筆で記入してください。

記入例

〈　就労証明書・記入例　〉

第3号様式（第5条、第16条、第25条関係）

就労証明書

世田谷区長　あて

証明日	西暦	2026	年	9	月	1 日
事業所名	世田谷区役所					
代表者名	保坂　展人					
所在地	世田谷区世田谷4－21－27					
電話番号	03	—	5432	—	1111	
担当者名	北沢　太郎					
記載者連絡先	03	—	5432	—	1200	

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	☐ 農業・林業　☐ 漁業　☐ 鉱業・採石業・砂利採取業　☐ 建設業　☐ 製造業　☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業　☐ 運輸業・郵便業　☐ 卸売業・小売業　☐ 金融業・保険業　☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス　☐ 宿泊業・飲食サービス業　☐ 生活関連サービス業・娯楽業　☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業　☐ 複合サービス事業　☑ 公務　☐ その他（　　）
2	フリガナ	セタガヤ　ハナコ
	本人氏名	世田谷　花子　　生年月日　1989 年 7 月 6 日
3	雇用(予定)期間等	☑ 無期　☐ 有期　期間（無期の場合は雇用開始日のみ）　2013 年 4 月 1 日 ～　年　月　日
4	本人就労先事業所	名称 住所
5	雇用の形態	☑ 正社員　☐ パート・アルバイト　☐ 派遣社員　☐ 契約社員　☐ 会計年度任用職員　☐ 非常勤・臨時職員　☐ 役員 ☐ 自営業主　☐ 自営業専従者　☐ 家族従業者　☐ 内職　☐ 業務委託　☐ その他（　　）
6	就労時間（固定就労の場合）	月 ☑　火 ☑　水 ☑　木 ☑　金 ☑　土 ☐　日 ☐　祝日 ☐　合計時間　月間 183 時間 45 分（うち休憩時間 1260 分） 一月当たりの就労日数　月間 21 日　一週当たりの就労日数　週間 5 日 平日 8 時 30 分 ～ 17 時 15 分（うち休憩時間 60 分） 土曜　時　分 ～　時　分（うち休憩時間　分） 日祝　時　分 ～　時　分（うち休憩時間　分）
	就労時間（変則就労の場合）	合計時間　☐ 月間　☐ 週間　時間　分（うち休憩時間　分） 就労日数　☐ 月間　☐ 週間　日 主な就労時間帯・シフト時間帯　時　分 ～　時　分（うち休憩時間　分）
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、時間数に休憩・残業時間を含む	年月 2025 年 11 月　12 日／月　105 時間／月 年月 2025 年 10 月　22 日／月　192.5 時間／月 年月 2025 年 9 月　19 日／月　166.25 時間／月
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定　☐ 取得中 期間　年　月　日 ～　年　月　日
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定　☑ 取得中　☐ 取得済み 期間　2026 年 2 月 27 日 ～ 2026 年 10 月 31 日
10	産休・育休以外の休業の取得	☐ 取得予定　☐ 取得中　☐ 取得済み　理由　☐ 介護休業　☐ 病休　☐ その他（　　） 期間　年　月　日 ～　年　月　日
11	復職(予定)年月日	☑ 復職予定　☐ 復職済み　2026 年 11 月 1 日
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☑ 取得予定　☐ 取得中　期間　2026 年 11 月 1 日 ～ 2028 年 3 月 31 日 主な就労時間帯・シフト時間帯　8 時 30 分 ～ 15 時 15 分（うち休憩時間 60 分）
13	保育士等としての勤務実態の有無	☐ 有　☐ 有(予定)　☑ 無
14	(雇用契約の)満了後の更新の有無	☐ 有　☑ 有(予定)　☐ 無　☐ 未定
15	入所内定時育休短縮可否	☑ 可　☐ 可(予定)　☐ 否
16	育休延長可否	☑ 可　☐ 可(予定)　☐ 否
17	単身赴任期間(予定含む)	年　月　日 ～　年　月　日
18	備考欄	雇用保険加入状況　☐ 加入　☐ 未加入　育児のための短時間勤務制度利用(No.12)に該当する場合　就労日数 週 5 日
19	保護者記載欄	児童名：世田谷　太郎　生年月日：2026 年 1 月 1 日　施設名：世田谷保育園　☐ 利用中　☑ 申込中(第一希望) 児童名　生年月日：年 月 日　施設名　☐ 利用中　☐ 申込中(第一希望) 児童名　生年月日：年 月 日　施設名　☐ 利用中　☐ 申込中(第一希望)

2026.09

【問合せ先】世田谷区保育認定・調整課入園担当　電話 03-5432-1200

記入例

＜就労証明書の主な注意事項＞

※ 記載事項に虚偽があった場合は申込みが無効または内定取消となります。
※ 誤って記入した場合は、二重線で消し正しい情報をご記入ください。

事業所名	・証明書の発行に責任を持つ企業・組織・団体名等を記載してください。 ・派遣の場合は勤務状況について把握していれば派遣元・派遣先どちらで証明していただいても構いません。 ・個人事業主の場合は事業者の名称を記載してください。
代表者名	・代表者（法人の代表者や個人事業主）の氏名を記載してください。
所在地	・就労先住所ではなく証明書発行事業所の住所を記載してください。
担当者名／記載者連絡先	・証明書の内容について、自治体からの事務的な連絡を受ける場合の担当者名/電話番号を記載してください。
No.3　雇用(予定)期間等	・契約内容の変更を予定している場合、変更前の契約が終了する日を終期として記載してください。有期雇用の場合はNo.14も記載してください。
No.4　本人就労先事業所	・右上欄に記載の事業所名・所在地と異なる場合、本人が実際に働いている事業所の名称・勤務先の住所を記載してください。 ・実際に働いている就労場所が複数存在する場合は、主たる就労先の住所を記載してください。 ・就労場所が存在しない場合には、自宅等就労時に本人が主として存在している場所を記載してください。
No.5　雇用の形態	・自営業の場合は「自営業主」（個人事業主、経営者、代表者等）又は「自営業専従者」又は「家族従業者」のいずれかにチェックしてください。（保護者または保護者の３親等内の親族が代表者の場合は自営業扱いとなります。） ・「契約社員」等の場合で、「会計年度任用職員」にも該当する場合は、「会計年度任用職員」にチェックしてください。 ・「パート・アルバイト」「派遣社員」「契約社員」「会計年度任用職員」のいずれにも該当しない非常勤・臨時職員である場合「非常勤・臨時職員」にチェックしてください。 ・雇用の形態に該当する項目がない場合は「□その他」にチェックし、簡潔に記載してください。
No.6　就労時間 （固定就労の場合）	・雇用契約に基づく就労時間・就労日数であり、実際に就労した時間・日数（実績）ではありません。育児短時間勤務制度を利用している場合でも、制度利用前の就労時間・就労日数を記載してください。 ・休憩時間は就労時間数に含めてください。（就業規則等で定められている休憩に限る。） ・夜間勤務など日をまたぐ場合には、0時～29時の幅で記載してください。 （例：22時から翌朝5時まで就労する場合は「22時00分～29時00分」）
No.6　就労時間 （変則就労の場合）	・日々の就労時間が定められていない就労者について、雇用契約に基づく就労時間・就労日数を記載してください。 ・月間又は週間の就労時間・就労日数（合計）を記載してください。 ・雇用契約に基づく就労時間・就労日数であり、実際に就労した時間・日数（実績）ではありません。育児短時間勤務制度を利用している場合でも、制度利用前の就業規則上の就労時間数・日数を記載してください。 ・主な就労時間帯・シフト時間帯について、最も可能性の高い（勤務回数の多い）時間帯を記載してください。 ・雇用契約上、コアタイム等の定めがない場合も、想定される最も標準的な時間帯を記載してください。 ・休憩時間は就労時間数に含めてください。（就業規則等で定められている休憩に限る。） ・夜間勤務など日をまたぐ場合には、0時～29時の幅で記載してください。 （例：22時から翌朝5時まで就労する場合は「22時00分～29時00分」）
No.7　就労実績 ※日数に有給休暇を含み時間数に休憩・残業時間を含む	・直近３か月の１か月当たりの就労日数、就労時間数について記載してください。なお、育児休業等により直近３か月において１か月分の就労実績がない場合は、育児休業等取得前の（産休・育休等取得月を除いた）就労実績を記載してください。 ・新しい年・月から記載してください（例：○○年６月、○○年５月、○○年４月）。 ・有給休暇の取得日は就労日数に含めてください。 ・有給休暇分の就労時間数および残業時間は就労時間数に含めてください。 ・休憩時間は就労時間数に含めてください。（就業規則等で定められている休憩時間に限る。） ・育児短時間勤務制度等を利用している場合は、それらの制度利用の上での勤務実績（実際に当該月に勤務した実績）を記載してください。
No.8　産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	・法令上の産前・産後休業に限らず法人独自の就業規則等に基づいた休業も含みます。 ・終了日が確定していない場合でも終了予定日を記載してください。
No.9　育児休業の取得 ※取得予定を含む No.10　産休・育休以外の休業の取得期間 ※取得予定を含む	・法令上の育児休業に限らず法人独自の就業規則等に基づいた休業も含みます。 ・終期が確定していない場合でも終了予定日を記載してください。 ・取得済みの場合は取得実績を記載してください。 ・複数該当する場合は、証明日の状況に一番近いものを記載し、その他は備考欄に記載してください。
No.12　育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	・育児のための短時間勤務制度の利用により、就業規則上の通常の就労時間（No.6に記載の時間）より短い就労時間（就業規則上の特別等いわゆる時短勤務）とする予定である又はしている場合についてチェックしてください。 ・当該短時間勤務制度の利用（予定）期間及び当該短時間勤務制度利用時の主な就労時間帯（勤務体制変更後の就労時間帯）について記載してください。 ・No.6には短時間勤務制度利用前の就労時間帯、No.12には短時間勤務制度利用後の就労時間帯を記載してください。 ・No.18の備考欄に変更後の就労日数を記載してください。
No.18　備考欄	・雇用保険の加入状況についてチェックしてください。 ・No.6に記載の就労時間帯につき、出退勤時間の特例等、記載時間帯を超えて拘束時間が生じている場合には、その旨この欄に記載してください。 ・No.9の育児休業及びNo.10の産休・育休以外の休業の取得実績等について追加記載が必要な場合はこの欄に記載してください。 ・No.12の育児のための短時間勤務制度を利用する場合は変更後の就労日数を記載してください。

保育施設コード表

※より詳細な内容は、P54 ～ P67を参照

世田谷地域

コード	施設名称	区分	延長	開始年齢	備考
101	池尻	区立	有	1歳	
102	三宿	区立	有	5カ月	
103	太子堂	区立	有	5カ月	令和9年度改修予定
104	三軒茶屋	区立	有	1歳	
105	世田谷	区立	有	5カ月	
106	桜	区立	有	1歳	P76参照
107	東弦巻	区立	有	5カ月	
108	弦巻	区立	有	1歳	P76参照
109	西弦巻	区立	有	5カ月	P76参照
110	南桜丘	区立	有	5カ月	
111	わかくさ	区立	有	5カ月	
112	下馬	区立	有	5カ月	
113	駒沢	区立	有	1歳	
114	上馬	区立	有	5カ月	P76参照
121	鳩ぽっぽ	私立	有	57日	
122	さくらのその	私立	有	3歳から5歳	
123	さくらのその分園つぼみ	私立	有	57日から2歳	本園に進級
124	池尻かもめ	私立	有	57日	令和13年3月末に閉園予定
125	下馬鳩ぽっぽ	私立	有	57日	
126	下馬鳩ぽっぽ分園野の花園	私立	有	57日	
127	おともだち	私立	有	6カ月	
128	おともだち分園こまどめ	私立	有	2歳から5歳	
129	おともだち分園こまつなぎ	私立	有	6カ月から1歳	本園または、分園こまどめに進級
130	桜ヶ丘	私立	有	6カ月	
131	経堂	私立	有	57日	
132	オリービア	私立	有	1歳	
133	太子堂なごみ	私立	有	57日	
134	烏山杉の子分園みなみ風	私立	有	1歳	
135	すこやか分園キリン	私立	有	57日	
136	もみの木保育園太子堂	私立	有	57日	
137	世田谷はっと	私立	有	57日	
138	遊愛	私立	有	57日	
139	桜すくすく	私立	有	57日	
140	駒沢こだま	私立	有	57日	
141	世田谷いちい北ウィング	私立	有	57日	南ウィングとは別園（建物は同一）
142	世田谷いちい南ウィング	私立	有	57日	北ウィングとは別園（建物は同一）
143	ポピンズナーサリースクール経堂南	私立	有	57日	
144	キッズスマイル世田谷上馬	私立	有	57日	
145	クラルテ	私立	有	57日	
146	ミアヘルサ保育園ひびき上馬	私立	有	57日から2歳	進級先なし
147	ラフ・クルー経堂	私立	有	57日から2歳	進級先なし
148	昭和ナースリー	私立	有	57日から2歳	昭和女子大学附属昭和こども園に進級
149	グローバルキッズ世田谷四丁目園	私立	有	57日	
150	グローバルキッズ若林園	私立	有	57日	
151	桜の詩	私立	有	57日	
152	おともだち・ララ	私立	有	57日	
153	わらべうた三宿	私立	有	57日から2歳	進級先なし
154	祖師谷わかば千歳船橋分園あおばA	私立	有	57日から2歳	祖師谷わかばに進級
155	祖師谷わかば千歳船橋分園あおばB	私立	有	57日から2歳	大蔵ふたばに進級
156	三宿の杜なごみ	私立	有	57日から3歳	認定こども園区立多聞幼稚園に進級
157	インターナショナル三軒茶屋えほん	私立	有	57日	
158	よつば	私立	有	57日	
159	三茶こだま	私立	有	57日	
160	上町しぜんの国	私立	有	57日	
161	天使の詩	私立	有	57日	
162	三軒茶屋わこう	私立	有	57日から2歳	駒沢わこう（送迎）に進級
163	世田谷1丁目ゆたか園	私立	有	57日	
164	スマイルキッズ駒繋	私立	有	57日	
165	モニカ三軒茶屋園	私立	有	57日から2歳	進級先なし
166	つくし	私立	有	57日から2歳	進級先なし
167	フロンティアキッズ上町	私立	有	57日	
168	いいほいくえん用賀	私立	有	57日	
169	フロンティアキッズ上馬	私立	有	57日	
170	野沢そらの木	私立	有	57日	
171	若葉の詩	私立	有	57日	
172	つむぎ	私立	有	57日	
173	サン・ベビールーム	私立	有	43日から2歳	進級先なし
174	グローバルキッズ松陰神社駅前	私立	有	57日	
180	多聞幼稚園	こども園	有	4歳	実費負担あり、延長※
181	青葉学園野沢こども園	こども園	有	1歳	実費負担あり
182	昭和女子大学附属昭和こども園	こども園	有	57日	実費負担あり
183	日本大学認定こども園	こども園	有	6カ月	実費負担あり
184	もみの木Mom太子堂A	小規模	無	5カ月から2歳	もみの木太子堂に進級
193	もみの木Mom太子堂B	小規模	無	5カ月から2歳	遊愛に進級
185	ふたばクラブ三軒茶屋	小規模	有	57日から2歳	進級先なし
186	なかよしほいくえん	小規模	有	43日から2歳	進級先なし
187	ベベ・ア・パリ保育園経堂	小規模	有	57日から2歳	進級先なし
188	上馬つきの木	小規模	有	57日から2歳	野沢そらの木に進級
189	マリアの家	小規模	有	57日から2歳	進級先なし
191	世田谷ほしにねがいをA	小規模	有	57日から2歳	つむぎに進級
192	世田谷ほしにねがいをB	小規模	有	57日から2歳	桜すくすくに進級
190	ヤクルト経堂	事業所内	有	1歳から2歳	進級先なし

北沢地域

コード	施設名称	区分	延長	開始年齢	備考
301	豪徳寺	区立	有	1歳	
303	守山	区立	有	1歳	
304	若竹	区立	有	1歳	
305	松原北	区立	有	5カ月	
306	赤堤	区立	有	1歳	
311	春明	私立	無	6カ月	
312	松原	私立	有	57日	
313	早苗	私立	有	6カ月	
314	早苗分園ほなみ	私立	有	6カ月から2歳	本園に進級
315	河田	私立	有	1歳	
316	梅丘至誠	私立	有	57日	
317	東北沢ききょう	私立	有	57日	
318	梅丘なごみ	私立	有	1歳	
319	代沢みこころ	私立	有	1歳	
320	みんなのおうち	私立	有	57日	
321	ポピンズナーサリースクール羽根木	私立	有	57日	
322	赤堤ゆりの木	私立	有	57日	
323	マリア	私立	有	57日	
324	わらべうた経堂	私立	有	57日から2歳	進級先なし
325	スマイルキッズ下北沢	私立	有	57日	
326	にじのおうち	私立	有	57日	
327	代沢ききょう	私立	有	57日	
328	RISSHO KID'S きらり代沢	私立	有	57日	
329	世田谷代田仁慈保幼園	私立	有	57日	
330	北沢みこころ	私立	有	57日から2歳	進級先なし
331	まつばらけやき分園	私立	有	57日から1歳	本園に進級
332	まつばらけやき本園	私立	有	57日	
333	梅丘至誠パーチェ	私立	有	57日から2歳	梅丘至誠に進級
334	おおわだ保育園世田谷豪徳寺	私立	有	57日	
335	キッズスマイル世田谷梅丘	私立	有	57日	
336	葵みこころ	私立	有	57日	
337	にじいろ保育園松原	私立	有	57日	
338	スマイルキッズドレミファ	私立	有	57日から2歳	進級先なし
339	京王キッズプラッツ桜上水	私立	有	1歳	
340	羽根木こども園	こども園	有	57日	実費負担あり
341	円光院幼稚園	こども園	無	3歳から5歳	実費負担あり
342	アルタベビー下北沢園	小規模	有	6カ月から2歳	進級先なし
350	風の丘めぐみ保育園 風棟	私立	有	57日から2歳	風の丘めぐみ保育園 森棟に進級
351	風の丘めぐみ保育園 森棟	私立	有	3歳	
352	下北沢そらいろ	私立	有	57日	
353	あそびの森ゆう	私立	有	57日から2歳	あそびの森ゆう+（たす）に進級
354	あそびの森ゆう+（たす）	私立	有	3歳	
355	下北沢	私立	有	57日	
356	学び処世田谷保育屋敷わぴさぴあそび	私立	有	57日	
357	みこと	私立	有	57日	
358	代沢みこころ分園小さな森	私立	有	1歳から2歳	進級先なし

玉川地域

コード	施設名称	区分	延長	開始年齢	備考
401	南奥沢	区立	有	1歳	P76参照
402	奥沢	区立	有	5カ月	P76参照
404	中町	区立	有	5カ月	
405	玉川	区立	有	1歳	
406	上用賀	区立	有	5カ月	P76参照、令和9年度改修予定
407	ふじみ	区立	有	1歳	P76参照
408	用賀	区立	有	1歳	P76参照
409	用賀分園わくわく	区立	有	1歳	令和10年3月末に閉園予定、P76参照
410	等々力中央	区立	有	5カ月	
411	新町	区立	有	1歳	P76参照
421	めぐみ	私立	有	57日	
422	いずみ	私立	有	57日	
423	わかな	私立	有	1歳	
424	ナオミ	私立	有	43日	
425	ナオミ分園ぶどうの木	私立	有	43日	
426	空の鳥分園りんごの木	私立	有	57日	
427	等々力	私立	有	57日	
428	等々力分園このは	私立	有	57日	

※備考欄に「進級先なし」となっている場合、3歳児以降引き続き保育施設等のご利用を希望される場合は、再度入園選考（利用調整）をお申込みいただく必要がございます。
※短時間開所・・・午前9時～午後5時（8時間開所）
※認定こども園多聞幼稚園の延長保育は、連携先である三宿の杜なごみ保育園で延長保育を受けている子どもを対象にします。
※医療的ケア児枠をご希望される場合は、コードNoは不要です。

保育施設コード表

429	尾山台	私立	有	57日	
430	用賀なのはな	私立	有	57日	
431	用賀なのはな深沢分園	私立	有	1歳から2歳	本園に進級
432	さくらの木	私立	有	57日	
433	身延山	私立	有	5カ月	
434	身延山分園さくら青空	私立	無	1歳から2歳	本園に進級
435	さくらしんまち	私立	有	57日	
436	ぴっころ	私立	有	57日	
437	グリーンヒル奥沢	私立	有	57日	
438	グリーンヒル奥沢分園グリーンバレー等々力	私立	有	1歳	
439	上用賀青い空分園森の家	私立	有	1歳	
440	たまがわみんなの家	私立	有	57日	
441	グリーンフィールド上野毛	私立	有	57日	
442	駒沢どろんこ	私立	有	57日	
443	Gakkenほいくえん等々力	私立	有	57日	
444	ふかさわミル	私立	有	57日	
445	せたがやこころ	私立	有	57日	
446	ベネッセ桜新町	私立	有	57日	
447	わらべうた桜新町	私立	有	57日	
448	ポピンズナーサリースクール世田谷中町	私立	有	57日	
449	馬事公苑ひかり	私立	有	57日	
450	用賀みこころ	私立	有	57日	
451	ニチイキッズ深沢坂上	私立	有	57日	
452	Cha Cha Children Todoroki	私立	有	57日	
453	世田谷仁慈保幼園	私立	有	57日	
454	キッド・ステイ世田谷南	私立	有	57日	
455	わらべうた等々力	私立	有	57日から2歳	進級先なし
456	スマイルキッズ桜新町	私立	有	57日	保育場所2か所あり
457	グリーンホーム東玉川	私立	有	57日	
458	尾山台みどり	私立	有	57日	
459	上用賀青い空	私立	有	57日	
460	用賀ルンビニ	私立	有	57日	
461	コンビプラザ等々力	私立	有	57日	
462	空の鳥	私立	有	57日	
463	RISSHO KID'S きらり玉川	私立	有	57日から2歳	RISSHO KID'S きらり岡本に進級
464	駒沢わこう	私立	有	57日	
465	駒沢わこう（送迎）	私立	有	3歳から5歳	P71、72参照
466	にじのこ	私立	有	57日	
467	いいほくえん用賀分園	私立	無	1歳	本園に進級
468	東玉川善隣	私立	有	1歳	
469	かほる	私立	有	57日	
470	ラフ・クルー駒沢	私立	有	1歳	
471	おひさま	私立	有	57日から2歳	進級先なし
472	スマイルキッズ深沢	私立	有	1歳	進級先なし
480	ホームマミーおくさわA	小規模	無	36日から2歳	にじのこに進級
486	ホームマミーおくさわB	小規模	無	1歳から2歳	進級先なし
481	駒沢ほしにねがいをA	小規模	有	57日から2歳	さくらの木に進級
482	駒沢ほしにねがいをB	小規模	有	57日から2歳	さくらしんまちに進級
483	駒沢ほしにねがいをC	小規模	有	57日から2歳	ぴっころに進級
484	ラフ・クルー駒沢公園ナーサリー	小規模	有	57日から2歳	ラフ・クルー駒沢に進級
485	等々力ほしにねがいを	小規模	有	57日から2歳	ChaCha Children Todoroki に進級

砧地域

コード	施設名称	区分	延長	開始年齢	備考
501	船橋東	区立	有	1歳	
502	希望丘	区立	有	5カ月	
503	小梅	区立	有	1歳	
504	喜多見	区立	有	1歳	P76参照
505	南大蔵	区立	有	5カ月	P76参照
506	大蔵	区立	有	1歳	P76参照
511	祖師谷わかば	私立	有	57日	
512	砧	私立	有	57日	
513	世田谷つくしんぼ	私立	有	57日	
514	千歳	私立	有	6カ月	
515	千歳なないろ	私立	有	6カ月	
516	すこやか園	私立	有	57日	
517	宇奈根なごやか園	私立	有	57日	
518	宇奈根なごやか園（送迎）	私立	有	3歳から5歳	P73、74、75参照
519	青い空	私立	有	5カ月	
520	成育しせい	私立	有	57日	
521	大蔵ふたば	私立	有	57日	
522	ひだまり	私立	有	57日	
523	喜多見バオバブ	私立	有	57日	
524	成城つくしんぼ	私立	有	57日	
525	岡本こもれび	私立	有	57日	
526	喜多見野の花	私立	有	57日	
527	世田谷おとぎの森	私立	有	1歳	
528	太陽の子世田谷船橋	私立	有	57日	
529	Gakkenほいくえん砧	私立	有	57日	
530	生活クラブ・ぽむ砧	私立	有	1歳	
531	生活クラブ・ぽむ砧分園	私立	有	57日	本園に進級
532	ちきゅうのこどもほいくえん成城	私立	有	57日	
533	太陽の子世田谷きぬた	私立	有	57日	
534	AIAI NURSERY 祖師谷	私立	有	1歳	
535	ﾁｬｲﾙﾄﾞｽｸｰﾙｱそしがや	私立	有	57日	
536	太陽の子めぐりさわ	私立	有	57日から2歳	太陽の子千歳台二丁目に進級
537	太陽の子千歳台二丁目	私立	有	57日	
538	にじいろ保育園千歳台	私立	有	57日	
539	鎌田のびやか園	私立	有	57日	
540	鎌田のびやか園（送迎）	私立	有	3歳から5歳	P73～75参照
541	鎌田のびやか園分園A	私立	有	57日から2歳	宇奈根なごやか（送迎）に進級
542	鎌田のびやか園分園C	私立	有	57日から2歳	鎌田のびやか（送迎）に進級
543	はあと保育園成城	私立	有	57日	
544	はあと保育園成城分園	私立	有	57日から2歳	本園に進級
545	フラヌール保育園	私立	有	3歳から5歳	
546	フラヌール保育園分園	私立	有	57日から2歳	本園に進級
547	キッズスマイル世田谷千歳台	私立	有	57日	
548	もみの木保育園希望丘	私立	有	57日	
549	YMCA保育園ねがい	私立	有	57日	
550	RISSHO KID'S きらり岡本	私立	有	57日	
551	RISSHO KID'S きらり岡本(送迎)	私立	有	3歳から5歳	P69、70参照
552	ひなたの森	私立	有	1歳	
553	日本女子体育大学付属	私立	有	57日	
554	ひなたの森保育園分園	私立	有	57日から2歳	本園に進級
555	えにっくす成城	私立	有	1歳	進級先なし
556	もみの木希望丘分園	私立	有	1歳	本園に進級
557	喜多見こどもの家	私立	有	57日	進級先なし
558	えにっくす芦花公園	私立	有	1歳	進級先なし
559	認定こども園　世田谷ベアーズ	こども園	有	57日	実費負担あり
560	らふ・くるーまむ	家庭的	有	1歳から2歳	進級先なし、短時間開所
561	青い空の家	小規模	有	5カ月から2歳	青い空に進級
562	高木	私立	有	43日から2歳	進級先なし
563	えにっくす	小規模	有	42日から2歳	進級先なし、短時間開所

烏山地域

コード	施設名称	区分	延長	開始年齢	備考
601	松沢	区立	有	1歳	
602	上北沢	区立	有	5カ月	
603	上祖師谷	区立	有	1歳	
604	上祖師谷南	区立	有	5カ月	
605	南八幡山	区立	有	1歳	P76参照
606	八幡山	区立	有	1歳	
607	給田	区立	有	5カ月	P76参照
608	芦花	区立	有	5カ月	
609	烏山北	区立	有	1歳	P76参照
610	西之谷	区立	有	5カ月	P76参照
611	祖師谷	私立	有	57日	
612	祖師谷分園	私立	有	57日	
613	烏山杉の子	私立	有	57日	
614	烏山	私立	有	57日	
615	せたがや小鳥の森	私立	有	57日	
616	北烏山なごみ	私立	有	57日	
617	小さなおうち	私立	有	1歳	
618	烏山いちご	私立	有	57日	
619	第二いちご	私立	有	57日	
620	烏山翼	私立	有	57日	
621	上北沢こぐま	私立	有	57日	
622	いずみの園	私立	有	1歳	
623	Cha Cha Children Soshigayakoen	私立	有	1歳	
624	Cha Cha Children Soshigayakoen Parkside	私立	有	57日から2歳	本園に進級
625	芦花そらいろ	私立	有	57日	
626	芦花の丘かたるぱ	私立	有	57日	
627	ピノキオ	私立	有	57日	
628	京王キッズプラッツ烏山	私立	有	57日から2歳	進級先なし
629	にじいろ保育園給田分園	私立	有	57日から2歳	本園に進級
630	えにっくす八幡山	私立	有	57日から2歳	進級先なし
631	にじいろ保育園給田	私立	有	57日	
632	ラフ・クルー烏山	私立	有	57日	
633	ラフ・クルー烏山保育園分園	私立	有	57日から2歳	本園に進級
634	メネス	私立	有	57日から2歳	進級先なし
640	おうち①	家庭的	有	57日から2歳	進級先なし、短時間開所
641	おうち②	家庭的	有	57日から2歳	進級先なし、短時間開所
643	ららるー	小規模	有	36日から2歳	進級先なし、短時間開所
644	千歳ぴっち	小規模	有	57日から2歳	千歳に進級
645	翼の鐘A	小規模	有	57日から2歳	烏山翼に進級
646	翼の鐘B	小規模	有	57日から2歳	第二いちごに進級

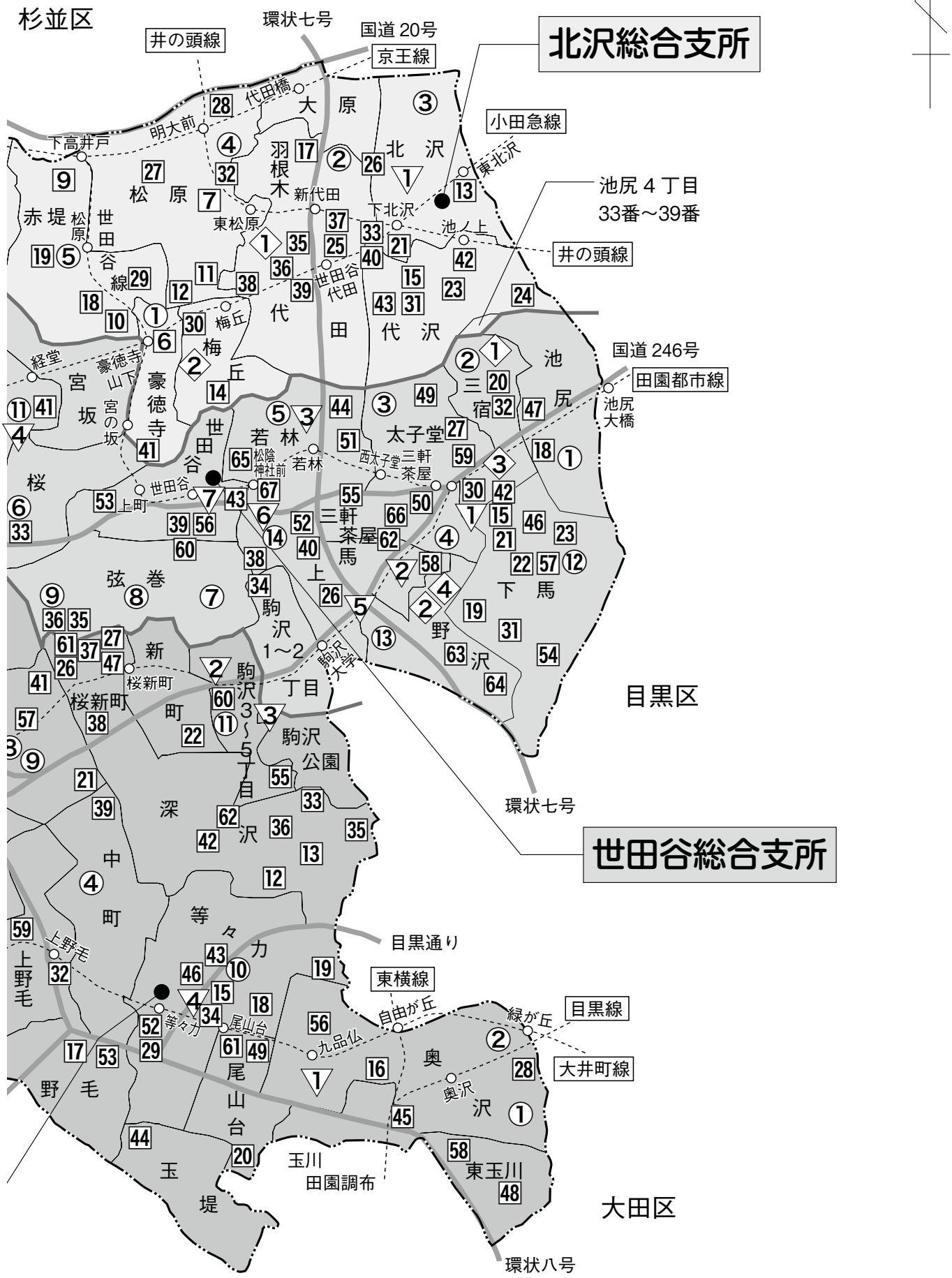
※備考欄に「進級先なし」となっている場合、3歳児以降引き続き保育施設等のご利用を希望される場合は、再度入園選考（利用調整）をお申込みいただく必要がございます。
※短時間開所・・・午前9時～午後5時（8時間開所）
※医療的ケア児枠をご希望される場合は、コードNoは不要です。



○ は区立認可保育園
□ は私立認可保育園
◇ は認定こども園
△ は家庭的保育事業
▽ は小規模保育事業
☆ は事業所内保育事業
● は総合支所

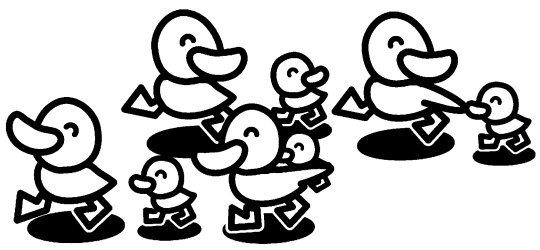
各保育園名等詳細は、P.54 ～ P.67 の
保育園等一覧の地図 No. を参照してください。

保育園等所在地


杉並区
井の頭線
環状七号
国道 20号
京王線
北沢総合支所
小田急線
池尻４丁目
33番～39番
井の頭線
国道 246号
田園都市線
池尻大橋
目黒区
環状七号
世田谷総合支所
目黒通り
東横線
目黒線
大井町線
大田区
環状八号
下高井戸
明大前
代田橋
大原
北沢
東北沢
下北沢
池ノ上
新代田
東松原
松原
赤堤
松原
世田谷線
世田谷代田
代田
梅丘
豪徳寺
山下
経堂
宮坂
宮の坂
豪徳寺
世田谷
若林
松陰神社前
若林
西太子堂
三軒茶屋
太子堂
三軒茶屋
池尻
三宿
池尻大橋
桜
世田谷
上町
弦巻
駒沢1～2丁目
駒沢大学
新町
桜新町
桜新町
駒沢3～5丁目
駒沢公園
深沢
中町
等々力
上野毛
尾山台
九品仏
自由が丘
緑が丘
奥沢
野毛
玉川
田園調布
玉堤
東玉川

MEMO

MEMO



令和９年度クラス編成

クラス	生　年　月　日
０歳児	令和 8（2026）年４月２日～ 園により開始月齢が異なります。
１歳児	令和 7（2025）年４月２日～ 令和 8（2026）年４月１日
２歳児	令和 6（2024）年４月２日～ 令和 7（2025）年４月１日
３歳児	令和 5（2023）年４月２日～ 令和 6（2024）年４月１日
４歳児	令和 4（2022）年４月２日～ 令和 5（2023）年４月１日
５歳児	令和 3（2021）年４月２日～ 令和 4（2022）年４月１日

13 ページも併せてご確認ください

〈申込締切日〉

入園希望月 ※入園日は毎月１日	申込締切日	
	電子申請・ 郵送（消印有効）	窓口申込
令和８（2026）年10月	令和８（2026）年 ９ 月 ５ 日	９ 月10日
令和８（2026）年11月	令和８（2026）年10月 ５ 日	10月 ９ 日
令和８（2026）年12月	令和８（2026）年10月19日	10月23日
令和９（2027）年 １ 月	令和８（2026）年10月29日	11月 ４ 日
令和９（2027）年 ２ 月	世田谷区は２月選考を行いません	
令和９（2027）年 ３ 月	世田谷区は３月選考を行いません	
令和９(2027)年４月(一次)	令和８（2026）年11月 ５ 日	11月10日
令和９（2027)年４月(二次)	令和９（2027）年 １ 月27日	２ 月 １ 日
令和９（2027）年 ５ 月	令和９（2027）年 ４ 月 ５ 日	４ 月 ９ 日
令和９（2027）年 ６ 月	令和９（2027）年 ５ 月 ５ 日	５ 月10日
令和９（2027）年 ７ 月	令和９（2027）年 ６ 月 ５ 日	６ 月10日
令和９（2027）年 ８ 月	令和９（2027）年 ７ 月 ５ 日	７ 月 ９ 日
令和９（2027）年 ９ 月	令和９（2027）年 ８ 月 ５ 日	８ 月10日
令和９（2027）年10月	令和９（2027）年 ９ 月 ５ 日	９ 月10日

※ 太枠内 は締切日が早くなっていますので、ご注意ください。